



国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A
	18
	2199

裏面白紙

八六

憂慮サレテ居タ如ク我ソ哉等ガ廿二日ニ勃發シマシタ。カ、ル復雜
 マル事滴ノ中ニ於ケル對外國運ヲ取扱フコトハ日本ニトツテ微妙ナ困
 難ナ事デアリマシタ。(576) 予期ノヨウニ松岡ハ近衛公ニ相談ナク單
 ノシベリア出兵ヲ唱道シマシタガ、之ハ近衛ハ勿論閣僚ノ不贊成ニ遇ヒ
 マシタ。ソレハ一九〇一年六月廿二日ノ日記ニ記サレテアリマシヤウニ
 木戸ガ天皇陛下ニ言上シタ事ガ考慮サレタカラデアリマス。(577)
 閣下ハ總テ首相ヲ選ジテ取扱ハレル事ガ天皇陛下ノ意思召デアリ又首相
 ト重ニ協議スルコトガ重要テアル事ヲ松岡ニオ話しテアルベキデアルト
 陛下ニ申上ケタ事ガ考慮サレタカラデアリマス。木戸日記ヲ熟讀スレ
 バ政府ノ政策ニ對シ陛下ノオ考ニ影響ヲ及ボスヤウテ事ハ何モ木戸ハ陛
 下ニ申上ケテ居ナカッタ事ガ明確ニ判明スル答デアリマス。ソレラス
 レバ内閣ニ對スル木戸ノ干渉トナツタ答デアリマス。
 天皇陛下ガ適當ニ首相ニ重キヲ置ク態度ヲオ示シニナルコト、内閣統一
 ニ有弊ナル出過ぎタ行動ヲ御察ジニナル態度ヲオ示シニナルコトヲ希望
 シタマデデアリマス。

- (576) 供述 一七三項 記録三〇、九二七
- (577) 法廷證一〇九三 記録一〇、六六四

裏面白紙

(579) (578) 供述第一一五一項 記録三〇九〇六
記録一〇、〇二四

之ハ木戸ガ内大臣トシテ政府ノ正規ノ役能ヲ侵害セズ、官廷ト政府トノ
區別ヲ嚴肅ニ守ルタメ細心ノ注意ヲ拂ツタ類著ナ一例テアリマス。木戸
ガ説明シタヤウニ(578)政策ニ關シ政府或ハ統帥部ノ説明スル處ガ相當
ニ根據アルモノト考ヘラレタ場合内大臣ハ之ヲ陛下ニ御懇可ニナルヤウ
申シ上ゲルノテアリマシタ。取襟ナ場合ニ於テハ内大臣ハ嘗ニ御下問ニ
稱シテ、自分ノ意見ヲ申上ゲルニ付、慎重ナル様ニ注意シマシタ
木戸日記ニ示サレテアリマスヤウニ(579)立朝即チ一九四一年六月廿三日木
戸ハ陛下ニ拜論シ近衛ト松岡トノ談話ヲ言上シマシタ。ソノ日ノ記事
ニ木戸ガ近衛ト午後二時四十分カラ午後四時迄「朝野」ニヨツテ變化
シテ來タ情勢ニ關シ卒直ナ意見ノ交換ヲ行ツタ。事實ヲ擧ゲテ居リマス。
檢察官ハ木戸ガ日記ニソノ談話ノ事ヲ記述シテ居ナイト雖、ソノ形跡ガ
ナイト暗ニ述ベテ居マスガ不幸ニモ木戸ハ此裁判ノ起ルコトヲ予期シテ
カツタノテアリマス。
於察官ハ此會話ニ關シ木戸ニ反問同シテカツタノテアリマス。コノ點
ハ反駁サレテ居リマセン。木戸ガ直接訊問デ發言シタヤウニ近衛ハ木戸

裏面白紙

一八八

(587)	(586)	(585)	(583)	ニ	七月	伊	ノ	日	日	シ	月	ス
法廷証一、一一二、記録一〇、六六六	法廷証一〇九五、記録一〇、〇二六	法廷証一、〇八九、記録九、九九八	記録三〇、九三三	イ	二日	又	日	ノ	記	、	五	ル
(言語部訂正) 記録一〇、六六六				テ	(昭)	ハ	ニ	木	ニ	木	日	ノ
				ア	和)	天	天	戸	ハ	戸	(昭)	ノ
				ル	十六	星	星	日	記	ガ	ハ	テ
				ノ	年	ニ	ニ	記	サ	之	昭	ア
				ヲ	六月	進	進	レ	レ	ニ	和	リ
				見	二十	言	言	テ	テ	同	十	マ
				落	二日	シ	シ	ナ	イ	意	六	ス
				シ	(二)	タ	タ	イ	ト	セ	年	ガ
				テ	日	コ	コ	主	張	ズ	六	之
				居	二十	ト	ト	張	致	天	月	ハ
				リ	日	ハ	ハ	シ	シ	皇	十	根
				マ	(二)	、	、	テ	テ	ニ	八	根
				ス	日	檢	檢	居	居	進	日	ノ
				。	二十	察	察	リ	リ	駐	(ナ
					日	同	同	マ	マ	中	一	イ
					二	年	年	ス	ス	止	五	コ
					三	同	同	。	。	ヲ	日	ト
					日	月	月	成	成	進	(デ
					(二	二	程	程	言	一	ア
					天	十	十	昭	昭	シ	五	リ
					皇	三	三	和	和	タ	日	マ
					ト	日	日	十	十	ト	(ス
					會	((六	六	云	一	。
					談	一	一	年	年	フ	五	(
					シ	日	日	同	同	コ	日	一
					タ	((年	年	ト	(五
					ト	一	一	同	同	ハ	五	日
					、	日	日	年	年	是	日	。
					木	及	及	同	同	等	(一
					戸	同	同	年	年	ノ	五	八
					日	年	年	同	同	。	八	。
					記	同	同	年	年	。	(一
						年	年	同	同	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						年	年	同	同	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年	。	五	八
						同	同	年	年	。	日	。
						同	同	年	年	。	(一
						同	同	年	年			

Ref: Doc 3117

592 591
一 供進書一七七項 記録三〇、九三三
一 法廷證一、一〇八 記録一〇、一四四

昭和十六年七月二日ノ御前會議ノ決定ガ「佛印進駐ヲ審議シ、之レハ米
英ト干戈ヲ交ヘルニ至ツテモ、實行スル一ト云フコトヲ本戸ハ近衛日記
ヲ見ル迄知ラナカッタ之レハ何モ秘察側トシテ、ソレ程驚クニハ嘗ラナ
イノデアリマス。本戸ガ説明致シマシタ如ク一 591 一 本戸ガ聞イタコトハ
連絡會議ニ於テノ討論ハ第一ニ松岡ノソグイエトニ對スル北進政策ヲ中
心トシタモノデアッタトイフコトデアッタノデアリマス。
二次的ニ重要ナコトハ、資源並ニ必需品獲得ノ爲ニ日本ガ南進スル必要
ガアルトイフコトニ對スル輿論ノ動キデアリマシタ。昭和十六年七月二
日ノ本戸日記一 592 一 ニ記シテアル如ク、御前會議ノ經過ヲ本戸ニ語シタ
ノハ天星御自身デアリマシタ。然ルニ檢察側ハ檢察側法廷證二、二五〇
記録一六、一九八ニアル如ク、本戸ハ昭和十六年九月六日ノ會議ノ詳細
ヲ承知シテ居ツタト論ジテ居リマス。コノ法廷證ハ昭和十六年十一月ニ
本戸ガ書イタ歴史的ノ記録デアリマス。勿論コノ證ヲ正シク記録スル爲

裏面白紙

596 595 594 593

() 法廷證一〇一五 (言語部訂正) 記録一〇六六六
 () 法廷證一〇一六 (言語部訂正) 記録一〇六六七
 () 法廷證一〇一七 (言語部訂正) 記録一〇六七八
 () 法廷證二八六六 (記録二五七四七)

一九〇
 檢察側ガ、木戸ニ對スル個人証告ニ於テ、昭和十六年七月十五日(593)同十六日(594)同十七日(595)ノ不戸日記ニ記載サレタ木戸ノ意見即チ松岡ハ變米平和交渉ニ對スル近衛ノ企圖ヲ挫折セシメル障害デアルコトハ明デアルカラ、辭職スベキデアルト云フ意見ニ對スル、木戸ノ供述書並ニ日記ノ記述ニ就イテハ一切觸レテキナイノハ意味深長デアリマス。松岡ノ態度ハ近衛日記(596)中ニ明示サレテアリマス。近衛ハコノ日記中ニ「然シ乍ラ、自分ノ努力ニモ河ハラズ、松岡外相ノ態度ハ益々非協

裏面白紙

一九一

599 597
 一 法廷 証二八六 記録二 七四八
 一八二 項記録三〇九三九
 600 一 法廷 証二九〇八、記録二 三八四九

調的ニナツタ。松岡ノ態度ハ正ニ日米交渉ニ反對スルモノデアアルコトガ明瞭ニナツタ。ト書イテ居リマス。近衛ハ又當時ノ近衛内閣崩壊ニ懸シテ「前内閣ハ日米交渉成立ノ爲ニ最善ヲ盡シタ。……松岡一人ノ反對デ前内閣ハ瓦解シタノデアアル。……トモ記シテ居リマス。……(597)コトハ富田登人ノ証言ニヨツテ確證サレテ居リマスガ、檢察側ハ富田ニ對シテ反對訊問ハ致シテ居リマセヌ。(598)」

近衛内閣ハ更迭シマシタガ、新近衛内閣ノ主ナ變化ハ松岡ノ代リニ豊田ガ新外相ニ就任シタコトデアツテ、コレハ對米交渉ヲ促進サセル爲デアリマシタ。(599)

クレイギ1599大使ハ松岡ガ外相ノ椅子ヲ退イタ後ノ政策ノ變更ニ懸シテ次ノ據ニ報ジテ居リマス。(600)

「松岡ノ辭職ニ依ツテ日本ノ政局ニ大キナ一短カイ著シイ(一)然シ一根本的ノ變化ガ起ツタ。而シテ、樞軸カラ離レテ、一番穩健ナ政策ニ移行スルダラウト云フ期待ガソノ當時ヨリハ一番現實化シテ來タ。」

裏面白紙

ルヤウデアリマス。然シ木戸ハ尋常チ尋常ノママ記録シタ歴史家ナノデアリマス。昭和十六年八月二日ノ木戸日記ニ明記シテアル如ク、木戸ト近衛ノ會談中ノ營面ノ問題ハ、當時海軍部内ニ、或ル一部ノ者ガ一勢力ヲ成シ、ヤガテハ政治的障礙トモナリ、統帥部政府間ノ協調ニ不安ヲ生ゼシムル虞ガアツタコトデアリマス。又木戸ト近衛ハ、輸出禁止ノ爲ニ日本ノ保有スル石油ハ二年間ハ續カナイカラ、非常ニ痛切ナ國家的危機ヲ招クコト、又根本的ノ國策ニ關シテ陸海軍大臣ハ充分ナル検討ヲシナケレバナラヌコト又、

若シ完全ニ意見ノ一致ヲ見ナケレバ、内閣ハ總辭職チシナケレバナラズ、サウナレバ陸海軍ガ國政ヲ左右スルコトニナルデアラウト、云フコトヲ話シ合ツタノデアリマス。コレニ依ルト、木戸ノ説明ニアルヤウニ當時ニ對シテ今ト云フ文字ヲ使ツテキラカデアリ、又木戸ガソノ説明中ニ言及シテ今ト云フ文字ヲ使ツ考ヘテキルモノガアツタ、ト言ハントスルダケノコトデアリ、コノ點ハ明瞭デアリマス。

裏面白紙

(605) (604)

送送
 一 一
 一 二
 三 九
 () 九
 記 一
 一 〇
 一 九
 九 六
 言 語
 部 訂
 正 記
 録 一
 〇 六
 六 七

若シコノ一九四一年八月二日附ノ日記
 一九四一年八月七日ノ日記
 スナラバコノ事件全体ニ關スル木戸ノ見解ガ如何ナルモデ
 ツタカマ明瞭ニナルデアリマセウ、彼ガ一九四一年八月七日ノ
 日記ニ書イテワリマス如ク、石油事情ガ履行デアツタトイ
 タシマストラバ「我々ト對米國爭ハ失敗スルデアラウトイフ結
 論ニ到達シナケレバナリマセン」ト彼ガ一九四一年八月七日ノ
 日記ニ書イテワリマス如キ、狀態デアツタノデアリマス。之ガ
 略奪ノ共同謀議ヲ爲シテアル意見ヲ述ベタ言葉ダト思ハレ
 ルデアリマセウカ。斷ジテサウハ思ヘマセン。之ハ木戸ガ近衛
 ニ對シ、若シ日本ガ米ノト限テスルナラバ日本ハ石油ノ輸出
 禁止ニヨツテ致命的傷手ヲ蒙ルデアラウカラ、外交交渉ニヨツ
 テ米ノト限テ同議スルヤウニトイフ示唆ヲ與ヘタモノデア
 ルコトヲ明確ニ立證スルモノデアリマス。

裏面白紙

一九三
面シテ彼ハ若シ蘭領東印度、シンガポール及セイロン、
マラウイ、バタヴィヤ、スマタラ、
デアラウトイフコトヲ指稱シテフリマス。本戸ハ第十一條デ次ノ
如ク言ツテフリマス。

「一、力足ラズシテ思フコトガ出来ナイトイフコトデアツテ
書面ノ形ハ幾ツテキルガ口讀後ノ三四千ノ場合ト同ジ決意ヲ
スル外ナイトイフコトデハナイカト思フ⁽⁶⁰⁶⁾レハ、
於寮國ハ何等之ヲ立置スベキニ限シテ有セズシテ有ノ文ハ日本ハ嘗
際ニ於テハ單ニソノ立置ノ同限後シテ一九一五年一九三一年
及レ一九三七ニ現レタ、アノ日本ノ意志ヲ行地ニ履行スル機ヲ
察ツテキタノデアアルコトヲ意味シテキルトイフ⁽⁶⁰⁶⁾レハ、
ノデアリマス。之ハ勿論本戸ガ斯ル決定ニ言及シタモノデアリ
マセン。我々ハ法廷ノ御許可ヲ得テ本戸ガ、日本ガ三四千ヲ受
ケタ結果遼東半島ヲ支那ニ返還シタ時ニ行ツタソノ時ノ決定ニ言
及シタモノデアアルコトヲ申シアゲタイノデアリマス。

(606)

法廷第一一三〇記載一〇、二〇〇

裏面白紙

(607)
 若シ検査部ガコノ因テ重要ダト考ヘマシタナラバ検査部ハ本
 戸ニ置クシタニ遊ヒナイト思登セマス一木戸日記ノ示ストコロニ
 依レバ本戸ハ周知ノ如ク、自時危機ニ類シテキタ日米關係ニ
 自由ヲ回復スル爲日本國ハ出來ル限リノ努力ヲシナケレバナラナ
 イトイフ事ヲ唱ヘタモノデアルトイフ結論ニ傾イタノデアリマス
 上、西本戸ハ日本ガ経済的ニ壓迫セラレテキルコトヲ知ツテハキマシ
 タガ日本ハ十年間努力奮闘スル電語ヲシナケレバナラナイト感
 ジ近時ニ對シサウ語ツタノデアリマス(607)
 他ハ物資ノ必要ナルコト、日本ガ南方地域ニ希望スルモノトヲ
 指摘シタノデアリマシタ。

法廷第一一三〇記第一〇、二〇〇
 供進第一八七頁記第一三〇、九四六

裏面白紙

(608)(609)(610)

證據ハ彼ガ此等ノ物資ヲ平和的手段以外ノ方法デ獲得シヨウトスル
 ガ如キ考ヘノナカツタコトヲ明カニシテオリマス。木戸
 ハ近衛トノ會談デ次ノ事實ヲ充分明カニスルコトヲ得タト證言シマ
 シタ。即チ、若シ日本ガ對米戰爭ヲ避ケルコトニ成功シ、ソシテ今
 日ノ歐洲戰爭ガ終結スルナラバ、戰後樹立セラレベキ平和ニ對スル
 希望ハ絶望デナカルベク、從ツテソノ時マデ政治ノ再建ト專斷ノ抑
 壓トニ向ツテ全力ヲ注ギ、當分彼等ノ既定方針ニ從テユクト云フ政
 策モ可能デアツタト。彼ハ自己ノ意見ヲ近衛ニ披露シ、彼ヲシテ專
 部ヲ説得セシメ、彼等ニ對米戰爭ノ無謀ナルコトヲ納得セシムトシマ
 シタ。(609)
 一九一〇年若シ木戸ノ有罪無罪ガ、檢察側ノ木戸日記ノ解釋ニカ、ルナラバ
 吾々ハ試ミニ裁判所ガ木戸日記及ビ上記ノ日記内容ニ對スル彼ノ説
 明ヲ檢討サレムコトヲ要望致シマス。而シテ、木戸日記ニ對スル檢
 察側ノ今日ノ解釋ト、昭和二十二年一月三十日ノ同一内容ニ對スル
 解釋トヲ比較サレムコトヲ望ミマス。(610)

供述書一八七項記錄三〇、九四六一三〇、九四七
 供述書一八七項記錄三〇、九四七
 檢察側文書〇〇三、記錄一六、八五二

裏面白紙

(612)(611)

一六五項記録四一、一〇五
 檢察備文書〇〇〇三、記録一六八五二

今日檢察側ハソノ日記ニ關スル解釋ヲ次ノ様ニ結論ニ導イテキマス。

「吾々ハ、コノ意見ハ軍國ト目的ヲ同ジクスルガ然シ、軍國ノ様ニ
 早急ニ成功ニ對スル自備ヲ持テキナカツタ一人物ノ進言デアルト云
 フコトガ出來ル。彼ハ成功スルタメニ八十年ノ辛抱ヲ要スルト覺悟
 シテキルノデアル⁽⁶¹¹⁾」

昭和二十一年一月三十日、コノ同ジ日記ノ記載ニ就テ檢察側ハ結
 論ヲ下シテ曰ク、

「疑モナク、彼ノ進言ガ受ケ容レラレタナラバ吾々ハ今日コノ法廷
 ヲ開ク必要ハナカツタデアロウシ、又若シ彼ガ自己ノ進言ガ拒絶サ
 レタ時、職ヲ辭シテキタナラバ、吾々ハ對支那以外ノ問題ニハ彼ヲ
 起訴シナカツタカモシレナイデアリマス、⁽⁶¹²⁾」

裏面白紙

(613)

供述書一八七項、記録三〇九四六一三〇九四七

吾々ハ裁判所ニ對シ、木戸日記ノコノ記載ヲ閱讀シソシテ其レニ
 木戸ノ明析ナル説明ニ耳ヲ傾ケラレムコトヲ懇願スル次第デアリマス
 ル(13)重ネテ申上ゲ渡イノハ若シ木戸ノ考ヘニ對シ何等カノ疑問ガ
 アルナラバ、ソノ記載ニ對スル反對訊問ガ裁判所ノ審理ヲ助ケルコト、
 ナルデアロウト思ヒマス。昭和二十二年一月三十日ニハ檢察官ハ明カニ
 次ノ點ヲ見解ヲ持シテキマシタ。即チ、コノ昭和十六年八月七日ノ記
 入ニヨレバ、木戸ハ太平洋戦争ニ對シ刑罰上ノ責任アリト云ヘナイ。
 然ルニ今日ハ檢察官ハ明カニソノ見解ヲ變更シマシタ。一檢察官ハソノ
 變更シタ意見ヲ支持スベキ何ラノ追加證言ヲ引用シテキナイガ、尙矢張
 リコノ記載内容ニ關スルソノ意見ヲ堅持シテオリマス。一此ノ特別ナル
 争點ニ關スル裁判所ノ判決ハ檢察官ノ堅持シテオリマス。一此ノ特別ナル
 ソレトモ木戸ノ明白ナル説明ニ基イテナサルベキモノデアリマセウカ。
 若シ檢察官ノ解釋ヲ採用スルトスレナラバ、昭和二十二年一月三十日ノ
 解釋ニ依ルベキカ、乃至ハ今日ノ其レニ依ルベキデアリマス。

裏面白紙

裏面白紙

吾ガ、昔シ辯論ノ爲メニ檢察官ノ結論、即チ木戸ハ軍門ノ目的ニ在
 ガ、十年間耐忍ノ覺悟デアツタトイフ結論ヲ採ルトスルモ、之ハ起訴條例ノ規
 定スル犯咎デアリマセヌ。今日以後十年後ニ起ルベキ戦争ニ對スル起訴ノ規
 定ハナイノデアリマス。亦二ツノ理由ニ依テ如何ナル共同謀議ヲ構成致シマ
 セヌ。第一ニ、彼ハ今日以後十年後ニ起ルベキ戦争ヲ開始スル共同謀議ニ關シ
 テ起訴セザレテキルノデナイコト。第二ニ、何人モ彼ニ左様ナ戦争ニ對スル合意
 ヲ謀議ヲ有シタトイフ證據ノナイコト。彼ハ孤立無援デアリマシタ。檢察官ハ
 コノ點ヲ明カニシ、次ノ後ニ述ベテ彼ヲ共同謀議ノ原因ニ引キ入レヨウトシテ
 キルノデアリマス。即チ「彼ノ疑惑ハ、一週前ノ永野ノ疑惑トシタトコロニ
 立脚シテキルコトハ明カデアリ。後ニ至テ永野ガソノ意見ヲ變更シタ時、木戸
 ハ他ノ者トソノ意見ヲ合致スルニ至ツタ。」ト。
 檢察官ハ、コノ最後ノ驚クベキ表現ヲ支持スベキ何等ノ證據ヲ引用シテオ
 リマセヌ。最初ノ表現ニ關シテハ、檢察官ハ單ニ法廷(615)何等ノ說明ヲモ引
 (ズ)ニ引田シテキルダケデアリマス。コノ法廷(615)ハ、昭和十六年七月三十一日
 木戸日記デアリマス。コノ日記ニ於テ、木戸ハ天皇ニ拜謁シタ模様ヲ述ベテ

(614) JJ-165 項 記録四一、一〇五一四一、一〇六

(615) 法廷(615) 一、二五 記録一〇、一八六言語部訂正済

オリマス。天皇ハ木戸ニ對シ、永野ノ報告デハ海軍ハ戰爭ハ出來ル限リ回邊
 スベキデアルトノ意見デアリ、又永野ハ三國同盟ニ反對デアリ、三國同盟ガ存
 立スル限リ、日米關係ノ改善ハ不可能デアリ之ガ不可能ナラバ石油ノ供給ハ
 タレル故對米戰争ハ勃發スル。石油ハ一年半シカモタカラデアルトノコト。
 又天皇ガ永野ニ對シ、陸軍ノ勝利ガ可能カ何ウカト聞カレタキ、永野ハ「
 吾々ガ陸軍ツカ何ウカサヘスデニ疑問デアリマス。マシテ日露戰爭ニ於ケルガ如
 キ大勝利ハ意外デアリマス。」トノコトデアツタト語ラレタノデアリマス。木
 戸ハ彼ノ日記中ノ記載ニテ、「私ハ網羅的戰争ヲシテハナラヌ、危険ニ對
 スル天皇ノ御憂慮ニ對シ、恐懼ニ附ヘナカッタト述ベテオリマス。」
 日記ハ尙永野ノ意見ハ簡單ニ失セリト木戸ガ天皇ニ奉答シタコトヲモ城ベテ
 オリマス。

木戸ハ天皇ニ對シ、若シ日本ガ三國同盟ヲ放棄シテモ、果シテ合衆國ノ信頼
 フ保ツコトガ出來ルカ何ウカ、或ハ却テサウスルコトニ依テ日本ニ對スル優侮
 ラ招ケノデハナイカ、大イニ疑問デアルト申ヒゲマシタ。更ニ次ノ議ニ奏上シ
 タコトヲ日記ニ記シテオリマス。

「日米關係ニ對シテ試ミラルベキ、尙二、三ノ手段ガアル。吾々ハ辛抱強ク
 建設的態度ヲ以テ、コノ問題ヲ考究シナケレバナラヌ。自分ハ本問題ニ對シ、

裏面白紙

((((
619610317618			
—	—	—	—
記録一六、八五二	記録三一、五四四	”	起訴状

首相ノ周到ナル考慮ヲ要望シ度イ。此等ノ言葉ハ犯罪者(816)ヤ、人殺シ(817)ヤ悪徒(818)ヤ、又ハ心底カラノ侵略主義者ノ吐クベキ言デアリマセウカ。(819)前流シタトコロニ依リ明カナルガ如ク、本屆ハ對米戦争ノ不成功ヲ疑ハナカッタ。又彼ガ對米戦争ニ反對シテホタコト、及ビ事態ヲ圓滿ニ收拾セシムルニ對シテ、我々ハ遠中ノ急務ヲ支拂フコトヲ示スベキ何等ノ證據ヲナク、又極端ニ引用シテオキマセウ。反對ニ、影ニ示サレル様ニ、其ノ地ノ者ニ對シニモ是方ノ意見ヲ示キツバキ持テ申タノデアリマス。

裏面白紙

一九〇六、近衛ガ一九〇一年九月五日参内シテ開催サレントスル御前會議ノ議事日
程表ヲ閣下ニ奉呈シタリニ、木戸ニソレヲ見セマシタガソレハ次ノ三點カ
ラ成リ立ツテイマシタ。

XII ()

一九〇四年九月一日ヨリ十月十五日ニ至ル
第三次近衛内閣ノ終了

ニ米英ニ對シテ戰爭準備ヲナスコト
ニソレト並行シテ、對米交渉ヲ強力ニ押シ進メルコト
三、十月上旬迄ニ對米交渉圓滿妥結ノ見込ガ立タナイ場合ニハ日本ハ對米英
戰爭ノ決意ヲ固メルコト (621)
此ノ時始メテ近衛ハコノ問題ヲ口ニ突如木戸ニソレヲ示シタノデアリマ
ス。コレニ對シテ木戸ハカウイウ重大ナ問題ヲ突然陛下ニ提出シテ宸襟ヲ
惱鬱率ツテハナラナイ、陛下ニハソレヲ熟考ナサル時間ガナイ旨近衛ニ告
ゲマシタ。木戸ハ又期限ヲ限ルコトハ危険デアル旨ヲ近衛ニ告ゲ交渉ニ期
限ヲ限ル點ダケデモ修正出來ヌモノカドウカ、又本案ヲ放棄シナケレバ戰
争ニナル可能性ガアル點ヲ木戸ガ質シタ所、近衛ハ己ニ連絡會議ヲ政府ト
統帥部ノ間デ決メタコトデアルカラ、本案ヲ修正シタリ放棄スルコトハ困

621 供述卷一九〇項 記録三〇、九四八一三〇、九四九

裏面白紙

一九八

一九七

624 623 622

供述書一九〇項 記録三〇、九四九
供述書一九一項記三〇、九五〇法廷證一一三四記録一〇、二一五言語部訂正記録一〇、六六八
法廷證一一三四記録一〇、二一五言語部訂正記録一〇、六六八同

難デアル旨ヲ木戸ニ告ゲマシタ。更ニ近衛ハ交渉ノ圓滿妥結ニ専念努力スル以外自分ニ殘サレタ途ハナイ旨ヲ附ケ加エマシタ。(622)
近衛ガ議事日程表ヲ閣下ニ呈呈シタ所、陛下カラ近衛ニ種々作戰上ノ御下問ガアリマシタガ近衛ハソレニ奉答出來ズ、陸軍參謀總長及海軍軍令部長ヲ御召シニナル様奏上シタノデアリマス。(623)
其ノ後木戸ハ拜謁シ首相ノ忠告ニ從ハレヨウ陛下ニ進言シ御受納ニナリマシタノデ木戸ハ陸軍參謀總長、海軍軍令部長及首相ノ參内方ヲ侍從武官ニ求メタノデアリマス。(624)

裏面白紙

九
九

陸下ヨリ外交交渉ヲ第一ニシナイ理由ヲ下問サレタノニ對シ本計畫ハ外交
 交渉ヲ最モ重ク視タ意圖ノ下ニ立案サレタ旨ヲ奏上シ、連絡會議ヲ決定セ
 ラレタモノデアルカラ本寮ノ御意可ヲ願ツタトノコトデアリマシタ。(625)

長が拜謁後ノ出來事デアルト木戸ノ供述書ニ述ベテアル近衛ト木戸トノ會
 話ニツイテ「木戸日記ニハソノ形跡ガ全然ナイト申シテイマスガ、(627)

木戸日記ヲ見ルト次ノ如キ會話ガ交ワサレタコトガ明瞭デアリマス。(626)

「直ニ横山武官ニヨリ兩總長ニ傳達セシム、六時首相兩總長打揃ヒテ拜謁御
 下問ニ奉答ス、御前ヲ退下ノ後首相ハ立寄り小時會談七時退出ス」

檢察側ハ又、同日近衛ガ陛下ニ拜謁スル前ニ木戸ガ近衛ト話ヲシタ形跡
 ハ全然ナイト申シテオリマス。所ガ同ジコノ法廷證ハ(628)「午后四時半
 首相參内、御前會議開催ニ關スル案ヲ閣下ニ奉呈ト述ベテオリマス。
 木戸ハ近衛ガ拜謁ノ爲ニ參内シタ正確ナ時間ヲ知ツテイタ事カラシテ木戸
 ガ近衛ニ會ツテ話ヲシタニ違ヒナイコトハ極メテ明瞭デアリマス。

628 627 626 625

同 日法 J 供 述 書 一 九 二 項 記 錄 三 〇 、 九 五 二
 右 記 廷 附 證 一 六 六 項 記 錄 三 〇 、 九 五 二
 加 一 六 六 項 記 錄 三 〇 、 九 五 二
 一 四 九 記 錄 一 〇 、 三 〇 一 五 九 言 語 部 訂 正 記 錄 一 〇 、 六 八 八 木 戸

裏面白紙

二〇

又日記ヲ見テモ木戸ハ近衛ガ何ヲ陛下ニ奉呈シヨウトシテイタカ知ツテイ
タコトハ確カデアリマス。

御前會議ハ一九四一年九月六日ニ開カレマシタ。其ノ朝天皇ノオ召シヨ
受ケル前ニ木戸ハ樞密院議長原氏ト會談ヲ行ヒマシタ。彼ラハ原ガ御前會
議デ戦争準備ヨリモ外交交渉ノ繼續ニ力ヲ入レルヨウニ要求スルベキデア
ルトイフ間際ニツイテ話ツタノデアリマス。

天皇ハ木戸ニ御前會議デ天皇御自身質問サレタイト仰セラレマシタガ木戸
ハ原ガ天皇ノ代リニ重要ヲ質問スルコトニナツテ居リマスカラ天皇ハソ
ノ質問ノ真実性ニ鑑ミ統帥部ニ對シ外交交渉ガ好マシイ結末ヲ得ルヨウニ

最善ヲ盡セト警告ナサルベキデアルト申シ上ゲタノデアリマス。 (629)
ココノ事ハ特ニ一九四一年九月六日ノ木戸日記ニ次ノヨウニ現ハレテ居リマ
ス。 (630)

一〇〇〇余トシテハ御疑問ノ重要ナル點ハ原樞相ニ於テ質問スベキ筈ナレバ
陛下トシテハ最後ニ今回ノ決定ハ國運ヲ賭シテノ戦争トモナルベキ重大
ナル決定ナレバ統帥部ニ於テモ外交工作ノ成功ヲ齎ラスベク全幅ノ協力

630 629 供進書一九二項 記録三〇、九五三
法廷證一一三五 言語部訂正記録三一、四二〇

裏面白紙

636 635 634 633 632 631

JJ 170 項、記録三一、三六九
記録三四、六一〇二
記録三四、六一〇〇一三四、六〇二
法廷證言語部訂正記録三一、四二〇、供述審一九三項記録三〇、九五三
檢察側文書〇〇〇三、記録一六、八五二

ラナスベシトノ意味ノ御警告ヲ被遊コトガ最モ可然カト奉答ス
 コノ助言カライツテ、木戸ヲ「~~マ~~」心底カラノ侵略者~~マ~~「~~マ~~」デア
 ルトノ刻印ヲ押スノハ正シイデアリマセウカ、(631)「~~マ~~」コノ木戸ガ發シタ警
 告ハ犯罪的意思ヲ示シテキルデアリマセウカ。
 木戸ハ御前會議ニ出席シマセシタ。(632)「~~マ~~」木戸日記ニ示サレタル如
 ク木戸ハ原ガアノ質問ヲ發シ、天皇ガ木戸ノ助言シタヨウナ御警告ヲ發セ
 ラレタ事ヲ知リマシタ。コレハ及川モ確認スルトコロデアリマス。(635)「~~マ~~」
 又、及川ハ天皇ガ統帥部ガ原ノ質問ニ對シテ答ヘナイトイフノデオ答メニ
 ナツタト證言致シマシタ。(634)「~~マ~~」原ガ質問ヲナシ、天皇ガ警告ナサツタ事
 ハ東條モ確認シテ居リマス。(635)「~~マ~~」
 木戸ガ天皇自身ニ質問サセマイトシタノデアナルナドトイフコトハ論争ス
 ル價値モアリマセン。(636)「~~マ~~」

裏面白紙

手紙

640 639 638 637

記録三、三七一
 法廷証一、三五、言語部訂正 記録三一、四二〇
 JJ 六七項 記録四一、一〇六
 記録三一、四二〇

木戸ガ反對尋問ノ際ニ指摘シ、又木戸日記中ニモアル通り(637)木戸ハ
 戦争準備ニ重點ガ置カレヨウト、又外交交渉ノ繼續ガ重要視サレヨウト
 原ガコノ質問ヲナスベキデアリ、天皇御自身ハ統帥部ガ外交ヲ成功スル
 ヨウニ最善ヲ盡スベキデアルトイフ、ヨリ重要ナ點ヲ警告ナサラナケレ
 バナラナイト思ツタノデアリマス。檢察側ガ此ノ點ヲ看過サレタ事ハ明
 ラカデアリマス。コノ日記ハ木戸ガ戦争ニ反對ヲアツタコトヲ示シテ居
 リマス。
 又檢察側ハ天皇ト木戸ノ會見ニ先立ツ木戸ト原ノ會談ハ日記中ニ記サ
 レテキナイト述べラレマシタ。(639)コノ日記ハ其文法上ノ時相ニ依
 ツテ、木戸ト原ガ會談モツテ會談ヲ行ツタコトヲ特ニ示シテ居リマス。コ
 ノ日記事ノ原譯文ニハ「只」トイフ語ガ「天皇ハ」ト「警告サルベキ
 デアル」トノ間ニアツタノデスガ一九四七年十月二十一日木戸ノ反對尋
 問ノ際ニ言語部ニヨリ除去サレタノデアリマス。(640)

裏面白紙

二〇六

二〇五

643642 641

法廷證一四一 記録一〇、二三〇
JJ 一六八項 記録四一、一〇七
法廷證二八三七 記録二五、三七六一二五、三七七七

木戸ハ一九四一年九月二十日木戸ノ近衛ノ會談ニツイテ近衛ガ辭任ヲ希望シテキルコト、及木戸ガ一九四一年九月六日ノ決定ハ再檢討サルベキデアルト提案(641)シタ事ヲ日記中ニハ只「私ハ彼ニ慎重ニスルヨウニト忠告シタ」トノミ記載シテ居リマス。(642)ソシテ檢察側ハ彼ノ日記ニカ、ル會談ノコトハ書イテナイトダヒ、又モヤ反對尋問ヲシナカツタノデアリマス。コノ日記ノ記事ニハコレニ反スルコトハ何モ書カレテ居ラズ、當時、案中ニハコレニ反スルコトヲ云ツタトダヒ證據モアリマセンシ、犯罪的意志ヲ示シテキルヨウナコトハ更ニナイノデアリマス。

ナモデアリマス。(643)一

一年九月二十九日國務省ニヨツテ作製サレタ原文ノ解釋内容ガ出テ居リマス。ソレハ「駐日大使カラ國務省長官ヘノ報告」ト題サレテ次ノヨウナモノデアリマス。

グール大使ノ「日本ニオケル十年間」ト題スル日記ノ抜萃ニハ一九四

裏面白紙

「一九四〇年七月、米内海軍大將ノ内閣ガ瓦解シテ以來「アメリカ」ノ
 日本ニオケル外交ハ周旋ノ状況ノ影響ヲウケテ一時ソノ生氣ヲ失ツタ
 シカシ近衛、豊田改權ガ去ル七月ニ發足シテカラ「アメリカ」ノ外交
 ハ非常ニ活潑ニ活動シハジメタ。」

裏面白紙

二〇

045 044

法廷 第一一四六 (言語部、訂正) 記録一、一三九
供流書二〇〇、二〇一 項 記録三〇、九六〇、三三〇、九六二

グルー大使ハ、、、當時ノ状況ヨリシテ領土擴張計畫ヲ殺シ尙且ツ生命ヲ保ツテキル事ハ如何ナル日本ノ指導者又ハグルーブニトツテモ不可能ナ事デアッタト同視シテ居リマス。

私共ハ木戸日記一九四一年(昭和十六年)十月九日附記事ノ存在ヲ法廷ニ要求致シマス。(044) 夫レハ木戸ガ九月六日ノ御前會議ノ決議ガ余リニモ卒直過ギテ居リ遺漏ナキ議論ノ結論デハナイコト米國トノ開戦ニハ再考ノ必要ガアルコト等彼ノ見解ヲ近衛ニ披瀝シ直チニ米國ニ對シ宣戰布告ヲナスコトハ賢明ナラザルコト先ヅ第一ニ支那事變ノ終結ニ心ヲ碎クベキデアリ日本ハ米國ノ經濟的壓迫ニハ留意スルコトナク自由ヲ獲得スベキデアル等ノ忠告ヲ與ヘタ事ヲ明確ニ表示シテ居リマス。木戸ハ又日本ニハ十年乃至十五年ノ苦闘ガ必要デアル事及高度防衛國家ノ建設ガ必要デアル事ヲ國民ニ了解セシムベキデアルト忠告致シマシタ。彼ハ又日本ハモシ必要アレバ交戦ニ依リ支那事變ノ完遂ヲ促進スル機身等ヘテ居ル事ヲ仄シマシタ。

木戸ハ供流書(045)ニ説明シテ居ル如ク近衛ガ軍部トノ議論ニ際シ役立ツ様

裏面白紙

640

一

供流本二〇一頁

記録三〇、九六一

彼ノ見解ヲ近衛ニ詳述致シマシタ。彼ハ自分ノ見解ノ現給ヲ近衛ニ入念ニ印象
 ヲケル様多大ノ注意ヲ拂ヒマシタ。彼ハ其ノ述ベテ居ル如ク當時ノ状態ハ非常
 ニ險惡デアリ何カ積極的態度ヲ表示シナイ限リ軍部ハ決シテ暫定ヲ示サマデア
 ラウ旨ヲ知ツテ居リマシタ。其ノ故ニ彼ハ支那軍變ノ完遂ヲ提議シタノデシタ。
 軍部ハ戰國行爲ノ全面的停止ヲ意味スル様ナ計畫ニハ耳ヲ傾ケナイデアラウ故
 ニモシモドウシテモ戰ハネバナラヌト云フノナラ其ノ行動ヲ支那ダクニ止ムベ
 キデアルト彼ハ提案シタノデシタ。夫レガ他ニ何等採ルベキ方策ノナイ状態ニ
 於テ彼ノ申出ターツノ善歩デアリマシタ。夫レハ米國トノ衝突ヲ避ケル唯一
 ノ解決策デアリマシタ。一
 640
 一
 戦中其ノ間ニ終結シタ際世界状態ニ大キナ變化ガ生ジ力強イ平和運動ガ世界
 ヲ風靡シ日本ガ救ハレルト云フ様ナ風ニ解決シタデアラウト云フ事ハ至極明瞭
 デアリマス。ユツクリト然シ着實ニ適當ナ方向ニ進マセル事ニヨリ米國トノ誤
 解ヲ消滅ニ急務シヤウト云フ所望ガ本戸ノ意志ヲ鼓舞シテ居タ事ハ余々明カデ
 アリマス。給流本ハ本戸日記一九四一年八月七日附記事ニ對スル其ノ批評ハ一

256

29

裏面白紙

() 050 049048347
 () JJ 一七〇項
 () JJ 一六五項
 () JJ 一〇四一四一、一〇五
 () JJ 一〇三
 () JJ 一六、八五二
 () JJ 一〇、二四六 (言語部訂正) 二、一三九

九四一年 () 十月九日附記ニ適用スルト述ベナガラ一九四一年十月九日
 附日記記本ノ内容ニシテ殆ド何モ觸レテ居リマセン。シカモ之等ノ批評 ()
 ハ十月九日附日記ノ何處ニモ記サレテ居ナイ故語ニシテデアリマス。ソシテ
 檢察員ハ一九四一年八月七日ノ日記ト同年十月九日附ノモノトハ類似ノモノデ
 アルト認メテ居リマス。
 檢察員ハ一九四一年八月七日ノ日記ニ於ケル木戸ノ理諭ハ正シイト云フ事ヲ明
 カニ認メテシタ。ソシテ夫レニ關スル檢察員ノ批評ハ此處ニモ同様適用サレマ
 ス。即チ「全クモシモ彼ノ忠告ヲ聞キ入レラレテ居ツタナラバ我々ハ今日コノ
 判決ヲ行ツテ居ナイデアラウト。」 ()
 一九四一年十月十二日近衛公爵邸ニ於テ我外莊會談ガ開カレマシタ。
 東條、磯、及川海相、豊田外相、近衛公爵、鈴木企畫院總裁等ガ出席マシ
 タ。富田内閣書記官長ガ同會談ノ結果ヲ木戸ニ報告シソレハ同日ノ彼ノ日記ニ
 準シク記サレテ居リマス。 () 木戸ノ受ケ取ツタ傳報ニ依レバ東條ハ米國

裏面白紙

トノ交渉ニハ既ニ希望ナシト思フ故九月六日ノ御前會議ノ決定ニ從ヒ「政府ハ
 對米及華ノ決意ヲ固メキデアルト主張致シテ居リマス。然レ東京條ハ日米交
 渉ガ信頼ニ足ル和平的解決ヲ齎スデアラウト云フ充分ニ信心ノユク説明ガ出來
 ルトイフノデアラナラバ及ビテ欲スルワケデハナイト附言致シマシタ及川海相
 ハ日米交渉ニハ未ダ希望ガアル程ニ考ヘラレル事相當ノ進歩ヲナシテモ日本ガ
 米國ト友好的ニナル事ヲ希望スル事暫時外交的交渉ヲ行ヒシカル後復々開始
 スルト云フノハ問題ヲ面倒ニスルデアラウ事等ノ趣旨ヲ述ベマシタ。

258

3/

裏面白紙

三、

四一年十一月二十六日(664)及び一九四一年十一月三十日(665)ノ彼
 ノ日記記述ニ示サレテキル如ク、彼ハ如何ナル事情ノ下ニヤ戦争ニ對
 シテ反對デアリマシタ。
 此ノヤハニ、一九四一年十月十二日ノ荻窪會談ニ於ケル總テノ人ノ意
 見ハアメリカトノ交渉ノ成否ニカカツテ居マシタ。東條ハ重慶ノ中
 華ニ歸スル彼ノ意見ヲ事實表シ、日華戦争ノ結果ニ影響スルヤウ
 ナコトハ何事セ受入レルコトヲ拒絕シマシタガ、彼ノ見解ハ首相ニ任
 ゼラレル以前ニ變ハリマシタ。斯クシテ第三次近衛内閣存立中ニ行ハ
 レタ最後ノ重慶會合ハ日本ガアメリカト戦争スルカ否カニ附シテ何
 等決定ヲ見スニ終ツタノデアリマス。

- (665) 法廷語一〇四六八、言語部訂正記録一二四八〇
- (664) 法廷語一一九〇、記録一〇四二九、言語部訂正記録一一一四三

裏面白紙

Dut.Doo.φ3117

第二一二項
……
第二四九項

第六

(F)

裏面白紙

一九四一年十月十三日、荻窪會談ノ結果政局ハ非常ニ緊迫シテ來タノテ軍部ノ強壓下ニアツテ戰争ハ何時突發スルカモシレト懸念サレマシタ事豫ハ非常ニ微妙デアツタノテ、天皇ハ同シ日、開議裁可ヲ奏請サレタ場合ノ勅語ニツイテ木戸ト相談サレタ時ソノ憂慮ノ程ヲ示サレマシタ。之ハ一九四一年十月十三日ノ木戸日記中ニ示サレテ居リ、檢察團ハソノ一小部分ノミヲ提出致シマシタ。(666)同日夕方鈴木ハ木戸ヲ訪問シ「我が國政局ノ打開策ノ構想ニエヌ、鈴木ハ「何等カノ方法ヲ貢獻スルカモシレ」彼ノ政見ヲ木戸ニ話シマシタ、鈴木ハ緊迫化シタ政治情勢ノ結果アルカモシレ」内閣更迭或ハ戰争突入ヲ懸念シテ居リマシタ(667)木戸ハ、近衛ハ斷乎タル態度ヲ取ルベキデアリ又平和的解決ニ到達シ何トカシテ窮地ヲ脱スル爲陸海軍大臣ト充分話シマフベキデアルト云フ總旨ノ見解ヲ表明シマシタ(668)リマシタ(669)陸海軍大臣間ノ相互ノ諒解、促進ヲ試ミルベキデアル事ニツイテ木戸ト鈴木ガ同意シタト同日記ニハ書カレテアリマ

668 667 666

供述書 二〇四項
 供述書 三〇四項

記録三〇九六九
 記録三〇九七一
 三〇九七一

法廷証一〇四九
 記録一〇二七四

裏面白紙

077 070 075
 JJ JJ JJ
 一八二項 一七二項 一七二項
 記録四一、一二八 記録四一、一〇八 記録四一、一〇九

マール () 075
 リマス。既ニ指摘サレタ如ク此ノ事ハ、檢察側デサヘモ木戸ガ犯罪的精神ヲ
 認ツテホク立證シ得ナカッタコトヲ認メテキルコトヲ明示シテ居リマス
 一九四一年十月十三日又ハ其ノ情勢ヲ分析シテ檢察側ハ三項ノ原流ヲ致
 シテ居リマス
 (1) 檢察側ハ日華交渉ニ言及シテ
 之ニ對シ木戸以上明白ナ責任ヲ有スルモノハナカッタト結論シテ居リマ
 ス () 070
 日華交渉勃發當時ニハ木戸ハ内閣ニ参加ハツテホクナカッタデアアリマセン
 カ察側ハ、木戸ガ此ノ事ヲ惹起シタト起訴シテキル訴因一九ヲ放棄スルコ
 トサヘシメテス () 077
 (2) 米英蘭オランダガ、日本ニ對シ特ニ石油ノ供給ヲ拒絶シタ事ニ關シ、檢

裏面白紙

330070078

JJ 一七二項 記録四一、一〇八
 JJ 一七二項 記録四一、一〇九
 木戸日記法廷設一一四七
 記録一〇、二四六(言語部訂正) 記録一一、一四〇

察側ハ其等三即ハ「遂ニサウスルコトヲ拒絶シタト述ベテ居リマス」(078)
 コノ事ハ勿論一九四一年十月デナク三ヶ月以前ニ起ツタコトデアリマス
 (5) 檢察側ハ、開ケテ居ル三ツノ可能ナ道ヲカ、ゲテ居リマス。ソノ二番目ノモ
 ノハ A B O 時ニ對シテ申立テ居リマスガ、ソシテ「東條ハ既ニ第二
 項ニ對シテ宣言シマシタト申立テ居リマス」(079) 檢察側ハ此ノ事ニ對
 シ何等ノ證據ノ引用モ用ヒテ居マセンシ、又斯クノ如キ決定的聲明ニ對スル證
 據ハ何モアリマセン。之ヲ支持スル何ノ證據モナシニ檢察側ハ、當時ノ日本ニ
 トツテ開ケテネタ三ツノ可能ナ道ニツイテ推測的分拆ヲ提出シテ居リマス。
 檢察側ハ、サウシ乍ラ、木戸ノ出席シナカッタ一九四一年十月十二日ノ裁量會
 談ニ於テ提議サレタ方針ニ關係アル事實ヲ、提出スルコトモレナケレバ批判モ
 加ヘテ居リマセン、對米交渉ヲ繼續スベキコト、又モ成功スレバ「凡テノ作
 取準備ハ中止サルベキコト」(080) トイフノハ、ソノ會談ヲ提議サレタモノデアリマ

裏面白紙

首相トシテノ東條推薦
 木戸ニ對スル檢察ノ關心ハ、主トシテ
 點ニ在ルノデアリマスガ、我々ハコレカラ東條推薦決定ノ同調ヲ取上ゲテ急
 ヲイト存ジマス。申シ上ゲタイ本同調ハ「木戸ハ日本歴史會上會テナキ此ノ危急
 存亡ノ秋ニ於テ、彼ガ演ジタル役割ノ中ニ犯罪意志ヲ持ツテ居タカ？」トイフ
 間ヒニ對シ回答スルコトデアリマス。
 證據ハ歴史的ニ木戸ガ犯罪意志ヲ持タナカッタ所定シテキマス。其ノ當時ノ
 證據ハ引用シテ判ニ於テ爲サレ。證據モ、孰レモ皆木戸ガ犯罪意志ヲ持ツテ
 中々トイフ證據ハ何一ツナイデアリマス。木戸ハ日本ヲ戰爭ニ向ツテ導クタ
 ヲモ、東條ヲ推薦シタノダト主張スルタノニハ、本件ニ於ケル證據ニ對シテ全
 的ニ反對スル決心ヲ必要トスルコトニナルデアリマス。
 及ビ東條大將トシテ考慮サレタ主要人物ハ、東久邇宮、宇垣大將、及川海軍大將
 ハ、本營ニ心底カラ戰爭ヲ避ケルコトヲ念願シタ爲デアツタコトヲ明示サレテ
 キルノデアリマス。

XII

裏面白紙

(681)

證據ハ又爰ヒモ無ク木戸ハ新首相タル者ハ次ノ諸問題ヲ處理シ得ル人タルヲ要スルト信ジテキタコトヲ明カニシテキマス。(681)

一 一九四一年九月六日ノ御前會議ノ決議ノ解釋ガ近衛内閣崩壊ノ原因デアッタコト。

二 白紙ニ還元シテ再出發スルタメニ御前會議ノ決議ヲ撤回スルコト

三 御前會議ノ決議ガ撤回サレタ後對米外交交渉ヲ再檢討シ、新シイ角度カラ本問題ヲ研究スルコト而シテ、交渉ヲ成功セシムル様ニスルコト

四 主戰論者デアアル青年將校ヲ制御スルコト、而シテ、此ノ目的ノタメ、新首相ハ天皇ノ意志ニ從ヒ陸軍部内ハ勿論、陸軍及ビ海軍間ヲ統制調和シ協力セシムル手廻ヲ有シナケレバナラナイコト

五 過去數ヶ月間ノ諸事件ヤ諸決議ヲ熟知シテ居ルコト。即之等ノ諸問題ヲ正確ニ評價シ考究スル能力ヲ有スルコト、而シテ、此ノ目的ノタメニハ、今迄局外者デアッタ人々ハ此ノ間ノ事情ヲ適確ニ理解シ得ズ、從ツテ内閣更迭ノ意義ガ失ハル、コト

供進書二〇五―二一九項 記録三〇、九七二―三二、〇二二
 法廷證二二五〇 記録一六、一九八
 法廷證一一四八 記録二〇、二五〇 一〇、二六六―一〇、二六七

裏面白紙

二七

若シ木戸ガ犯罪意志ヲ有シ、日本ヲ首尾ヨク戦争ニ導ク首相ヲ推薦セ
 ント欲シタモノトスレバ、木戸ハ前ニ述べタ様ナ事柄ニハ當然何一ツ考
 慮ヲ拂ハナカツタデアリマシタデセウ。木戸ノ總ベテノ思想、行爲及ビ
 精力ハ、此ノ問題即チ誰ガ最モ良ク日本ヲ勝利ニ導クコトガ出來ルデ
 アラウカ？トイフコトニ没頭シタコトデアッタデアリマセウ。
 斯クノ如キ證據ガ存在シナイトハ決定的デアリマス。木戸ハ戦争回避ニ
 専念シタコトヲ示シテキル當時奮カレタル證據書類ノ存在ハ、誠實ト、
 信用ト正確ニ千鈞ノ重ミヲ加ヘテキルノデアリマス。然ルニ之ニ反シ、
 檢察側ハ法廷ニ對シ證據ニ依ツテハ支持サレテキナイ允モラシイ論告ヲ
 受理スルヤウ請求シテ居リマス。是ハ事實ヲ明ラカニスルヨリハ寧ろ混亂
 サセルモノデアリマス。我々ハ唯今之等ノ事實ヲヒトツヒトツ檢討致シ
 タイト思フノデアリマス。

二八
 一八九四年十月十五日ニ、東京通官殿下ヲ首班トスル内閣ノ問題ガ起
 リマシタ。既ニ申シ上ゲマシタ通り、木戸ト宮内大臣松平恒雄ト天皇ト
 ハ之ニ反對サレマシタ。(682)

(682) 法廷證一一五〇 言語部訂正 記録一一、一四〇
 供述書二〇六項 記録三〇、九九六一三〇、九八〇

裏面白紙

(634) (633)

供述書二〇五項 記録三〇、九七二
 近衛手記、法廷證一一四八第九頁 記録一〇、二六六一一〇、二六七
 供述書二〇五項 記録三〇、九七三

東久通官内閣ノ擁護者ハ天々異ツタ動機ヲ持ツテ居マシタ。近衛公ハ東
 久通官内閣ナラバ陸軍ヲ抑制シテ戦争ヲ避ケルコトガ出來ルダラウト信
 ジテ、之ヲ望ンダノデアリマス。(633)併シ陸軍ニツイテハ東條陸相ガ
 タトヘ近衛公ト同様ノコトヲ考ヘテ居ツタトシテモ軍ノ中核デアアル將校
 連ノ本當ノ動機ニ對シテハ重大ナル疑問ガアツタノデアリマス。
 此等ノ將校ガ首相トシテノ東久通官ノ地位ヲ利用シ、國家ヲ戦争ノ中ニ
 曳キズリ込マントスル可能性ハ、東久通官ノ周圍ノ取りマキノウチニ澤
 山ノ危険分子ヲ含ンデキル事實カラシテモ十分ニ證據立テラレマス。
 ソンナ譯デ假リニ東久通官ガ後繼内閣ヲ組織シタテモ之等ノ危険分
 子ヲ追放スルコトハ不可能デアッタニ相違アリマセン。
 加フルニ東久通官ハ有能ナ方デハアルガ、政治的經驗及訓練ニ缺ケテ居
 リ又情勢モ極メテ困難デアツタノデ、東久通官ガ情勢ヲ把握シテ、之ニ
 對處スル計畫ヲ作成スルコトハ殆ド不可能ダツタデセウ。以上ノ事ハ木
 戸證言ニ書イテアリマス。(634)

裏面白紙

(607) (606) (605)

供進書二〇五項 記録三〇、九七四頁
 一一七三項 記録四一、一一〇頁
 法廷證一一四八號記録一〇、二六五頁

二九
 木戸ガ彼ノ供進書チ指摘シテイル如ク(685)
 「ソノ結果ハ殿下ハ單ナル飾物ニ墮シ政治ノ實權ハ首相代理ガ握ルコト
 ニナルデセウ。當時得ラル、人物ヲ見渡スニ、首相代理ノ職ハ實際上陸
 軍大臣トナル公算ガ大キカッタノデアリマス。斯様ナ次第デアリマスカ
 ラ、東久通官内閣デハ戦争ヲ避ケル可能性ハ極メテ少ナイモノト思ハレ
 マシタ。」
 觀察側ハコノ副總理ハ多分東條デアラウ故ニ東條ガ總理大臣ニナレバ戰
 争回避ノ可能性ハ一層少イトイフコトヲ木戸ハ十分承知シテイタト想像
 シテオリマス。(636) 見込トシテハ、東久通官ハ恐ラク自分ノ信奉者ノ
 一人ヲ陸相ニ任命シタデアラウトイフ事實ニ附ケ加ヘテ、證據トシテ、
 ソレハ東條デハナカッタデアラウ、何故ナラ近衛手記(607)ニ依レバ東
 條ノ意見ハ次ノ様ナモノデアツタカラデアリマス、即チ、東久通官ガ總
 理ニ任命サレタナラバ「是ハオ互、統帥部モ皆ヤメテ、過日ノ御前會議
 ノ決定ヲ一應白紙ニ返シ、新ラシイ人ガ出テ新ラシクヤルヨリ外ニ途ハ

裏面白紙

(691) (690) (689) (688)

JJ一七三項 記録四一、一〇〇頁
 同 同 四一、一〇〇頁
 法廷證一一五〇號(言語部訂正)記録一一、一四〇頁
 供述證二〇六項 記録三〇、九七六一八〇頁
 右ト同ジ 同 三〇、九七九頁

無イト思フ」從ツテ新副總理ハ東條デアラウトイフ 檢察側ノ想像ガ證據
 ニ反スルコトハ明カデアリマス。
 二二〇。 檢察側ハ東京通官内閣ノ任命ニツイテ「一一一陸海軍ノ間デ前以テ共
 通ノ政策ガ作成サレルトシタナラバ、木戸ハ之ニ賛成シタデアラウト
 述ベテオリマス。(688) 次ニ檢察側ハ「又、此ノ日記ハコノ共通ノ政策
 トハ如何ナルモノデアルカモ示シテイナイケレドモ、供述證ノ二〇五
 項ガ通常ノ說明ヲ與エテオリマス。ト述ベテオリマス。(689) 檢察側ガ
 有スル一九四一年十月十五日ノ日記(690) ハ陸海軍共通ノ政策ハ如何ナ
 ルモノデアアルカ明カニ示シテオリ、木戸ノ供述證ハ何ノ註釋モ與ヘテイ
 ナイノデアリマス。日記ハ特ニ次ノ如ク述ベテオリマス。
 「近衛首相モ御前ヲ退下シ來室參加セラレ。首相ハ右ノ案ヲ言上シタル
 ニ陸海軍一致ニテ平和ノ方針ニ決定セルナレバ萬不得止事情ナレバ致方
 ナシトノ意味ノ御話アリタリトノ話アリタリ。」(691)

裏面白紙

(695) (694)(693)(692)

供進管二〇六項 記録三〇、九七九頁
 供進管二〇六項 記録三〇、九七九頁
 法廷證一一五一號 記録一〇、二八一頁(言語部訂正)
 法廷證一一五一號 同一場所

ソレカラ日記ハ、木戸ガ首相ト話ヲナシ、其ノ後デ鈴木ト電話デ話ヲシ
 タコトヲ記シテオリマス、鈴木ノ報告ニ依レバ
 「東條ノ目的ハ東久通官ノ力ニヨツテ陸海軍間ノ調和ヲ齎サウトイフノ
 デアリマシタ」。(692)
 日記ガ更ニ示ス如ク、木戸ハソノ時重要ナ陳述ヲシマシタ即チ
 「ソレ故私ハソノ計畫ニ反對シタ」。(693)
 コノ事ハ、木戸ト陛下ガ、陸海軍ガ先ヅ平和的政策ニ同意シナケレバ、
 東久通内閣ニ反對デアツタコトヲハツキリ示シテオリマス。加フルニ、
 一九四一年十月十六日ノ木戸日記(694)ハ以上ノ事情ヲ具体的ニ示シテ
 オリマス。
 三三、
 一九四一年十月十六日ノ日記(695)ニ、木戸ガ記録シタ所ニ依レバ、
 東條ガ彼ヲ訪問シタ時、木戸ハ東久通官内閣ノ出現ヲ望ム東條ノ考ヘニ
 對シテ木戸ガ鈴木ニ話シタノト同様ノ理由デ反對シマシタ。

裏面白紙

(功) 法廷第一一五一號(言部訂正)記第一一四一―二頁
 (功) 法廷第二二五〇號記第一六一九八―一六二一―一頁
 一六二〇六一七頁

(功) 理由モ亦木戸日記ニ記サレテアル。木戸ハ東條ニ對シテ九月六日ノ御前會議ノ決定ハ不注意デアツタト指觸シ、木戸ハソノ修正ヲ求メマシタ。ソシテ次ノ如ク述ベテオリマス、
 「及レ陸海軍ノ一致ノ必要ヲ力説、主ハ我軍ノ母小隊等ノ要求ニシテオナクシテハ國家ノ發展ハアリ得ザルコトヲ述ブレ」
 一九四一年十一月、彼ハ文書ノ中デ勅次ノ如ク述ベマシタ。即チ「今日海軍ノ態度ヨリ推シテ對米關係ハ容易ニ決シ難シト認メラルトコロ、九月六日ノ御前會議ノ決定ハ主モ重要ナルコトハ申ス迄モナキトコロ、又一面ニ於テハ若シ此間ニ難カニテモ下等ノ存スル場令ニ於テハ敢然再々討ヲナスノ要アルベキハ勿論ナリト信ズ。要スルニ海軍ノ自衛アル決意ナキ限リ口頭ヲ賭スルノ大膽ニ突入スルハモ戒懼ヲ要スルトコロナルベシ」
 (功)

裏面白紙

一 檢察官ハコノ言明ノ一部ヲ引用シタニ過ギナイノデアリマス一 (100)
 法廷ニハ更ニ「東京ハ完全ニ本戸ノ原ニ同シ」トシテ又今次ノ戦争ハ海軍
 ノ勝敗タル自當ガナケレバ遂行出来ルモノデハナイト述ベタリ
 示シテキマス。
 本戸ハソノ供進(101)ノ中デ實情トノ前送會談ニ關シテ次ノ如ク述
 ベテキマス。
 「私ハ前送會談ノ決定ガ如何ニテ重要デアル丈ケニ、是レヲ尊重シ
 行ニ行セネバトラヌコトハ申ス迄モ無イコトト申アルト應酬シマシ
 タガ又其ノ決定ナルモノハ概テ決ト成ハレル結果其ノ決定ノ中ニ
 若シモ如何カ決定ノ十分ノ點デモアルコトガ判ツタ點合ニハ再考ス
 ルノガ妥當デハナイカト彼ニ反問シマシタ。又彼等ハ必ズシモ決定
 ニ自信ヲ持ツテ進ラヌトノ報告ニ彼ノ注意ヲ喚起シマシタ。此處ニ
 於テ隨知ハ私ニ同意シ、前送會談ノ決定ハ其情ニハ實行出来ヌト
 言シマシタ」

- (5) J J 七四項 記録一、一一一
- (4) 法廷 二二五〇 記録一六、二〇七
- (3) 供進 二〇九 記録三〇、九八三

裏面白紙

以上三ツノ一貫シタ事案ノ説明ハ本戸ガ九月六日ノ御前
 決定ノ下部合ナシヲ認メテキタニ及ビ再考慮ヲ必要トシタ
 示ス
 モノデアリマス。コノ同日ニ閣下ハハハニ同時代ノ文書ハナ
 イト
 ノ於テ主眼ハ假借ノナイモノデアリマス。
 本戸日記及レ一九四一年、昭和十六年十一月ニカレタ
 705 (705)ハ同時代ノモノデアアルガ一九四一年十月十七日ノ
 704 (704)ヨツテ支那ガ支持サレテキルノデアリマスガ
 如キ言説ヲトスニモツテ此ノ二ツ看通シテキルノデア
 リマセン。

275

- (702) 一 法廷 一 一五一 (官廳部訂正) 記 一 一、一四一
- (703) 一 法廷 二 二五〇 記 一 一六、一九八、一六、二一一
- (704) 一 供進 二 一六頁 記 一 三六、〇〇五、一三一、〇一八

裏面白紙

710 709 708 707 706 705

法	供	法	供
七	七	一	一
三	二	一	一
五	六	四	六
〇	〇	六	六
記	記	記	記
録	録	録	録
用	一	四	三
冊	六	一	〇
、	、	、	、
一	二	一	九
一	〇	一	五
〇	七	〇	六
	一	、	、
	四	、	、
	一	、	、
	一	、	、
	一	、	、

ニニニ
 一九四一年九月二十六日ニハ既ニ本戸ハ一九四一年九月六日
 ノ前日決定ノ事項ヲ再吟味スベキヲ認メテキタリデアリマス
 一七〇一 一九四一年十月九日再々本戸ハソノ日記中ニ「コノ決定ハア
 マリニハツキリシ過ギテキル様ニ思ハレル。ソシテ充分検討ヲ要ネ
 タ上デノ決断トハ考ヘラレナイ。一ト断言シ、一九四一年十月
 十七日ノ重臣會議ノ席上コノ問題ニツイテ徹底的法論議ヲ行ツタノ
 デアリマス。一七〇二
 本戸ノ反對シタノハ決定事項全盤ニ巨ルモノデアツテ、後發例ノ云
 フ如ク、ソノ一極ニ對シテハアリマセン。一七〇三
 九月六日ノ決定ニ對シテ本戸ガ一九四一年十一月ニナシタ聲明ニ
 モ示サレテニル如ク、彼ハ「私ニ本戸ハ全面的ニ再考慮ガ必與タ
 ト信ジマス。一七〇四」ト述ベテキルノデアリマス。コノ前日決定
 ニ對シテ幾分下注ニ「一七〇一」ト述ベテキルノデアリマス。コノ前日決定
 一部ヲ指シテ「一七〇二」ト述ベテキルノデアリマス。コノ前日決定
 一部ヲ指シテ「一七〇三」ト述ベテキルノデアリマス。コノ前日決定
 一部ヲ指シテ「一七〇四」ト述ベテキルノデアリマス。コノ前日決定

裏面白紙

近衛公ガ腹ニ少シデモ勢カラ拂フトイフノナラバ陸軍トノ話シ合ヒ
 ウラ判事シテ機局打聞ノ途ハ發見サレルカニ知レナイト信ジテキ
 タノデアリマス。本戸ハ早速近衛公ニ電話ヲシマシタガ、公ハ既ニ
 國策ニ等ヲ提出セシメルベク出カケタ後デアツタノデアリマス
 以上述べタ事柄ハ本戸ノ託言ノ中ニ述べラレテ居リマス。(711)
 二二五 本戸ハ近衛公ガ天皇ニ内閣ノ辞意ヲ奏呈シタ後公ト相談ヲ交
 ハシタノデアリマスガ、ソノ會談ノ詳細ハ本戸ノ發言中ニ述べラレ
 テキマス。(712)

彼ハ近衛ニ一九四一年(昭和十六年)九月六日ノ決定ハ「鹿」デア
 リ、新シイ體裁ヲ新シク再編成スル爲ニハ、コレヲ廢止シテシマハ
 ネバナラナイト云ヒマシタ。

コノ目的遂行ノ爲ニハ、諺カ全体ノ事情ニヨク察ジテキル人ガ次ノ
 内閣ヲ組閣ヲ組織スルベキデアル。本戸ハ秘密ニサレテキルコレヲ
 總テノ事情ニ照シテキナイ人デハ、隨分カラ反對ヲサレルデアラウ
 カラ及川海軍大將カ實際陸軍大將ヲ指名スル池ハナイト思ヒマシタ

(71) 供進書二〇九項記三〇、九八三、三〇、九八四
 (71) 供進書一〇一一項記三〇、九八六

裏面白紙

彼ラハコノ二人ヲ任命シタ各々ノ命令ヲ得テヲ討ジマシタ。其條ハ
 近衛ト其景ヲ令ツテキナカツタノデアリマスカラ、モシ其任令
 サレルトコチラノ敗北ノヨウナ形ニナリマス、一方モシ及川ガ任令
 ラレ、バ海軍ハ其任令ヲ受ンデキナカツタノデアリマスカラ、陸軍ガ
 モツトモ強ク反抗スルデアリマセウ。カクシテ、其任令ガ違ハレテ、
 九月六日ノ決定ヲ午視スルコトヲ命ゼラレバ、彼ハ陸軍ヲ制シ
 得ルデアリマセウシ、彼ガ命令トノ平和的交渉ヲ望ムケレバ、其任令ニ
 對シテモ好イ印像ヲ與ヘルデアリセウ、近衛ハ、水戸ニ移居シマシ
 タ、ソシテモシ陸軍ヲ制出来ナクナツタラ、殊ニ軍令ガ其任令ノ度
 支那ノ東部マデ出シテキルホドカラ、如何ナル其態ガ起ラナイト
 モ限ラナイト述ベマシタ。カ、ル不慮ノ事ヲ避ケル爲ニハ、陸軍
 ヲ掌握シテキタ東條ハ、時ニソノ二、三日間ノ間動カシテモ、
 大命ヲ受ケスルベキデアリマシタ。其任令ハ、其任令トノ戦争ヲ直チニ
 起サウトハ主門シマエシタ。
 其任令ノ言ツタヨウニ日本ハ海軍ニ自信ガトケレバ、陸軍ヲスルハ
 出来ナカツタノデアリマス、又近衛ノ言ヲモアルヨウニ、モシ天
 皇ガ東條ニ任令内閣組閣ノ大命ヲ降下サレル時ニ、コノ點ニツイテ

裏面白紙

ソノ上、コ、二、三日間ノ政變ノ進展ヲミルト、過去ノ政策ヲ實行
 スルコトハ、固チトモハレタノデアリマス
 本戸ハ其時日本在任ノ外人間デ、日本ノ外交政策ハ、陸軍大臣長ダ
 ケシカ知ラナク、其ノ首領ヤ外相ニ聞イテモ無キデアルト皮肉ナ批評
 ガ盛ニサレニキルノヲ承知シテ居リマシタ。本戸ハ次ノヨウニ陳述
 シテ彼ノ考ヘラセモヨク説明シテ居リマス。
 之等ノ批評ニ從ツテ私ハ、若シ陸軍ガ口政變當ヲナシ又若シ軍部内
 閣ツノモノガ死力ヲ盡シテ對米關係ノ調整ニ乘リ出シタナラバ米口
 ノ疑惑ハ得消スルダラウト考エマシタ。
 本戸ハ其時ヲ推戴シタコトニ對シテ嚴シイ反對意見ヲ受ケマシタ
 ガ、彼ノ發言ハ拙ガナカッタノデアリマシタ。
 和口、十月廿七日ノ朝近衛ハ本戸ニ電話ヲカケテ、モシ其時ニ九月
 六日ノ決定ヲ放棄シ電報ト海軍ノ協力ノタメニ勸ミ平和ノ爲ニ盡ス
 ヲウニト大合ヲ下サレバ總理大臣トシテハ、其時ノ方ガ海軍大臣
 ヲリモ責任デアラウト思フ、ト述ベタ。和口ノデアリマス。

- (四) 供進 二一三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一

281

裏面白紙

720 719
法廷審一一四八、記録一〇、二七一
供述卷二一四項、記録三〇、九九〇

近衛同野筆ハコノ點ヲ確證シマシタ。719) 木戸ガソノ供述書ニ
 於テ示シマシタ如ク(720) 重臣達ハ一九四一年十月十七日ノ午
 後一時十分カラ三時四十五分マデ會議ヲ開イタノデアリマス。
 反復的ニナル虞ハアリマスガ、我々ハ敢テ次ノコトヲ繰返シ申上
 ゲマス。即、木戸ガ東條ヲ推薦シタ事實ヲ犯罪責任ニ問ハンガ爲
 ニ、木戸ガ犯罪意志ヲ以テ之ヲ行ツタノデアルト主張シテキルノ
 ハ全ク檢察側ノ責任デアリマス。檢察側ノコト主張ヲ支持スルモ
 ノトシテ指摘シウル斷定的ナル證據ハ絕對ニナイノデアリマス。
 木戸乃至他ノ罪人ノ供述書デ木戸ガ太平洋戦争ヲ開始センガ爲ニ
 東條ヲ任命シタノデアルトイフコトヲ述ベ若クハ指示スルモノ、
 又斯ル事實ヲ示ス文書モ證據トシテ提出セラレテハアリマセン。
 之ニ反シテ、感情ヲ捨テ冷靜ニ總テノ證據ヲ検討イタシマスナラ
 バ、ソノ結果トシテ得ラレル論理的、斷定的證據ハ必ズヤ次ノ結
 論ニ導クノデアリマス。

282

裏面白紙

三九

即チ木戸ハ東條ヲ押立テレバ戦争ヲ回避出来ルデアラウト考ヘ誠
 心誠意ヲ以テ東條ヲ推薦シタノデアアル。トイフコトデアリマス。
 コノ断定的證據ガ最モヨク表示セラレテ居ルノハ恐ラク一九四一
 年十月十七日ノ重臣會議ノ記錄デアリマセウ。コノ議事録ノ討議
 ニ入りマス前ニ暫ク別ノ問題ニ觸レタイト思ヒマス。
 檢察側ハ右會議ノ議事録ヲ證據トシテ提出シ得ナカツタデアリ
 マスガ、コノ會議ノ中ノ一ナノデアリマス。(721)一六八五「J」起訴
 タニツノ會議ノ中ノ一ナノデアリマス。(721)一六八五「J」起訴
 狀ノ附録Bデハ、木戸ガ、一九四一年十月十七日(舊首相)會
 議ニ「X」X「X」出席シ、且ツソノ決定ニ贊同シ「X」X「X」コ
 ノ決定ニヨツテ一九四一年十二月七(八)日ノ不法ノ戦争ニ對ス
 ル準備ガナサレテ開戦スルニ至ツタ(722)「コトヲ取上ゲテ居リ
 マス。木戸日記ノ一九四一年十月二十四日欄ニハコノ會議ノ議事
 録ニツイテモカレテアリ(725)「且、檢察側ハコノ日記ヲ一九四
 五年十二月十六日以後ハ有ツテキタトイフ證據ガアルデアリマ

723 722 721
 供述書二一五項、記録三〇、九九〇
 起訴狀、
 檢察側書證〇〇三、記録一六、八五一、「J」一八六一八七項記録四一、二二六

裏面白紙

二三

ナル事ガソコデ行ハレタノデアルカヲ確メルコトニイタシマス。
 コノ會議ニ列シタ人物ガ名聲ノアル高官ノ人々デアツタコトガ重
 要視サレルノデアリマス。コノ會議ニハ木戸ノ外ニハ若槻、原、
 岡田、阿部、清浦、米内、廣田及ビ林、ガ出席シタノデアリマス
 斯ノ如クコノ會議ニ列シタノハ陸軍カラハ阿部、林ノ兩大將、海
 軍カラハ米内、岡田ノ兩大將ダケデアリマシタ。木戸ガコノ會合
 以前、又ハコノ會議ノ席上デ之等ノ政治家達ニ面會シ、話ヲシ、
 若クハ何等カノ影響ヲ與ヘタリシタトイフ證據ハナイノデアリマ
 ス。木戸ガ之等ノ人々ノ思想、言語、乃至ハ行動ヲ支配シ若クハ
 支配ナシ得タトイフ事ヲ示ス證據ハナク又カ、ル推斷ハナシ得ナ
 イノデアリマス。之等政治家達ハ政治的野心ハモツテ居ナカツタ
 ノデアリマス。彼等ガ何カ隠レタ目的ガアツテ東條ヲ推薦シタ管
 ガナイノデアリマス。更ニ又檢察側ハ之等政治家達ガ専實ヲ知ラ
 サレテラナカツタトイフ主張モナシ得ル道理ガナイノデアリマ
 ス。木戸デハナシニ、近衛公ガ細心ノ注意ヲ拂ツテ事件ノ概要ヲ
 記シタ十分ニシテ且ツ長大ナ記事ヲ諱事ノ順序トシテ最初ニ彼等
 ニ對シテ讀ミキカセタカラデアリマス。

728 供述書二一六項、記録三〇、九九二一三、〇〇四

285

59

裏面白紙

二三

近衛公ハコノ記述中ニ明瞭且ツ入念ニ一九四一年九月六日ノ御前
 會議ノ決定ヲ指摘シテアルノデアリマスガ、コノ決定ハ萬一、十
 月初旬以前ニ於テ外交々渉ガ失敗スレバ政府ハ開戦ノ決意ヲスル
 トイフモノデアリマシタ。
 彼ハ外交的解決ノ成功ニツキ陸軍及政府間ノ意見ノ相違ヲ遮ベマ
 シタ。陸軍ノ立場ハ「：：ワレワレノ主張ガ受ケ入レラレル見込
 ナシ：：」(729)トイフコトデアリマシタ。併シ政府ハモシ時ヲ
 貸スナラバ外交モ成功スルコトモアルベシト感シマシタ。
 近衛公ハ一九四一年九月六日ノ決議ニ從ヒ統帥部ガ政府ニ開戦ヲ
 迫ツテ居ツタ事實ニ注意ヲ求メマシタ。(東條ハ統帥部ニ屬シテ
 イナカツタ)彼ハナホ對米交渉ニ含マルル難問ハ次ノ如キモノデ
 アルト指摘シマシタ。
 一、中國ヨリ撤兵ノ意圖ノ問題
 二、三國同盟
 三、太平洋地域ニ於ケル通商上ノ無差別待遇

729 供述書二一六項記録三〇、九九二

裏面白紙

彼ハコレ等問題中最モ困難ナルモノ（即チ中國ニ於ケル駐兵）ニ
 關シ陸軍、政及米國ノ立場ヲ説明シマシタ。戦争ニ關スル政府及陸軍
 ノ見解ハ詳細サレマシタ。結論ハ陸軍ハ既ニ遂行サレタ日本資産
 ノ凍結ハ結局日本ヲ窮乏化シ、麻痺状態ニ陥レルデアロウト主張
 シ、政府ハ日華事變ヲ解決シテ、日本ハ困難ト缺乏ニ堪ユ、ソノ
 資源ヲ節約スベキデアルト信ジマシタ。彼ハマタ海軍ノ立場ヲ説
 明シ海軍ノ結論ハ外交又ハ戦争何レニ決スルカハ總理大臣ニ委任
 スルコトデアッタト述べタ。彼ハ戦争ハ避クベシトノ強硬意見ガ
 海軍部内ニアツタコトヲ指摘シマシタ。コレニ加ウルニ近衛公ハ米
 國トノ外交交渉ヲ四月ヨリ現在ニ至ルマデ各段階毎ニ時間的ニソ
 ノ經過ヲ尋ネテ見マシタ。彼ハ再ビ米國トノ外交交渉ノ成否ニ關
 シ陸軍ト政府トノ見解ノ相違ヲ述べテ結ンデオリマス。
 カ、ル背景ノ下ニ、重臣達ハ彼等ノ見解ヲ發表イタシマシタ（730）
 若槻、原、岡田及阿部等ハ資源特ニ油ノ潤滑ノタメ戦争ノ危険ヲ
 指摘スルコトニヨリ論議ヲ始メマシタ。清浦氏が在外大使ガ成功
 ノ見込ガアルト言フノニ、何故政府ガ直チニソノ態度ヲ決シナケ
 730 供述書二一六項、記録三一、〇〇五

287

裏面白紙

(731)

供述書二一六項、記録三一、〇〇七

レバナラヌノカト愛問シタノニ對シ木戸ハ次ノ如ク答エマシタ
 「ソノ點ニツキテハ、御前會談ヲ決定ノ期限ヲ十月初旬ニ定メタ
 ソレ故政府及陸軍間ニ見解ノ相違ガ發生シタソシテ私ハ政府ハ窮
 地ニ陥ラザルヲ得ナイト思フ」ト (731)

裏面白紙

DefDoC3117

三三

モシ木戸が専断思想ヲ持ツテオツタナラバ彼ノ答ハ政^府ハ草人ヲ妨害
 シテイルトイウ意味ヲ表現シタモノデアリタデシヨウ、同シ主題ニ
 シ阿部氏ノ言ニ答エテ木戸ハ近衛ガ大統領ルーズヴェルトト會談シ廣
 汎ナル見地ヨリ政策ヲ決シタイト望ンデオルコト、及「米商ノ受後ノ
 同答ガマダ來ナイ、然ルニ目前會談ノ期限ハ速カニ近ヅキツツアル、
 コレガ實際ノ情勢デアル」(72)コトヲ指稱シマシタ。

ソレカラ大本營ノ意圖ニ關シ質問ガ發セラレマシタ、ソシテ木戸ハ
 日本ノ國家的存在ヲ危懼ニ陥ラシムルガ如キ問題ニ關シテハ海軍高
 ノ完全ナ見解ノ一致ガ極メテ必要ナル旨指稱シマシタ、木戸ハ統帥部
 ガ、後継總理大臣ノ候補者ヲ推薦スベシトイウ意見ニハ反對シマシタ
 海軍勳務ノ皇族ヲ次ノ總理大臣ニ獻クベシト林ノ提議ニハ米内海軍
 大將ガ反對シマシタ。ソレハ實際行ハレ難イト彼ハ考ヘタカラデシタ
 木戸ハマタ皇族ノ任命ハ實行不可能ナルコトヲ指稱シマシタ、ソレハ
 皇族ニ海軍間ノ對立ノ解決ヲ要請スベキデアルトハ彼ハ考ヘズ皇族
 ガ任命ヲ受諾サレル前ニ海軍自身ガソノ對立ヲ解決スベキデアルト
 考ヘタカラデス、モシ皇族ガコノ難問題ヲ解決スルコトガ出來ナイナ
 (72)バ、皇室ガ國民ノ非難ヲ買フコトニナルノ解決スルコト

供進書二一六項 記録三一、〇〇八

289

裏面白紙

三四

若親ハソレカラ次ノ内閣ニ登スル木戸ノ意見ヲ尋ネマシタ、木戸ハ
 東洋ガ首相ヲ辞スルキモノト考ヘルト結語ヲ初メニ述ベ、次ニ其理由ヲ
 述ベマシタ、即チ九月六日ニ爲サレタ御前會議ノ決定ハ難問題ニ對シ
 有容デ根絶シ難キ國トナリマシタ、陸軍ハ海軍ノ決意ナクシテ米國ト
 戦ヲ交ヘルコトハ不可能デアルコトヲ承知シテ居マシタガ、九月六日
 御前會議ノ決定ニ從ツテ事ヲ進メルヨリ外ニ致シ方ガナカツタノデア
 リマス。

陸海軍間ニ完全ナ協力ガ出來ソウニ見エル前、早急ノ中ニ九月六日ノ決定
 ハナサレタノデアリマス。事急收拾ニ對スル最モ實際的方法ハ東條ニ
 退縮ヲ命ジ、ソレト同時ニ海陸軍間ニ完全ナル協定ヲモトラセ、而シ
 テ御前會議ニ於ケル決定ヲ再檢討スルコトニアルト木戸ハ考ヘマシタ
 ××××× (73)

東條ハ充分ニ事急ノ展開ヲ承知シテ居リマシタ、又彼ハ困難ナ事ヲハ
 ツキリ感ジテ居リマシタ、現役デナイ陸軍大將、又ハ海軍大將ニ組織
 ノ命ガ降下スルナラバ、新内閣組織ハ御前會議ノ決定ニヨツテ一部ノ
 者カラ閣府サレル場合豫期シナイ事ニナル惧ガアルト木戸ハ述ベマシ

735 供進書三一六項 記録三一〇一三
 736 供進書三一六項 記録三一〇一三

裏面白紙

741 741
I A
供進書二一六項、記録三一〇一六
供進書二一六項、記録三一〇一八

レナカッタノデアリマスカ、
ウデアレバ何故若、岡田、河部及ビ米内ソノ他ノ生者達ガ起訴サ
得ルデセウカ、コレハ共謀者ノ一編ノ決定デアツタデセウカ、若シソ
新クノ如キ病状ニアツテ、木戸或ハ重臣達ニ對シ如何ナル批難ガアリ
外ハアリマセン、(741 I A)
ハ出来ナイガ、他ニ良イ計畫ガナイカラ、後々ハソレニ依テ前進スル
氏ノ言葉ヲ以テ官合ハ終リマシタ。内大臣ノ計畫ハ充分ト云フコト
レマシタ。若シハ宇垣大將ノコトヲ提言シタ唯一ノ人デアリ、次ノ原
米内氏一(ハ岡田氏ト向様ノ意見デアリマシタ)(741)
「今將軍指導者中カラ次ノ總理大臣ヲ送り出スコトハ絶對ニ正シクナ
イト思フ」

然モ海軍大臣ヲ總理大臣ノ職ニツカセルト云フ木戸ノ案ハ次ノヤウニ
重臣會議ニ於テ海軍代表者二名ニヨツテ拒否サレマシタ。
岡田氏曰ク

三八

裏面白紙

魚

魚

三九

742741
B
記録
二五
一六
二

主席 檢察官 自身が岡田大將ノ反對訊問中ニ述べた所ニ依レバ「裁判長
 殿、私ハ此ノ裁判所條例ノ下ニ、任命サレタ主席檢察官トシテ、被告
 席ノ被告達ハ此ノ法律ニ對シテ眞ニ責任アリト我々ガ信ズルト云フ專
 習ニ對シ、議ンデ法廷ノ注意ヲ惹クモノデアリマス。若シマダ誰カ他
 ノ者ガアツタナラバ、彼等モ亦被告席ニ居ル筈デアリマセウ。一七九
 他ノ場合ニ米内ニ歸シテ、次ノ言葉ガ述べラレマシタ。一七九
 「裁判長！彼ガ日本内ニ生キテキルコトト私ハ諒解シテ居マス。ソシ
 テ若シ彼等ガ彼ハ有罪ナリト考ヘルナラバ、彼ヲ起訴スルデアリマセ
 ウ。貴臣達ノ潔白ハ木戸ノ潔白ヲ強調シテ居マス。」
 檢察側ハ此ノ會議ガ木戸ガ出席シタ二ツノ中ノ一ツデアリ太平洋戦争
 ニ備ヘ又、ソレニ導ク決定ガ、爲サレタ會議デアルト述べテ居リマス
 我々ハ此ノ會議ニ於テ太平洋戦争ノ準備或ハソレニ導ク目的デ後或ハ
 他ノ誰カガ眞條ヲ推薦シタコトヲ少シデモ示ス彼ノ唯一ツノ陳述デモ
 信柄シテ見ルヤウニ檢察側ニ挑戾致シマス。可能ナル唯一ツノ結論ハ

裏面白紙

756755754753752751

一 記録三六〇〇
 一 供進書二一六項記録三一〇一六
 一 法廷證一一四八 記録一〇二七一
 一 供進書二一六項記録三〇九九一三〇一八
 一 法廷證一一五四〇二九一言語部訂正記録一四一
 一 法廷證二二五〇記録一六一九八一六二一

際シテ及川が首相ニ任命サレルベキデアツタト示サウト試ミマシタガ
 木戸ハ二人ノ海軍長老政治家ガ及川ニ反對シタコトヲ指摘シマシタ
 ソレカラ檢察側ハソノ問題ヲ棄テマシタ(751) 岡田及比内ノ二人ノ
 海軍長老政治家ガ及川ニ反對シタコトハ重臣會議概(752) 居リマセ
 居リマス又檢察側ハ最終論告ニ於テ第三ノ提言ヲ爲シテ居リマセ
 前ニ述べタ如ク近衛ハ及川ヨリ東條ヲ好ンデ居リマシタ(753) 一
 檢察側ノ主張ニ反シ同時期ノ文書重臣會議ノ完全ナル記録(754) 一
 戸日記ニ含マレタ要點ノ概(755) 一九四一年十一月ニ彼ガ書イタ文
 木戸ノ記述ハ何ノ相違モアリマセン。之等同時期ノ三通ノ文書
 ハ競争ヲ行フ爲メ木戸モ重臣等モ東條ヲ推薦シナカッタコトヲ明確ニ立

裏面白紙

二四五

(757) 記録三〇〇二六一三〇〇二七 (758) 記録三〇〇二六一三〇〇二七 (759) 記録三四六九一

証シテキル事實ヲ、法廷が見送スコトヲ望ンデ檢察側ハ言ヒ争ツテ屈
 リマス。
 軍部ヲ嚴密ニ統轄シテ一軍指導者ニ屬シテ掌ラシメントスル木戸及ビ
 意臣等ノ考ハ新シイモノデアリマセン。松平康昌ハ一九四一年六月
 廣田ハ左ノ如ク自分ニ語ツタト證言致シマシタ。
 「軍部ノ規則的ナ方針ヲ調整スル爲ニハ軍部指導者ヲ責任アル地位ニ
 置キ軍部ヲ嚴重ニ統制シツツ國務ヲ掌ラサシメルヨリ外ニ方法ガアリ
 マセンデシタ。」(758)
 松平侯爵ハ此ノ事ヲ一九四一年十月十七日以前ニ木戸ニ報告シタト証
 言致シマシタ。(758)
 檢察側ハ彼ニ對シ反對訊問ヲシヨウトシマセンデシタ。「自分
 爲田大將モ反對訊問デ左ノ如ク同様ノ意見ヲ表明致シマシタ。「自分
 ノ供述書ニ記サレテキル私ノ意味スル趣旨ハコノ關係ニ於テ、日米交
 渉ノ妥結ヲ見ル爲ニ何ヨリモ陸軍參謀本部ニ強力ナ統制ヲ加ヘル事ガ
 必要デアツタラウトノ事デアリマス。若シ之ヲシナイナラ交渉妥結ハ
 困難デアツタデセウ。」(759)

裏面白紙

Ref. No. 3117

(1761) (1760)

供進書二八項

記録

三〇一八―三〇一九

299

二八

一九四一年九月六日ノ御前會議決定事項ヲ無視セントスル提案及ビ陸海軍協力ノ緊密化ニツイテノ提案ヲ實行ニ移ス爲木戸ハ斯クノ如キ命令ヲ稟條ト及川ニ下サレルヤウ天皇ニ奏請致シマシタ。

二九

木戸ハ重臣會議ノ結果ヲ詳シク天皇ニ報告シ稟條ヲ次ノ總理大臣トシテ天皇ニ推薦シマシタ。

裏面白紙

アリ他ハ木戸ガ速ベタ如ク一九四一年十一月ニ彼ノ作成シタ文章ノ中ニ
 アルト主張シテ居リマス。
 木戸日記中(766)ニ於テ彼ハ東條ト及川ニ傳ヘタ傳言ノ正否ナド辨テ記シテ
 居リマス。一九四一年十一月ノ要約ニコノ傳言ノ正否ナド辨テ且、天星
 ガ東條、及川ニ下サレタ二ツノ傳言ヲ記シテ居リマス。更ニ彼ノ宣
 供(768)ノ中ニ於テ彼ハ三浦ノ傳言ヲ記シテ居リマス。(768)此等傳言ノ
 日本語ノ原文ヲハ全然異ルトコロガアリマセン、一九四一年十一月ノモ
 ノヲモ含ム三浦ノ傳言ノ日本語原文ハ木戸宣發供述(ソレハ正確ナル
 編文デアリマス)ニ含マレテキル日本語原文ト全ク同一ノモノデアリ、
 又一九四一年十月十七日ノ木戸日記中ニ記サレテキル東條、及川ニ木戸
 ガ傳言シタ他ノ傳言ニ或イテモ同一デアルコトハ眞實デアリマス。此ノ
 相違ハ於察(ガ裁判所ニ信ジセシメヨウトシテキル如キ同時期ノ文章ノ
 相違チハアリマセン。ソレハ於察(ノ宣發ノ文ノ相違チノデアリマス。
 注廷(766)一五四記録一〇、二九一〇、二九九言語部訂正記録一、一四二
 注廷(767)二二五〇記録一六二一〇一六二二一
 供述(768)二一八一二一九項記録三一〇一八一三一九一三二〇二〇一
 三二〇二一

裏面白紙

371

Def Doc 3117

第二五〇項
——
第三一九項
第七卷
(G)

裏面白紙

(769)

記 録 三 六 六 七 〇

二五〇、東郷報告ハ木戸ニ對シテ、スネタ言葉ヲ少々申シテマイリマシタ。木戸ハ諒テ、コレ等ノコトノ中ノ如何ナルコトニ關シテモ東郷ノ辯證人ニヨリ反對訊問ヲ受ケマセンデシタガ東郷ハコレ等全部ニツイテ反對訊問サレマシタ。例ヘバ東郷ガ直接證言ヲ行ツテ苦情ヲ申シマシタコトハ外初大臣ハ、國策ニ影響スル重大ナル決定ガナサレルニアタツテハ、無視サレテキタトイフコトデアリマシテ、ソノ例トシマシテ一九四一年十月十七日內大臣ハ舊陸海軍大臣ヲ招待致シマシタ。然シ次ノ章ニ於テ彼ガ實際認メテオリマスコトハ、一九四一年十月十七日東郷カ彼ニ外務大臣ノ職ヲ引受ケテクレト依頼シタ時彼ハソノコトヲ承知シテイタトイフコトデアリマス。首相ガソノ新内閣ニ陛下ノ御命令ヲ傳達シヤウトシ、實際ソウシタトイフコトハ、タマ之ヲ忠告スルニ尤モナコトデアリマシテ、舊陸海軍大臣カ訓令ヲ與ヘラレタ理由ハ、陸海軍ハ相互ニ緊密ニ提携スベシトノ勅命ニ基ツイテイタモノデアリ、新シイ陸海軍大臣ヲ任命スルニアタツテ發言權ヲ持ツテイルノハ、コレ等ノ官更デアツタトイフコトモ亦明瞭ナコトデアリマス。更ニ木戸ハ舊陸海軍大臣ニ命令ヲ與ヘテホシイト陛下ノ御指圖ヲ實行シテオリマシタ。

(769)

東郷ガ、イライラシ

裏面白紙

シ月二五二(六)(五)(四)(三)
 タ六日一「グルー」天使ハ陸軍部内ノ主戰派ヲ知ツテイマシタ。一九四一年九
 内容ヲ次ノ如ク述ベテオリマス。ソノ記録中ニ近衛公ガ彼ニ話
 ナイデセウカラ結局内閣更迭ノ目的ヲ水泡ニ歸スコトニナリマセウ。
 情勢ヲ理解シナイデアリマセウ。局外者デハ
 ラズ現情勢ニ至ル経緯ヲトクト考ヘ得ルデアリマセウ。局外者デハ
 コレ等ノ條件ヲ満足セシメ待ル人ハ右情勢ニ十分通曉シテイルノミナ
 調和ト協力を計リ待ル人デアラネバナリマセン。
 分ニ奉戴シテ陸軍部ヲ十分ニ午耳ルコトガ出來ルノミナラズ陸軍内ノ
 從ツテ、後編内閣組織ニツキ天皇ヨリ命令ヲ受ケルベキ人ハ皇旨ヲ十
 ルコトハ秘メテ困難デアツタデアリマセウ。
 テアリマシタカラ、過去ヲ御敬算ニシテ新シイ角度カラ問題ヲ検討ス
 決定ガナサレタコトハ、陛下ノ旗幟ヲ軍部ニ移譲スルノト等シイモノ
 イ物合ニハ戦争遂行ガ決定サレルベキデアルトノ趣旨ノ御前會議ノ
 一十月上旬ニ至ルモ、對米外交交渉ガ成功スル確カナ見透シガツカナ
 止メニシナケレバナラナクナリマシタ。
 情勢ノ展師ニ應ジテ新タニ出發スルタメニ前逃ノ御前會議ノ決定ヲ取

裏面白紙

(772)

記録
二五三七一

「單斷ノ一部ニハ近衛ノ政策ニ資同シナイ分子カイルコトヲ近衛ハ認
 テイルガ、近衛ガ自信ヲ以テ述ベテイルコトハ、彼ハ陸海軍ノ責任アル
 大臣ノ十分ナル支持ヲ待テイルカラ、コレ等ノ分子間ニ
 反對ラモ抑止シ待ル
 デアラウトイフコトデアル」
 (772) ガル如何ナル

裏面白紙

二五三、當時木戸ハ平和交渉ガ成功シタ場合陸軍ヲ抑ヘ得ルガ如キ首
 相ヲ心ニ置ガイテイナカツタノデアルト甲スコトハ、檢察側ニト
 ツテハ熱カナ事デアルトハ前述セルコトカラ極メテ明瞭ナコトデア
 リマス。吾々ハ亦富吉證人ノ反封訊問ニアタツテ明ラカニサレタ確
 證ニツイテ言及致シマス。(773)

二五四、木戸ノ供述中ニ於テ彼カ意見ヲ述ベテ言ツテイルコトハ、字
 垣ガ若シ内閣ヲ組織シタト假定シタナラバ日本國內ニハ、革命ガ勃
 發シ更ラニ續イテ戦争ガ起キタデアラウカラ字垣ハ内閣ヲ組織シ得
 ナカツタデアラウトイフコトデアリマシテ、コノ意見ハ他人違モ
 同感デアツタデアリマシタガ、右木戸ノ供述ヲ確證スル當時ノ文
 書ハ無イト檢察側ガ主張スルノハ熱カナコトデアリマス。(774)一九四一
 年十一月ニ審カレタ木戸ノ記述ニハ次ノ様ニ述ベテオリマス。
 一 挨拶スレバ、コノ際勅令ヲイタダキ、内閣ヲ組織シタ人ハ聖旨ヲ

(774)(773)
 記三五三三三三七
 (法廷證ニモ言語部訂正) 記録一六二〇八

裏面白紙

(775) 法廷證ニニエ〇言語部訂正記録一六二一

「一方ニ於テ、陸軍ヲ抑ヘ、宇垣大将ヲ任命スルコトニヨリ米英戰ノ
 逼迫セル危機ヲ打開セントスル論ハ強ク主張サレテイダ。ソシテ各方
 面カラ右ノ論ニ心ヲ留メル様ニトノ要求カ私ニ向ケラレタガ、私トシ
 テハ、ソレハ前述べセル理由ニヨリ、現在ニ於テハ不適當デアルト考ヘ
 タ。従ツテ遂ニ陸相東條ヲ陛下ニ御推薦申シ上ゲル決心ヲシタ。私自
 身ニ全責任ヲ引受ケル決心ヲシテ、私ハ陛下ニ御推薦申シ上ゲタ。」

奉戴シテ軍部、特ニ陸軍ノ指導ニ當リ、亦陸海軍間ノ完全ナル協力ヲ
 ハカラナケレバナラナイ。コレラノ状態ニ對處シ得ル人ハ現今ニ至ル
 迄ノ状態ノ進展ヲ十分理解シ得タ人デナケレバナラズ、現状態ヲ作り
 出シタ経緯ヲ真剣ニ検討シタ人デナケレバナラナカツタ。コノ點ニ於
 テ、私ガ考ヘタコトハ、今日迄局外者デアツタ人ハ前述べノ情勢ヲ十分
 理解シ得ナイバカリデナク、キツト悉ラク所謂「陛下ノ威權」ニ對抗
 シ得ナイ人デアリ、ソシテ必ズヤ政變ノ意味ヲ帯ニシテシマフデテラ
 ウトイフコトデアツタ。」

X X X X

裏面白紙

裏面白紙

二五五、是カラミテ檢察側ガ、宇垣ハ組閣シ得マイ又組閣シテモ日本ニ革命ガアツテ戦争ニナルダラウト木戸ハ思ツテイナカッタ、ト眞剣ニ主張シ得ルノデアリマス。宇垣ガ陸軍ヲ抑ヘラレナイノハ料知ノ事デアリマシタ。宇垣ハ⁽⁷⁷⁵⁾本法廷テ自身ソウ申シマシタ。彼ハソノ時ハ局外者タル地位ニアリマシテ⁽⁷⁷⁶⁾ソノ專断ヲ惹起シタ事情ヲ知リマセンデシタ。尙當時⁽⁷⁷⁷⁾カ重臣會議ヲ召集シ、宇垣ハ軍國主義者連ヲ抑ヘラレナイ。ダロウト重臣連ハ思ツテ居リ又知ツテイタ事ガハツキリ分リマス。勿論御覽ノ通り木戸ハソノ會合デハツキリ言ヒマシタ、即チ

「宇垣大將ガ⁽⁷⁷⁸⁾軍國主義者ヲ抑ヘルノハ至難デアロウト私ハ信ジ度イノデアル。」

二五六、是ハ檢察側ガ木戸ガ何か愚イ事ヲシタ證據ガナイノデ論點ヲ不明瞭ニシテ混同シヨウト勞メテキル今一ツノ例デアリマス。平和交渉ガ成功シ

(778) (777) (776)
 記録ニ三八九一
 供進書第二一六項、記録三二〇〇五―三二〇一八
 記録三二〇一四

(781) (780)

檢察側文書〇〇〇三號九頁、記録一六八五三。

五七項、記録四一一八

ノ意味ニ過ギズ。人々ハ島田ヲ任ジマシタ。而シテ彼モ任ジマシタ。イフノモアリマス。木戸モ東條モ海軍大臣島田ノ任命ニ更ニ無關係デアツタ事ガ明確ニ實證サレタ後ノ今日テハ然シソノ立場ガ「カメレオン」ノ如ク自在ニ變リマス。乃チ檢察側ハ東條並ビニ及川ヘノ訓示ニ固シテ言ヒマス。即チ「我々ノ海軍ヲ包括スルト明カニ我々ガ勝ツ事ニ陸軍モ海軍モ、意見ガ一致シテイル旨ヲ確メナサイトイフ意味以上ニ出デナイノデアリマス。」

二五八、カクシテ檢察側ハ該訓示ガ唯一ツノ意味デシカ無カツタ事ヲ三ツノ場合ニ分チ主張シマシタガ二ツノ彼等ノ意味スル違ツタ事ヲ述ベテ居リマス、即チ

- (1) 東條ノ伝附ヲ行ハント欲スル海軍大臣、
- (2) 閣議決定前、日本ニ勝タス事ニ陸海軍ノ意見ガ一致シタトノ事ヲ確メ

裏面白紙

(783) (782)

法廷記録三三四六
記録三三三四

二五九 我々ハ茲テ檢察側ガ看過シタ證據ヲ調ベルト致シマセウ。第一ニ島田ニ就テ木戸ガ島田ノ任命ニ絶對無關係チアツタ證據ハ壓倒的チアル。木戸及ビ陛下カラ訓示ヲ受領シタ及川海軍大將ハ木戸トモ木戸ノ代人トモツイケ口ヲ開イタ事ガナク島田ガ(782)海軍大臣ニ任命サレル事ヲ匂ハシタ事ガナイト證言致シマシタ。及川ハ又島田ガ海軍大臣ニ任命セラレタノハ東條大將ヤソノ代人ノ要求ニヨツタモノテナイ事ヲ證言致シマシタ。及川大將ハ島田コソ海軍大臣ノ任ヲ帶ビテ時局解決ノ助ケニナル最適任ノ人物デアルト思フテイテ島田ノ就任ヲ全力ヲ盡シテ論メタト言明致シマシタ。他ノ海軍ノ指導者達モ(783)同様ニ思フテイタト云ヒマシタ。及川大將ハ海軍省外ノ何人

ネバナラヌ。ヨイカラ檢察側ニ疑ハセテ置キマセウ、ソシテ檢察側ハ訓示ガ以上ノ何レカ又兩方ノ意味デアルト推量シタトイフ事ヲ云フ積リデアツタト推定致シマセウ。ソノ推量ニ反シテ檢察側カ如何ニ間違ッテイルカ證據ガ御座イマス。

裏面白紙

(785) (784)

記録三三三四七
記録三三四五七二

二六〇

島田海軍大將ハ直接證言中下ノ如ク申シマシタ、即チ

モ又海軍部内ノ人違モ島田海軍大將ノ (784) 海軍大臣任命ニ關シ何等カノ強壓

ヲ加ヘタ事ヲ強ク否定シマシタ。

及川海軍大將ハ又次ノ如ク (785) 證言致シマシタ、即チ

一九四一年十月十六日ノ宵カラ翌朝起キル迄私ハ何人ヲ海軍大臣ニ推薦

スベキカニ關シ慎重熟慮致シマシタ。同日朝十一時頃伏見宮ニ御面會ニ

参リ自分ノ正當ナル後任者トシテ島田ヲ考慮ノ内ニ入レテイルト申上

ルト宮様モ賛成シテ島田コソ可能候補者中ノ尤ナル者デアルト申サ

シタ。私ノ考ハ一九四一年十月十七日ノ朝テ來ダ東條ガ總理ノ任ニ就

ク事ヲ私ガ知ラナカツタ前ニハツキリ定マリマシタ。ソレ故、東條ガ欲シ

タラ島田大將ガ任命サレタトノ主張ハ絶對ニ正シクナイデアリマス

私ノ知レル所チハ島田大將ト東條トハソノ時面識サエ無カツタノデア

マス。

裏面白紙

(787) (786)

記 録 三 四 六 八 六

記 録 三 四 六 五 〇

「彼（及川）ハソノ時彼ノ後任者トシテ目下組閣中ノ新内閣ノ海軍大臣タル可ク私ヲ推薦シ度イト私ニ申シマシタ。彼ハスベテノ海軍大臣就任可能ノ海軍高級將校ヲ慎重考慮ニ入レテ私ガ（786）最適任デアルトノ結論ニ達シタト申シマシタ。」

彼ハ又（787）東條ノ伝附ヲ行フ様彼ヲ任命セサル爲木戸モ他ノ何人モ何等強盛ヲ加ヘナカッタ旨ヲ明瞭適キル程明瞭ニ言明致シマシタ。

裏 面 白 紙

(790)	(789)	(788)
記	同	記
三	上	三
四		六
六		五
八		二
七		〇

二六一、其ノ指令ノ今一人ノ受領者タル京條ハ、木戸ハ直接タリト同様タ
 リトラ同ハズ文書面ヲ以テモ或ハ口頭ニテモ乃至ハ其ノ如何ナル行爲行
 動ニヨツテモ馬田ノ海軍任命ニ就イテハ一切同與シナカツタト證言シマ
 シタ。(788) 木戸ノ眞意ノ不足、且ツ軍ニ對シテ何ラノ勢力ヲモ有シナカ
 ツタコトノ證據トシテ、京條ガ致ヘテ「彼ニ木戸ガ同與シテモ私ガ許サ
 ナカツタデアラウ」(789) トマデ証言セル事實ニ御注目ヲ願ヒマス。コノ
 コトハ更ニ馬田大將ノ證言ニ於イテモ明カナル所デアリマス。即チ同大
 將ハ海軍任命ニ始メテ木戸ト相識ル様ニナツタト證言ノ後、記ニヨ
 レバ、左ノ同一答カナサレタコトガワカリマス。(790) 上貴下ニ右地位ノ受
 同、貴下ノ海軍受領ニ先立テテ木戸ガ貴方ト面談ノ上貴下ニ右地位ノ受
 答、ト話ヲ要請シタコトガ會テアリマスカ、其ノ様ナ事實ハ全然アリマセン。

裏面白紙

(791) 法廷
言詰部訂正

一〇六六七
一〇六六六
一〇六六五

二六三、次ニ我々ハ後祭備ノ三替目ノ雜司ガ正シイカドウカ證據ヲ確メテ見マセウ。木戸ハ左ノ如ク述べテ后リマス。向ニ反シテ勝手ニ行動スルノヲ望ムヘネバナラナカツタコト、海軍備トシ

(791) ス。

間、本戸ハ誰カ人ヲ貴下ノ所ヘ送シ彼ニ代ツテ貴下ニ海相受諾ヲ要請セ答、右ノ後ナ役ガ來タトシテモ私ハ下ナリツケテ、進ヒ返シテシマツダテセウ。間、海田ハ某ノ意ノ信ニ其ノ命ニ從フトイフノデ任命サレタモノデアルト雖も、爾ノ意ニ當リ、後祭備ハ近衛内閣ノ軍令部長タリシ永野ガ依然トシテ其ノ有力ナ地位ニ止ツテキタトイフ事實ヲ無視シテキマス。一九〇一年七月三十一日ニ米國トノ戦争ニ關シ、陛下ニ「勝敗一切以テ許サズ」ト宣言シタノハ實ニ永野其ノ人デアツタノデアリマ

裏面白紙

(794)(795)(796)
 記 二 三 四 五
 記 二 三 四 五
 (795) 記 一 二 三 四 五 六
 記 二 三 四 五 六

二六四、木戸ノ陳述ハ他ノ人々ノ陳述ニヨリ實證サレテ居リマス。及川大
 將ハ左ノ如ク証言シマシタ。即チ陸海軍共ニ從來存シ、
 「私ハ陛下ノ御言葉ヲ次ノ義ニ解シマシタ。即チ陸海軍共ニ從來存シ、
 且ツ將來ノ日本父兄ノ遺訓ヲ不可能ナラシメル意レノアル際ニ一切新
 除シ、新シイ白紙ノ立場ヨリ相互ニ協同シテ平和的解決ニ努メルコ
 トヲ目的トスベキデアルト。新ク解シマシタノ陛下ハ陛下ハ常に事
 的解決ヲ切ニ望マレテ居ツタカラデアリマス。」
 東條ハ反對同ニ陳シ及川ノ解釋ヲ信認ノ上左ノ如ク述べマシタ。
 「併シ私ハ及川ガ宣誓ノ上當法延ニ述べタコトニハ何等偽リハ存シ待ナ
 イト同ク信ジマス。」
 更ニ續ケテ「私ハ陛下ノ恩召、即チ陛下ガ切ニ事

テハ日米間ノ懸案ヲ平和的ニ解決スルガ爲ニ云々」
 右ノ録ナリヘカ實ハ真臣會議ニ於テ木戸ノ述べタコト(792)
 デアリマス(795)ノ背後ニアツタノ

裏面白紙

(798) (797) (796)
 上
 三六五〇九
 三六五〇七
 (799) JJ 一七五、記 録 四一七一六

二六五、東條ノ推展、並ビニ九月六日ノ決定ヲ再検討シ、匪徒協力スベシ
 トノ真ニ對スル御指示ニ因スル事案ヲ繰リ返ヘシ、要約シテ、秘察
 備ハ、今迄同後何ラノ言及モナサレナカッタ。トイツテヲリマス。
 (799) 秘察

本件ニ於キマツテハ右証言ヲ反取スルモノデアリマス。
 亦陸下ガカ、ル途方モナイコトヲ考ヘラレルトノ想像モ出テマセン。
 一常時カラ云ツテモ新カク言ハ考ヘラレナイコトデアリマスガ同録ニ
 如ク送答シマシタ。(798)
 テ目録ノ海軍ヘノ盲從ノ意味ニ係シタカト向ハレタニ對シ、東條ハ左ノ
 モノヲアリマス。(796) 秘察
 シテガ陸下ノ急ヲ望ンデ居ラレタトイフ御希望ヲ熟知シテキマシタ。而
 懇ノ、秘的、大ヲ望ンデ居ラレタトイフ御希望ヲ熟知シテキマシタ。而
 懇ノ、秘的、大ヲ望ンデ居ラレタトイフ御希望ヲ熟知シテキマシタ。而

裏面白紙

本証據ヨリ秘録ノ引キ出セル所ガ籍々右ノ如キモノデア
 爾ハ正ニ本戸ノ起訴狀中ニ掲ゲラレタル何ラカノ行爲ノ
 參照ヲ舉證スル責任ヲ果シ得イカツタト自認スルモノニ
 外ナラナイコトヲ言々ハ指摘シマス。何故ナラバ檢察官ハ本
 戸ガ起訴狀ニ掲ゲラレタル諸行爲ノ實行ヲ共同謀議シタ
 協定若クハ取次一ツ謀議シタトイフノデハナイカラデア
 リマス。

裏面白紙

(801) (809)
記録
一七七項
記録
一六一六

二六七、後察備ハ本戸ノ終告ニオイテコノ命令ニ關スル本戸ノ終告ニオイテハ本戸ノ終告ヲ受ケ入レ、東條ハ白紙ニ憑ツテ交

イモノト尋尋サレマス。
川ニ日卒ハ戦争ニ突入シテハナラヌト却命令ニナラレタニ他ナラナ
九月六日ノ決定ハ再戦ヲ要スルト違ベタコトハ陛下ガ東條ト及
ニ下サレタ大命ト本戸ガ彼等ニ陸海軍ノ緊密ナ協力ノ必要ヲ説キ、
ジテイタコトハ武臣ノ臣言(801)ニヨツテ確認サレマス。東條ト及川
リマス。東條ガ陛下ノ御命令ヲ忠實ニ守ルテアロウト本戸ガ信
ルナト御命令ニナルヨウ御息申シ上ゲナカツタカト同イ實シテオ
木戸ガ信ジテイタコトニ對シテ、後察備ハ何故本戸ガ陛下ニ戦争ヲス
二六六、陛下ガ御命令ニナツタラ東條ハソレヲ忠實ニ守ルテアロウト

裏面白紙

Def.Doc. 3117

(804)	(803)	(802)
J	X	X
J	X	X
一	一	一
七	七	七
七	七	七
項	項	項
記	記	記
録	録	録
ロ	ロ	ロ
一	一	一
一	一	一
七	七	七

二六八、平和ノタメ盡ストイフ候旨テ東條ヲ推薦スルコトヲ近衛ガ認
 メタ一九四一年十月十七日朝ノ木戸宛ノ近衛ノ傳言ニツイテ木戸ガ
 述べタ言葉ハ何レノ文書ニモ見當ラナイト被察側ハ主張シテオリマ
 ス。明ラカニ被察側ハ近衛自身ノ同意ニ同シテ更ニ前ニ述べタ通り、被
 テイル事實ヲ見落シテオルノテアリマス。(803) 更ニ前ニ述べタ通り、被
 察側自身モ東條ニ對スル最終個人談話ニオイト、陛下トイフ意味ニ解
 及川ト東條ニ對スル遺言ヲ「平和ノタメニ盡セ」トイフ意味ニ解
 シマシタ。コウイウ譯テスカラ何故木戸ガ陛下ニ代ツテコノ復命ヲ
 傳ニタカトイフ被察側ノ質疑ハ重要テハナク (804) 及川ガドウイフ推

涉ヲ被討セズ之ニ反シ「東條ハ日本ニ於ケル最高ノ官職ヲ與ヘラレ
 ナガラ陛下ヨリ賜ツタ御信任ニ背キ奉ツタ」(802) ト主張シテオリマ
 ス、被察側ノコノ言葉ト前記ノ二ツノ推測トヲ比較シテ下サイ。

裏面白紙

(814) (813)
記
録
三三
三一
一七
二七

二七二、後宮武藤ハ、東條ガ組織ノ命令ヲ受給スルトハ夢ニモ思ハナ
カツタト雖言シマシタ。ハ官中ヲ命ゼラル、ヤ(813)武藤ハコウ述ベテオリマス、即チ東條
陛下ヨリヒドク比賣ヲ受ケ又陛下カラ諸君ノ質問ヲ受ケルデアラウ
ト思ヒナガラ事柄所ヲ出マシタ。又彼ハ、コレハ覺悟ノ上テ官中ニ
参内シマシタ。此ハ又コウ言シテオリマス、即チ東條ハ組織後
衆初ノ連絡會ニ於テ次ノヤウナ趣旨ヲ述ベマシタ。連絡會ハ新タナ
ル立場ニ立チ、九月六日ノ御前會議ニ東條サレルコトナク、日米間
ノ齟齬解決ニ導クノ方策、手帳ヲ研究スルコト(814)コレハ菅人山
本熊一氏モ承認シテ次ノヤウニ述ベテオリマス。此ノ新政府ノ意圖
ハ、東條首相モ承認シマシタ。即チ彼ハ、組織後ノ第一回連絡會
ニ於ケル開會ノ際チ新内閣ノ政策ハ九月六日ノ決定ニ東條サレルコ
トナク此問題ヲ再考スルコト(815)並ビニ統帥部代表ニ對シ右ニ對スル
同ヲ求メタノデアリマス。

(815)
記録
三五
九二

裏面白紙

Def. Doc 3117

(818)	(817)	(816)
三	三	三
四	四	三
三	九	四
一	一	三
一	三	三
三	四	三
四	三	三
九	九	三
三	三	三

二七三、及川ハコウ詮旨シマシタ
 ノ際、彼ト東條大將ハヒトリ室ニ居
 ノ際ハ、過去ニ於ケル一切ノ障
 從ツテ新規ニ蒞臨シラスル
 及川ハ又、東條ガソレヲ實行スル
 受ケタト述ベテオリマス。及川ハ
 直シ一ヲヤルトノ決意ハ早急ニ
 クテ九月六日ノ御前會議ノ決
 又、口際情勢ニ結ミ管問題ニ
 彼ハ意味アリゲニ、管時、單
 リ二、三週間内ニ取手ヲヤルト
 ツタト述ベテオリマス。

(818)ヤルトイフ考ヘヲ持ツタモノハ一人モナカ
 (817)ヤルトイフ考ヘヲ持ツタモノハ一人モナカ

十月十七日夕刻陛下ノ御前退出
 (816) 陛下ノ御前退出

裏面白紙

Def. Doc. #3117

(819)

記録

三
五
八
〇
八

二七四、被告諭不ハ、東條大將ガ取内証ヲ防止シ得ルコトヲ本當ニ
 信ジテキタト証言シテオリマス。當時、東條大將ハ必ズシモ獨斷テ
 戦争ヲ主唱シタ様子ハナクシテ戦争ヲ煽動スル力ガ滯ンデキルヤ
 ウデアリマシタ。

(819)

325

100

裏面白紙

裏面白紙

二七五、島田モ又東條ト曾談シタガ、東條ハ日本交渉ニ關シテハ出發
線ヨリ出直ス意圖ヲ行ツテ居タ旨證言シテオタノデアリマス。島田
ハ東條ガ戦争内閣ニ参加スル印家ヲ受ケナカッタノデアリマス。(820)

二七六、東條ハ反對談局テ次ノコトヲ諷メテオリマス、彼ハ經閣ノ大
命拜受直後、彼ハ秘書官ノ赤松大佐ニ彼ハ昔ノ東條デハナイコト、
シカン彼ガ首相ニ指命サレタ以上、彼ハ全力ヲ盡シテ、聖旨ニ應ヘ
ルコトヲ詔リマシタ、(821)東條内閣ハ當時一切ノ前論約ヲ反古ニシ
テ再出發スル決意ヲ固メタト證人柴モ立證シテオリマス。(822)

二七七、榎森傳ガ手元ニ十一ヶ箇ノ電報ヲ見識ヲ持チナガラ、コノコ
トガアツテ殆ンド七ヶ年モ經チ、二ヶ年モ廣汎ニ狀況ヲ研究シテモ、
榎森以上ノ過任者ヲ決定セントシテ果サナカッタ以上、榎森傳ハド

(822) 記 録 三 三 三 二 〇 一 三 二 一
(821) 記 録 三 六 五 〇 七
(820) 記 録 三 四 六 五 四 一 三 四 六 五 五

ウイフ理由デ木戸ノ生活ハモトヨリ彼ヲ非難出來ルノデセウカ。

二七八、我々ハ當時、軍醫ヲ統御シ、對米交渉ヲ組織出來ル者ヲ任命スルコトハ神業デアツタカラ、此後察例ノ失敗ヲコキ下ス希望ハ全然ナイノデアリマス、昨日米駐大使館顧問「ドウマン」ガ一九四一年十月十七日附ノ電報中ニ、コレヲ新メテ明白ニ記載シテオリマス。

日本ノ國內情勢ノ爲ニ近衛公ハ約一週前ニ辭職ヲ決意シタ。其ノ時、後継内閣ハ過渡的顧問ノ一ツデアルコトハ疑ケ難イモノノ如クニ見エタノデアツタガ、近衛公ノ熱烈ナ努力ト「一奇蹟ニ依リ」最近ニ至ツテ、彼ノ後ヲ承ケル政府ハ、不圖トノ談合ヲ打切ルベシトスル主義ニ絶ミセヌ人々ニ依ツテ構成サレルデアロウト云フコトヲ請合イ得ルコトニ成功シタ。

如何ナル又政治家モ、近衛公ガ失敗シタ仕舞ヲ引受けヨウトスル者ハナカッタ。ソレ故後継内閣ハ一陸軍將校ヲ首班トシ、主トシテ陸軍人ニ依ツテ構成サレルデアロウ陰然タル努力ヲ有スル日本ノ軍隊内ヤ他ノ諸黨派内ノ種々ノ團體ノ組立ニ進出シテオラヌ人々ニ取ツテハ、新内閣ガ如何ニモ過激派的ニ見エルカモ知レ

又。併シナガラ近衛公ハ、大伴ガ米國政府ニ對シ、新内閣ノ外
ニ際リ多大ノ重要性ヲ指カヌヨウ説得スルデアロウトノ望ミヲ抱
イテイダ。近衛公ハ又、此ノ際後首相ガ自分ト同様日本間ノ
係ヲ調整スルコトヲ念願スル人タルコトヲ自分自身ガ期待シナカ
ツタラ辭表ハ提出シナカツタデアロウトヲ大伴ガ了解スルコト
ヲ希望シタレ

(823)

二七九、茲ニ示サレテオリマス通り昔人ハ、東條ノ任命ヲ見ルニ至ル
マデノ事感ニ亂キ木戸ノ記シタ一九四一年十一月ノ歴史的描述、及
凡テノ同時代ノ書類、及供述書ヲ讀ンデモ東條ガ「アメリカ」ニ取
等ヲ仕請ケル目的ヲ以テ任命サレタトスル如何ナル示唆ヲモ得ルコ
トガ出來ナイノデアリマス。木戸ハ重臣等ト密談ノ結果、天皇ニ對
シ推薦ノ責任ヲ自己一身ニ引請イタシマシタ、併シソウデアルカ
ラト云ツテ、此ノ引責ニ何等前上ノ責任ガ附帯シテイルト主張ス
ルノハ大ナル行過ギト云フベキデアリマス。ソノ當時ニ於ケル日本

(823) 記録一八八五八一—二五八五九

裏面白紙

裏面白紙

國內ノ情勢ハ、聯合國ノ外部カラノ壓迫ト相俟ツテ、經濟的ニモ軍
事的ニモ、甚メテ危急ニ瀕シテイタコトハ勿論デアリマシテ、日本
ノ青年陸軍人ハ開戦ヲ強請シ海軍ハ未定デアリマシタ。木戸ガ一
九四一年十月二十日頃ノコトヲ天皇ニ奏上シタノハ何等不思議ハア
リマセン、ソレハ「今日ノ内閣更迭ニ際シ一歩ヲ誤レバ不
用意ニモ戦争ニ迫マレル惧ガゴザイマス」云々(824)ソシテ又、東
條ノ任命ハ木戸ノ信ズル處デハ「……」云々(825)是ニ對シ「陛下ハ
確一ノ方法」ヲアツタノデアリマス。是ニ對シ「陛下ハ」虎穴ニ
入ラズンバ虎兇ヲ獲ズ(826)ト答エラレ、天皇モ亦「敢エテ爲サレバ
敢エテ符ズ」ト誠念サレマシタ(827)次ノ様ナ疑問モ亦當然起ツテク
ルデセウ「即チ木戸ノ如キ人ハ若シ「ナチ」政権下ニアツタト
シタラドノ位壽命ヲ持チ得タデモウカ。

(827)(826)(825)(824)
法廷證一五六 記録一〇二九五
同 上 上
供述書第二二六項 記録三六〇二七

裏面白紙

(4) 眞珠灣攻撃以前ノ出来事

二八〇、本件ニ於キマシテハ東條及ビ其閣僚ガ豫定ヲスツカリ白紙ニ戻
 シテ日本間ニ平和ヲ持來ソウトシタリニ關シ澤山ナ證據ガアリマス、
 勿論木戸ハ之等ノ手段ニハ何ノ關係モアリマセンデシタカラ茲テハ簡
 單ニ述ベルダケニ止メテオキマス。東條ハ取リワケ封米和平交渉ノ可
 能性(829) 封米A、B兩提案ノ作成、提出(829) 及ビ來米ノ米國派遣ニ
 (830) 就イテ十月下旬中連絡會議ニ於テ徹底的研究ヲ行ヒ、更ニ進ンテ
 陛下ノ御裁可ヲ仰イテ軍事參議官ノ會議ヲ開ク事マテ致シマシタ。軍
 事參議官會議ガ召集サレタノハ一九〇三年軍事參議官制ガ設ケラレテ
 以來之ガ最初ノ事テアリマシタ。(831) 東條ハ南部卿印カラノ撤兵決定ニ

(831) (830) (829) (828)
 記 録 三 六 三 一 六 頁
 記 録 三 六 三 二 六 頁
 記 録 三 六 三 四 七 頁
 記 録 三 六 三 九 頁 以下

イツレ大使「オット」及ビ松井被咎ノ證言ダケヲ引用スレバ足りマス
 「オット」ハ次様ニ述ベテ居マス⁽⁸³⁷⁾
 「木戸」ニ對スル「ドイツ」政府ノ態度ハ不信頼ノ態度デアツタ
 木戸侯ハ主トシテ松平宮内大臣ニ指導セラレテ居ル日獨關係ノ改
 善ニ好意ヲ持タナイ仲間ニ屬シテ居ルモノト考ヘラレテ居タ。私
 ハ木戸ヲ松平ノ意見ト同調スルモノト考ヘテ居タガ、此感ジハ「
 ベルリン」テモ同ジデアツタ⁽⁸³⁸⁾
 木戸ガ「ドイツ」政府カラ勳章ヲ賞ハナカツタノハ不思議テナイ。反
 對派同ノ松井ノ陳述ハ次ノ通りデアル⁽⁸³⁹⁾
 「然シ密シテ、私自身ノ見ル處テハ内大臣ハ私ナドヨリモツト親
 米親英的デアツタト感ジマシタ。然シ同時ニ彼ハ愛國的ナ日本人
 テアリマシタ。」
 二八二、木戸ハ陸海軍少壯將校ノ提揚ガ緊密トナリソノ結果陸海軍首腦
 部、日米關係調整方針ニ反對スル空氣ガ軍部ニ生ジタト証言シマシ

(832)(837)
 記録三 四九〇八頁
 記録三 三九二〇頁

裏面白紙

ト誤リ 述ベテ后リマス。(843) ソノ理由ハ明ラカデアリマス。木戸
最後ノ手段トシテ重臣選ガ危機ヲ同避シ戦争ヲ避ケル等ガ出来ルカモ
知レヌト考ヘマシタ。一九四一年十一月二十六日ノ木戸日記(844)ニ見
エテ后ルヨウニ陛下ハ重臣トノ會議ヲオ許シニナリ。問題ニ就イテ一
層廣イ見地カラ充分ナ討議ヲスルヨウニ。トノ等テアリマシタ。日米
會談ノ見通シト最悪ノ事態ニ至ルカモ知レヌトイフ心配ニ關スル一九
四一年十一月二十六日ノ陛下ノ言葉ニ對シテ木戸ハ次ノ様ニ答ヘ
シマシタ。

「一度聖斷ガ下サレマシタラ此度コソハ眞ニ最後ノ取返シノツカ
ナイ御決定トナリマス。ソレテ若シ何か御不審ガ御座イマシタラ
或ハ又難局打開ニツキ陛下ノ御心中ニ何かイ、オ考ヘガ御座イマ
シタラ腹寂無ク仰セ頂イテ後日ニ悔ヲ殘スヨウナ事ノ無イヨウニ
願ハシウ御座イマス。何卒總理大臣ニ遠慮ナク陛下命下サイマス

(844)(843)
丁丁一八〇項、記録四一―一九頁
法廷證一八九〇、言語部訂正、記録一〇四―一九頁
追加抜萃供述書ニ三三項、記録ニ一〇三―四一五頁

二八四、私共ハ之テ奉懸ハ明ラカニサレテ居ルト主張叙シマス。一九
 四一年十一月十九日ト二十六日トノ日記ノ記事ニツイテ後祭備ガ解
 釋シテ居リマス通常ノ當推量ハ非常ニ事實ヲ曲ゲタモノデアリマス。
 (845) 正シイ解釋ハ後祭備ノ解釋ノ正反對テアリマシテ木戸ガ罪ヲ犯
 ス意思ノ無カツタ事ヲ明ラカニ示シテ居リマス。之等ノ記事又ハ之
 ニ關スル木戸ノ証言ニツイテ木戸ニ對スル反對訊問ガ無カツタノテ
 論争モアリニセンテシタ。一見シタマケテ一九四一年十一月二十六
 日ノ記事ハ真相ニ遠慮無ク御下命アルヤウ木戸ガ願ツタ事ヲ明ラカ
 ニ示シテ居リマス。之ハ事懸ヲ自ラ説明スルモノデアリマス。

(845)

丁丁一七八項、記録四一七七八頁

二八五、一九四一年十一月二十六日ノ國務長官「ハル」ノ通牒ヲ受取ツタ
時、米國ノ提案ハ非常ニ強イモノデ全ク木戸ガ豫想シタニテ以上ノモノ
デアルト思ハレマシタ(849) 政府ハ「ハル」ノ「ハ」ハ最後通牒ニ等シイト
言イマシタ。(847) 賀屋被旨ハ「ソレハ全テノモノニトツテ大打撃デアリ
マシタ」ト述べマシタ。(848)

二八六、一九四一年十一月二十七日朝、野村及ビ來栖ノ一九四一年十一月
二十六日附電ヲ外務省ガ受取りマシタ。ソノ中ニ於テ實質的ニ若シ條
件ガ變ラナイナラバ、交渉ハ打切ラネバナラナイコト、並ニ彼等ハ勢方
ノ缺如ニ直面シテ屈辱ヲ感ジテイルコト、更ニ此際困難ヲ切抜ケル唯一
ノ方法ハ「ルーズベルト」大統領ヲシテ天皇ニ稅電ヲ打タセ、天皇カソ
レニ返答スル様申上ゲルコトデアルトイフコトガ提案サレテイマシタ(849) 木戸
ハソノ供進
務省カラ許可ヲ得ルヨウニトイフ條件附デアリマシタ。

(847)(846) 法廷證二一八一 言語部訂正二一四三
供進誓二二一 項 記録三 一〇三一

(849)(848) 記録三 〇六五五
法廷證二二四九 記録一六一九七

裏面白紙

(851)(850)
供進書二三四項 記録三ノ三六
三ノ三八二一

(852)
供進書二三四項 記録三ノ三六

書ニ於テ彼ハコノ電報ヲ見タコトハナカツタト述ベマシタ。
 二八七、此事ハ東郷ガ反動訊問ニ於テ、彼ハソノ電報ヲ木戸ニ示シタコト
 ハナカツタ、又、木戸ハ彼ニ自分ハ電報ヲ見ナカツタト語ッタコト
 トヲ認メタコトニヨツテ確認サレテ居リマス。(851)カ
 イテ東郷外務大臣ト語ッタコトヲ否定ハシナイガ、若シ彼ガ語ッタ
 ハ更ニ東郷ガ彼ニ語ッタコトヲ否認ハシナイガ、若シ彼ガ語ッタ
 モソレハ向日附ノ「ハル」國務長官ノ「メツセーヂ」受領後デアツタ
 違イナカツタ。此ノ「メツセーヂ」ハ日本ニ着イテ情勢ヲ變化セシメ、
 野村カラノ電報ノ重要佐著シク減殺シタト述ベマシタ。彼ハ更ニソノ
 コトニ關シ東郷ト何等重大ナ會談ヲナシタコトハナカツタ。電報ノ條件的
 シ東郷ガ彼ニソレヲ語ッタナバ、ソレハホン少シソノ電報ノ條件的
 性質ニヨルモノデアツタニ違イナカツタト返電ニ何等關係スルトコロハ
 ハ一九四一年十一月二十八日ノ東郷外相ノ返電ニ何等關係スルトコロハ

裏面白紙

(855)(854)(853)

記録三 五七〇五 巻三 九四九

記録三 五八一八

法廷證一 一九三 記録三 九四九

二八八、直接及び反對兩訊問ニ於テ明カニサレタ東郷ノ證言ニ從ヘバ、
 「ハル」長官ノ通牒ト、野村、來栖ノ十一月二十六日ノ電報ハ、二十七
 日朝殆ンド同時ニ到着イタシマシタ。〇(854) 彼等ノ直接訊問ニ於テ、兩大
 使ハ「ハル」長官ノ通牒受領後ハ、二十六日ノ彼等ノ電報ニ概示シタ如
 キ方法ガ成功スルトイフコトニ自信ガナカツタ、蓋シ該通牒受領後間モ
 ナク發セラレタ彼等ノ電報ノ中ニ、彼等ハ協定ニ達スル見込ハナイコト
 ヲ報告シ、行動ノ自由ニ電報ノ中ニ、彼等ハ協定ニ達スル見込ハナイコト
 ラデアルト述ベマシタ。〇(855) 訴ヘタ場合ニトラルベキ手段ヲ報告シテイタカ

アリマセンデシタ。 〇(853) 受ケマセンデシタ

木戸ハコレ等ノ電報ノ何レニ歸ンテモ反對訊問

裏面白紙

(858) 同 右
(857) 記 録 三 五 七 〇 七
(856) 記 録 三 五 七 〇 六 一 七

(861) 記 録 二 六 〇 六 四 一 五
(860) 同 石
(859) 記 録 三 五 七 〇 七

(862) 記 録 三 五 七 〇 七

二八九、東郷ハ又反對訊問ニ於テ、十一月二十八日ニ召集サルベク予定
レテイタ爾後ノ十五分前ニ、彼ハ首相ヲ訪問シテ、前大使ノ提議並ニ「ハル
彼ハ首相及ビ其處ニ居合セタ島田トノ會談ハ、前大使ノ提議並ニ「ハル
ノ「ト」ニ就イテアツタト証言致シマシタ。前大使等ニ此ノ「ハル
ツセ「ト」ノ内容ヲ説明致シマシタ。(858)マシタ。前大使等ニ此ノ「ハル
ガ提議シタ如キ方法ニヨツテ解決スル望ミハ絶然ニナイトイフ意見
リマシタ。(859)東郷ハソレカラ閣議ニ行キ、ソノ終了前ニ其處ヲ辭シマ
シタ。ソノ提議ニ關シテハ拜謁前ニ木戸ニ「ハルノ「ト」ニ
兩大使ノ提議ニ關シテ話ヲシタト述ベテ居リマシタ。(860)ツテ外務省官吏
本ハ東郷ガ木戸ニ相談シタトイフコトニ於テ東郷ト向テテアリマス
東郷ハ更ニ、木戸ハ兩大使ノ提議ハ時局ヲ扱フニ不十分デアルトイフ
見デアツタト述ベマシタ。(861)提議ハ時局ヲ扱フニ不十分デアルトイフ

裏面白紙

(864)(863) JJ-79 項 記録四一八
記録三 五七〇七一三五七〇八

(866)(865) 記録三 五八一八
記録三 五八一八 一三五八一九

二九〇、警察側ハ、木戸ハ東郷ニ「若シ兩大使ガ提案シタ條件ガ受諾サレ
 タナラバ、ソノ結果ハ内閣トナルカモ知レナイ」ト語ツタト主張シテ居
 リマスガ、(863)之ハ誤リデアリマス。檢察側ハ東郷ノ證言ヲ誤ツテ解釋
 シタノデアリマス。木戸ガ東郷ニ「×××若シ其ノ條件ガ解決ノ基礎ト
 シテ採擇サレタナラバ、ソノ結果ハ内閣トナルカモ知レナイ。」ト語ツ
 タト東郷ガ述べタ時、(864)「ハルノ一ト」ノコトヲ言ツテイタコト
 ハ明カデアリマス。東郷ハ反對訊問ニ於テ、附議ニ於テ「ハルノ一ト」
 ニ關シ討議ガナサレタコト、政府ハソノ實現ニ自信ガナカツタコト、ソ
 シテコノ討議ハ「ハルノ一ト」ト野村、來權兩大使カラノ電報(865)コト、双
 方ニ關レタモノデアツタコトヲ認メマシタ。「ハルノ一ト」及ビ野村、双
 來柄ヨリノ電報ニ基イタ政府ノ決定ハ、東郷ガ木戸ニ話ス以前ニナサレ
 タモノデアアルト、東郷ガ證言シタコトヲ認メルコトハ非常ニ大切ナコト
 デアリマス。(866)所様ニ木戸ハ天皇ニ助言スル機會ハアリマセンデシタ
 何故ナラ政府ハ既ニソノ決定ヲナシテシマツテイタカラデアリマス。東

裏面白紙

裏面白紙

二九四、一九四一年十一月三十日木戸ハ陛下ノオ召ヲ受ケ、高松官ガ陛下ニ海軍ガ戦争ニ反對シテイルラシイカラ自分ハ海軍ノ眞意ヲ知リタイトノ意旨ヲ語ラレタ旨ノオ言葉ヲ馬リマシタ。

ソレニ對シテ木戸ハ次ノヨウニオ答シマシタ
「陛下ノ御決定ハ極メテ重大ナモノデアリマスカラ、一度決定ニナツタラ、後デソレヲ以テ消スコトハ出来マセン、故ニ少シデモ御懸念ガアリマシタラ陛下ガ御承諾ニナリマス前ニ出来ル丈ノ措置ヲ講ズルコトガ必デアルト思ワレマス」⁽⁸⁸⁸⁾ 右ハ心カラノ陳謝者、侵略主義者ノ言葉デアリマセヨウカ、コレニヨツテ木戸ハ戦争屋デナカッタ證據ハ歴然トシテオリマス⁽⁸⁸⁹⁾

二九五、木戸ハ陛下ニ次ノ如ク申上ゲマシタ。

(889)(888) 法廷證 一一九八 記録 一〇四六八 言語部訂正記録 一一四八〇ニ相當ス
同 右

裏面白紙

「就テハ直チニ海軍大臣軍令部總長ヲ御召ニナリ海軍ノ眞ノ腹ヲ御
カメ相成度此ノ專ハ首相ニモ隔意ナク御話置キ願ヒ度イト存ジマス
ト奉答スレ」(890)コレハ木戸日記ニ詳シク述ベテアリマス。「翌日御
前會議ヲ開催スル計立テ、イタ首相ハ數分後ニ陛下ニ拜謁仰セツ
ケラレ、會議ハ開クガ陛下ノ御承諾ハ御控ニナルヨウ申シ上ゲタノデ
アリマス」(891)海軍大臣及海軍軍令部長カ陛下ト協議シタ後テ陛下ハ
木戸ヲ御前ニ召シナリ、兩人ガ朕ノ質問ニ可成ノ自信ヲ以テ答ヘ
テクレタカラ東條ニ計畫通り進メルヨウ傳ヘヨトノ御言葉ヲ記リマシ
タ。

(892)(891)(890)
法廷証 一〇九八 記録 一〇四六八 言語部訂正記録 一〇四八〇
侯遊覽 二三九項 記録 三二〇四五
法廷証 一〇九八 記録 一〇四六八 言語部訂正記録 一〇四八〇
言語部訂正記録 一〇四八〇

裏面白紙

二九六、木戸ガ述ベテヲリマス如ク、彼ハ首相ニ對シテソノ翌日ノ御前
會議ニ出席ノ勸告ヲナスヤウ指令ヲウケ、ソノヤウニ行ツタノデアリ
マシタ。之ハ東條ガ木戸ガ東條ニ電話ヲ以テ天皇ガ十二月一日ニ御前
會議ヲ開催スルコトヲ御許可アラセラレタ旨ヲ傳ヘタコトニ依リ確證
セラレテキマス。(894) (895) 之ハ又檢事廳反對訊問ノ際島田ガ確證ヲ與ヘタ處
デアリマス。(894)

二九七、天皇ノ御指圖ノ内容ニ關シテ檢事廳ノ下シタ憶測ハ(895) 之ヲ確
證スル證言ガ與ヘラレテキナイノデアリマス。島田大將ニヨリ證言サ
レマシタトコロニヨレバ次ノ通りデアリマス。「茲ニ於テ永野大將ト

(893) 記録 三六三七一
(894) 記録 三四六九九
(895) JJ 一八〇項 記録 四八一一九

350

裏面白紙

私トハ十一月三十日天皇陛下ニ御シ海軍ハ既ニ準備ヲ登ヘマシタ。戦
争ノ意趣ニ於テ勝利ヲ得ルトイフ確信ノ有無ハ私共ノ會談ノ中心問題
デハナク、海軍ガ既ニ爲シタ準備ニ關シテ確信ガアルカ否カトイフノ
ガ問題デアツタノデアリマス。木戸ニ關スル限り、コノ一九〇一
年十一月三十日附ノ日記ニヨリ木戸ガ政府若クハ統帥部ノ決定ニ關與
シナカツタコトカ既述ニ立証セテレルノデアリマス。

二九八、 敵察使ハ木戸ガ十二月一日ノ御首會議以後ソレ以上進シテ戦争
回避ノ勸告ヲシナカツタコトヲ論難シテキマス。シカシ之ハ理儀イタ
シ難イノデアリマス。彼ハ最後決定ノ爲サレル前ニ戦争回避ニ最善ノ
努力ヲ拂ヒ而シテ政府並ニ統帥部ガ一九〇一年十二月一日總ニ之ヲ決
定シタ以上彼トシテハ如何トモナシ得ナカツタノデアアルコトハ證據ガ
ズラ限カニシテアリマス。木戸ガ之等ノ事件ニ關シテ天皇ニ進言スベ
キモノデナカツタコトニ御留意願ヒ度イノデアリマス。

(896)
記録 三四六六七

内閣閣僚十四人ノ一人一人及ビ首相ガ天皇ニ對シ接近シ進言イタシタ
 ノデアリマス。統帥部ノ役人ハ直接陛下ニ對シ進言イタシマシタ。又
 宮内大臣モ陛下ニ進言シタノデアリマス。之等天皇ヲ輔佐スル任ニアル者
 ハ各々ソノ職掌ニ關スル件ニ就イテ天皇ヲ輔佐スル任務ト責任ヲ負ツ
 テキタノデアリマス。檢察官ハ之ノ事實ヲ見達シ木戸ガコレニ係ル進
 言全体ニ對シテ責任アル如キ印象ヲ與ヘヨウト試ミテヲリマス。ソノ
 上、憲法第二條ノ下ニ於テ統帥部ノ權限内ニ含まルベキ事柄ニ關シテ
 ハ、内大臣ハ干涉スル權能ナク⁽⁸⁹⁷⁾ソノ故ニ彼ハ之ニ干涉シナカッタ
 トイフ事實ニ對シテハ議論ノ余地⁽⁸⁹⁷⁾ナイ明カナ證據ガ有スルノデアリ
 マス。東條ハ木戸ガコレニ關スル天皇ノ御希望ヲ容レズ又進言申上
 ゲナカッタト思ワト證言イタシマシタ。東條ハ更ニ次ノ如ク述べテキ
 マス。「内閣ノ決定ハ勿論閣僚ノ責任ニ於テナサレ又統帥部ノ決定ハ
 統帥部幕僚ノ責任ニ於テ行ハレマシタ。而シテ之等ニ對シテハ他ノ何
 人モ干涉スル余地ガナイノデアリマス、ソシテコレノ他ノ人々トイフ中

(897) 記録 三六五—〇

裏面白紙

ニハ當然内大臣モ含マレルノデアリマス。(898)

二九九、檢察官ハ又鈴木ノ証言ヲ見送シテ后ルノデアリマスガコノ鈴木ノ証言ニハ首相ハ陛下カラ職争ヲシタタナイトノ仰セラ頂ク爲ニハ陸海相並ニ外相ノ同意ヲ得ルコトガ必要デアリマシタ。(899) 内大臣トシテノ任務ハ天皇カラ彼ニ對シテ陛下閣ノアツタ場合ニカカル進言ヲ爲スコトダケナノデアリマシタ。(900)

三〇〇、木戸日記ニアリマス如ク、一九四一年十二月八日午前、零時四十分、東郷外相カラ木戸ニ對シ電話ガアリマシタ。而シテソノ内容ハ天皇陛下宛ノ「ルーズベルト」大統領ノ電報ヲ「グルー」大使ガ東郷外相ノ許ニ齎シタトイフノデアリ、東郷ハコノ電報ヲ如何ニ取扱フベ

(898) 記録 三六五一一
(899) 記録 三六三二七
(900) 記録 三六三三〇一三六三三一

裏面白紙

キカニツイテ木戸ニ訊ネタノデアリマス。
ノ直接訊問ヲ受ケタル際彼ガコノ電文ノ内容ヲ最初(901)東郷ハソ
前零時三十分頃「グルー」大使ガ彼ヲ訪問シタ時デアルト證言イタシ
マシタ。(902) 東郷ハ反對訊問ニ於テ、彼ハコノ電報ニ關シ如何ナル措
置ヲトルベキカニツイテ最初ニ宮内大臣、松平恒雄ニ電話ヲカケタコ
トヲ證言イタシマシタ。(903) 東郷ハ松平カラ内大臣ト相談スベキデア
ルトイフ忠言ヲ受ケタノデソレカラ木戸ニ電話ヲ掛ケタノデアルト證
言ヲイタシマシタ。(904) 東郷ハ更ニ反對訊問ニ於テ、松平ハコノ電文ノ
内容ニ關シテハ何等彼ニ質問シナカッタトイフコトヲ證言シタノデア
リマス。(905) 東郷ハ更ニ遠ンデ彼ガ木戸ニ電話シタ時ニ木戸ハ東郷ガ

言語部訂正法廷證 一三三九 記録 一六一九ニ (905) 記録 三五七九六

記録 三五七二七

記録 三五七九四、三五七九五、三五七九六

記録 三五七二八

(904)

354

(906)
記録
三
三
七
二
八

首相ト相談スルヤウニト話シ、且ツ木戸ハコソナ時刻デハアルガ陸下
ニハ彼ニ拜訪ヲ為ス^ルデアラウト話ツタコト、トヲ直接訊問ニ於テ證言
シタノデアリマス

(906)

裏面白紙

裏面白紙

三〇一、東郷ハ反對訊問ニオイテソノ電報ノ内容ヲ電話デハ本戸ニ告
 ゲナカツタコト、マタ、本戸モ別ニソレニツイテ尋ネナカツタコ
 トヲ認メマシタ。(907) 更ニ東郷ハソノ朝本戸ガ彼ノ拜謁ヲ妨ゲタト
 イフヤウナ記憶ハ全然ナイト證言シテアリマス。(909) ス。(908) ソレドコロカ
 事實本戸ハコノ拜謁ヲ進言シタノデアリマス。

三〇二、本戸日記ニヨレバソノ後本戸ハ東郷ガ参内シタトノ通知ヲ受
 ケ午前二時四〇分ニ自分モ参内致シマシタ。(910) 更ニ本戸ノ證言ニヨレバ彼ハ東郷外相ト數分間面談シタガ、ソノ電
 報ハ見ナカツタノデアリマス。マダソノ内容ニツイテモ東郷ハ何モ
 イヒマセンデシタ。(911) 本戸ハ午前三時三〇分歸宅シマシタ。コノ間
 題ニ關シテ本戸ヲ反對訊問シタノハ檢察側ノミデアリマシタガ、コ

(907) 記録三三七九七
 (908) 三三七九八
 (909) 法廷證一二三九言語部訂正記録一六一九二

(910) 九〇九二四七
 (911) 供述書二二五 記録三三〇一九

(913)(912)
(914) 記
(915) 同右

(917) (916)
記
同右

(919)(918)
記
同右

(917) (916)
記
同右

ノ反対訊問ニオイテ木戸ハ十二月八日朝「スウエルト」大統領ノ電
 報ノ内容ヲ知ラナカッタノデアリ(912) 彼方東郷ト面談中待徒カ天皇ノ出
 御ヲ告ゲタタメ(913) 東郷ハスグ立去ツタノデアリ(915) 木戸ハ彼カテ何モ聞カデ
 事ツタノデアリマス(914) 天皇出御ノ報ガ事ツタキ丁度木戸ハ東郷ニ、キ
 カウトシタトコロダツタノデアリマス(915) 事ツト
 更ニ木戸ノ証言ニヨレバ、東郷ハ木戸ノ診内診診内シタノデアツテ、木
 戸ハ彼トワツカ一、二分シカ話シガ出来カッタノデアリマス(916) 木
 戸ハ陛下カラノ御下問ヲ豫期シテ宮中ニ待機セテオリマシタガ(917) 國
 務大臣ガ所管事項ヲ奏上スル際ニ共ニ拜謁スルコトハ不適當ト思ヒ、特
 ニ拜謁ヲ乞フコトヲ控ヘタノデアリマシタ(918) 木戸ハ東郷ノ退出ヲ待
 ツテヨリマシタガ、東郷ハソノマ、歸宅セテ(919) マヒマシタ。木戸ハ東郷
 ノ歸宅ト陛下ノ御退出トヲ知ツテ歸宅シマシタ(919)

357

裏面白紙

(921)(920) 記録
三三三七二九
三三三七二八―三三三八二九

三〇三、東郷ハソノ直接證言ニオイテ、拜謁前ニ木戸ト三、四分間面談シ「
 例ノ電報ノ内容ヲ告ゲタルト證言シマシタ(920)
 コノ外ニ何か話シタカ否カハ、コノ直接證言ニライテハ明カニサレテアリ
 マセン。反對訊問ニオイテ東郷カラキイタコトヲ木戸ニ話シタカドウカト
 イフ質問ニ對シ、東郷ハ「木戸ハ先ヅ自分ノ意見ヲ告ゲソレカラ東郷ノ意
 見ハドウカト私ニ尋ネマシタ(921)デ私ハ彼ノ意見ハ貴方ノ同ジダト答ヘマ
 シタルト證言シテアリマス。木戸ハ「先ヅ」自分ノ意見ヲ述ベタノデ
 アリマスガコノ「先ヅ」トイフ言葉ハ―――注意深く正確ナ言葉ヲ選ブ外
 交官ニトツテハ―――單ニ「他ニ何モイハレナイサキニ」トイフコトヲ意
 味スルニホカナリマセン。スナハチ、東郷ガ直接證言ニオイテイツテキル
 トコロニ從ヘバ、彼ガ木戸ニ電報ノ内容ヲ傳ヘル以前ニ木戸ハ自分ノ意見ヲ
 述ベタノデアリマス。シカシモシ木戸ガ最初ニ自分ノ意見ヲ話シタノデア
 レバ東郷ハ電報ノ内容ヲ彼ニ傳ヘル必要ヲ感じナカツタ筈デアリマス。
 何トナレバ木戸ガ意見ヲ話ストイフコトハ彼ガ電報ノ内容ヲ知ツテキルコ
 トヲ意味スルカラデアリマス。

裏面白紙

(923) (922) 記
三 五 七 九 七

(924) (925) 記
三 五 七 二 八

三〇五、東郷ハ右ノゴトク木戸ガ先ツ自分ノ意見ヲノベタト証言シタ後、
木戸擔當ノ辯証人ノ反對訊問ニオイテ、「ルーズヴェルト」大統領ノ電
報ヲ木戸ニ見セタカドウカトイフ質問ヲ受ケマシタ。ソレニ對シテ東郷
ハ自分ハソノトキ、「ルーズヴェルト」大統領ノ「メツセーヂ」ノ譯文ヲ
手ニモツテヲリ「木戸ニソノ内容ニツイテ話シヲシタ。」ト答ヘマシタ。
(925)

三〇四、檢察側ノ反對訊問ニ答ヘ東郷ハソノ以前彼ガ電話デ木戸ト話シタ
際ニハ「木戸ハ「メツセーヂ」ノ内容ニツイテ何モ知ラナイヤウニ見え
タ」トイフコトヲミトメテヲリマス。⁽⁹²²⁾ 一方東郷ハ電話デハ木戸ニ電
報ノ内容ヲ話サナカツタシ、マタ木戸ノ方カラモソレニツイテキカナカ
ツタトイフコトヲミトメテキルノデアリマスカラ⁽⁹²³⁾ モシ木戸ガ「先ツ」
自分ノ意見ヲノベタトイフ東郷ノ言ヲ眞實トスレバ木戸ガイカニシテソ
ノ内容ヲ知り、東郷カラソノ話シヲキク以前ニソレニツイテ自分ノ意見
ヲノベルコトガデキタカハ、全ク不可解デアリマス。從ツテコノ電報ノ
譯文ヲモツテキタノハ東郷一人ダツタコトハ明カデアリマス。⁽⁹²⁴⁾ 電報ノ

裏面白紙

(927) (926)
記
三 五 八 二 九

(928)
記
三 五 八 二 九

三〇六、東郷ハ想起反省ノ機會ヲ與ヘラレタ後ソノ週末迄ギテ、一九四
七年（昭和二十二年）十二月二十二日、朝早々ト丁度此ノ時ハ檢
察側ガ木戸辯談人ニヨル反對訊問ノ際ノ東郷ノ返答、朝チ、「木戸ガ
先ヅ私ニ彼自身ノ意見ヲ述ベソレカラ後デ東郷ノ意見ハドウカト私ニ
訊ネマシタ。ソノ問ニ對シテ私ハ東郷ノ意見ハ貴方（木戸）ノ意見ト
全ク同ジデアルト答ヘマシタ。」
(928)
一ニ對シテ東郷ノ注意ヲ喚起シ

東郷ハ木戸ニ其ノ電報ヲ見セナカッタ。ソノ尋ニツイテ彼ハ「×××
私ガ木戸ニソノ電報ヲ見セル必要モナカッタ」ト述ベテキル通り
デアリマス。ツマリ、東郷ハ木戸ニソノ電報ヲ見セル程大シテ木戸ヲ
重要視シテキナカッタ事ガ明ラカデアリマス。
東郷ハ侍從ガ入ツテ來テ「陛下ガオ待チデス」ト言ツタ事ヲ認メテ居
リマス。
(927)

裏面白紙

タノテアリマスガ、「此ノ會話ノ行ハレタノハ私（東郷）ガ木戸ニ
ソノ電文ノ内容ヲ語ツタ後ノ事デアリマス。」ト述ベテキルノデアリ
マス。我々ハコノ説明ガ東郷ガソノ前ニ言明シタ「木戸ガ先、最、初、ニ
自分ノ意見ヲ表明シタ。」トノ言葉ト軋スル事ヲ申述ベマス。

三〇七、東郷ハ「ソノ電文ニツイテ東條ト自分トノ會話ハ十五分カ二十
分間⁽⁹²⁹⁾位デアツタ。ソノ後ノ天皇トノ談話ハ約十五分位續イタ⁽⁹³⁰⁾」

ト述ベテキル所カラミマシテ、我々ハ、東郷ガソノ電文ノ内容ヲ繰返
シ讀ミ、ソレカラ木戸ノ意見ヲ聞キ、又東郷ノ意見ヲ木戸ニ繰返シ話
シタトイフガ如キ事ハ木戸ガ證言シテキ、如ク僅カ一、二分ノ間ニ或
ハ又東郷ガ證言シテキル如ク、三、四分ノ間ニ出來ルモノデハナイ事
ヲ甲上ゲタイノデアリマス。ソノ文章ノ長サカラ考ヘテミテモ此ノ事
ハ明確ニ立證サレノデアリマス。ソノ回答ニツイテヤカク論議シ
テミテモ何等時間的相違ノ説明ニナラナイ事ハ確カデアリマス。

(929) 記 三 五 八 二 四

(930) 記 三 五 七 二 九

裏面白紙

(933)(932)(931)
 同 記 録 三 七 項 記 録 四 一 九 三 六
 右 記 録 五 九 〇 一

三〇八、我々ハ又檢察側ガ東郷ノ最終論告ニ於テ「木戸及ヒ東條ハ何レモ東郷ガ天皇ニ拜請スベキデアルトノ意見ニ一致シ、又兩者共東郷ノ作成シタ回避的ノ回答案ニ同意シタト述ベテキル」⁽⁹³¹⁾ 點ヲ指摘シタイノデアリマス。シカシテ後者ノ言ハ全ク證據ト相反スルモノデアリマス。東郷ハ特ニ檢察側ノ反對訊問ニ際シテ「自分ハ、回答ノ原案ガ未ダ決定シテキナカツタ事ヲ木戸ニハ告ゲナカツタ」ト述ベテキルノデアリマス。⁽⁹³²⁾ 東郷ハ更ニ「ソノ回答案ニ對シテ東郷ト東條トノ間ニハ意見ガ一致シテキタ」⁽⁹³³⁾ ト述ベテ居ルノデアリマス。其ノ回答案ガ如何ナルモノカヲ木戸ガ知ツテキタトイフ證據ハ全然ナク又、木戸ガソノ案カアル事ヲ知ツテキタ證據モナイノデアリマス。

362

裏面白紙

131

(937) 記 録 三 五 九 一 三
 (936) 記 録 三 五 九 〇 七
 (934) 記 録 三 五 九 〇 四 一 三 五 九 〇 五

(938) 記 録 三 六 一 二 一

三〇九、東郷ガ木戸ノ地位ヲ重安視シテキナカツタ事ハ檢察側ノ反對訊問
 ノ際、東郷ガ「自分ハソノ問題ニ就イテ木戸ニ語ツタトイフ事ヲ天皇ニハ
 一度モ申上ゲタ事ハナイ」ト述ベタ證言ニ依ツテモ立證セラレルノデア
 リマス。又東郷ハ「自分ハソノ回答ニツイテ議論シタ事モナ
 ノ御向取(934)ヲ待タ、從ツテ自分ハ木戸トソノ回答ニツイテ議論スル後、曾モナカ
 ク又木戸ハ天皇トソノ回答ニツイテ議論スル事ガ出來ルノデアリマス。東郷
 ベテキル事實カラモ右ノ事柄ヲ立證スル事ガ出來ルノデアリマス。東郷
 ハソノ向答ニツイテ木戸ニ話サナカッタトイフ事及ビ極論スレバ木戸ニ
 コレ以上説明ラスル必要ガナイト考ヘテキタ事ヲ確認シテキルノデアリ
 マス。(936) 概祭備ハ「ルーズベルト大統領ノ町重ナル親電ニ照スル詳細
 一〇、概祭備ハ「ルーズベルト大統領ノ町重ナル親電ニ照スル詳細
 ト、出シタノデアリマス。(938) 取時期ニ書カレタ外務省公文書ヲ東郷ノ前
 持チ出シタノデアリマス。(938) 取時期ニ書カレタ外務省公文書ヲ東郷ノ前

裏面白紙

三
一、 祝祭備ハ又、一九四六年三月六日ニ署名サレテキル一九四六年二
月二十二日、及ビ二十八日附ノ一檢察官ニ對スル陳述ニツイテ東郷ニ訊
問ヲ加ヘテキルノデアリマス。ソノ陳述デハ東郷ハ完全ニ二節ヲ一九四
一年十二月八日早朝ニ起ツタ事件(943)ニツイテノ談話ニ用ヒテ居マス。
東郷ハ十二月八日朝木戸侯トノ會見ニツイテ言及シテキケイ事ヲ
摘擧サレタ時ニコノ陳述ハ調査官「モルガン」氏ガ摘要トシテ書イタモ
ノデアリマシテ、「モルガン」氏ハ其ノ時木戸侯ト私(東郷)トノ關係
ニツイテハ何等質問ヲシマセンデシタ。ソレデ私ハソノ事ニ就イテハ「
モルガン」氏ニ何モ述べテキマセン。ト主張シテ居リマス。○(944)就イテハ「
ガ」氏ガ東郷ノ木戸トノ關係ニツイテハ何カ東郷ニ話シカケタニ相違ナ
イトイフ事ハソノ文書ニ東郷カ其ノ日ハ朝木戸ニ電話ヲ掛ケタ事ヲ記載
シテキル所カラ考ヘテミレバ明白ナ事デアリマス。ソシテ東郷モコノ事
ヲ思ヒ出シタ時話ヲ脇ニソラシテ「ソレハ同ジ事デス」ト言ツテ居リマ
ス。(945)

(944) (943) 同右 三六二四

(945) 記録 三六一二四 三六一二五

裏面白紙

木戸が松平ニ對シテ自分ハソノ電報ノ詳細ノ點モ内容モ知ラナイト語ツ
タコトヲ示シテオリマス。最初ニ行ハレ、ソシテ訂正サレタル之ニ關ス
ル質問應答ハ註ニ記シテアリマス。

(949)

(949) 三五六〇頁及言語部訂正 記録三六五九七頁
問、貴方が木戸侯ニ云ツタ事及ビ木戸が貴方ニ云ツタコトヲ述ベテ下サイ

答、當時木戸ハ詳細ノコトハ知ラナイト云ヒマシタ。
問、貴方ハソノ電報ノ詳細ハドシナモノカ彼ニ尋ネマシタカ、
答、エート、私ハソノ電報ノ内容ヲ聞キマシタ。

訂正一ソノ電報ノ内容ハ何ノコトヲ述ベタモノカニツイテ聞キマシタ。
此ノ訂正サレタ後ハ後ニ言語部ニヨツテ次ノ如ク變更サレマシタ。

(記録三六五九七頁)

答、私ハソレハ如何ナルコトニツイテノ電報デアルカ尋ネマシタ。
問、ソレニ對シテ一ト一ト
答、木戸侯カラデス。
問、ソレハ木戸侯カラカ又ハ外ノ誰カラカ
答、ソシテ彼ハソノ内容並ニ細カイ點ヲ貴方ニ話シマシタカ
イ、エ、ソノ時、内容ニツイテ何モ彼カラ聞カナカッタト思ヒマス、彼ハ當時、電報ノ
詳細ニツキ電報ノ内容ニツイテ知ラナイト云ヒマシタ。

裏面白紙

裏面白紙

東郷ノ辯護人ハ松平ガ證言スルノヲ止メサヤウトシマシタケレドモ、彼ハ松平ニ對シテ反對尋問スルコトヲ拒ミマシタ。松平ハ檢察側ニヨツテモ亦反對尋問サレマセンデシタ。

三一三、檢察側ハ木戸ガ松平ヲ喚問スルコトニ失敗シタガ、松平ガ東郷ノ證人トシテ喚問サレタ時、彼ニ對シテ尋問シタニ過ギナイ、一シカシ尋問シタ事柄ハ木戸ノ供述ニ對シテ尋問外ノコトデアツタト説明シテオリマス。檢察側ハアタカモ何カ異常ノコトデアルカノ如ク、之ニ言及シテオリマス。本裁判ノ審理中、本裁判所ハ東郷モ證人ニ對シテ、直接尋問ノ際ニ、元ノ供述書ノ範圍外ノ質問ヲナスコトヲ他ノ辯護人ニ許可シタノデアリマス。更ニ木戸ガ證言ヲシタ時ニ東郷ト木戸トノ間ニ何ノ問題モ起ラナカッタノデアリマス。且ツ木戸ノ證言ヲ再ビ證據立テルタメニコノ點ニツキ、ソノ當時松平ヲ喚問スル必要ガナカッタノデアリマス。問題ハ、松平ガ東郷ノ爲メニ證人台ニ立ツタ時マデ復ニ立ツテイタ東郷ノ供述書ニ起ツタノデアリマス。檢察側ハ又松平ガ木戸ノ證言ヲ確證シ、又ハ反駁シタカモシレナイヤウナ他ノ証ガアルト舌情ヲ云ツテオリマス。若シ檢察側ガ、松平ハ木戸ヲ反駁スルデアラウト思ツタナラバ、何故ソノ時ニ檢察側ハ彼ニ對シテ反對尋問ヲシナカッタカ、又反駁段階ノ際、彼ヲ喚問シナカッタノデスカ。

950 記 録 三五六〇二

(953)(952)(951)
 供述書ニ四三項 記録三二〇四八頁
 供述書ニ四二項 記録三二〇四八頁
 JJ一八一項 記録四一七一

三
 一五、一九四一年十二月八日ノ朝木戸ガ被ノ役所ニ着イタノハ午前
 七時十五分デアリマシタ。コレヨリ以前、六時少シ過ギニ侍從武官
 ノ一人ガ被ヲ電話ニ呼出シ、海軍ノ「ハワイル」攻撃ノコトヲ知ラセ
 マシタ。詳シイ事ハ話サレマセシタ。此レハ、木戸ガ眞珠
 灣攻撃ニツキ受取ツタ取初ノ情報デアルト。木戸ハ証言シマシタ。又
 直接尋問ノ際ニ、被ハ自宅ヲ出ル前、ソノ攻撃ニツキ「ラチオ」デ
 聞イタト証言シマシタ。(953) 彼ノ家カラ宮城マデ自動車デ十分力カ

三
 一四、木戸ハ當然ソノ電報ガ十二月七日中何處ニアツタカ知ツテイ
 タ筈ダトイフ。檢察側ノ例ノ推量ハ勿論根據ガナク、證據ニヨツテ支
 持サレテイナイノデアリマス。根(951)ソレハ被ノ發跡デアリマセン
 デシタ。ソレガ實際ニ於テ何ノ根(951)ハ外務省及ビ參謀本部ノ仕事デアツ
 章、即チ、電信ノ寫ヲ集メルノハ外務省及ビ參謀本部ノ仕事デアツ
 タトイフ文章カラ明カデアリマス。

裏面白紙

(954) 記 録 三 一 六 〇 六 頁

ルコトガ反詰尋問ノ際明カニサレマシタ。コノヤウニ彼ハ家ヲ
 出ル前ニ「ラヂオ」ノ報返ヲ聞ク時間ガアツタノデアリマス。檢察
 側ハソノ待機武官ト彼トノ電話ニヨル話ニツキ木戸ニ對シテ反詰尋
 問シナカッタシ、又木戸方「ラヂオ」テ隨イタ報返ニツイテモ反對
 尋問シナカッタ。又「ラヂオ」テ發音サレタト云ツテハイナイノデ
 又ハ眞珠塔ノコトガ「ラヂオ」テ發音サレタト云ツテハイナイノデ
 アリマス。彼ハ待機武官カラソノ情報ヲ受ケタト述ベラオルノデア
 リマス。檢察側ハ、若シ木戸ガ「ラヂオ」報返デ眞珠塔ノコトヲ聞
 イタノデアラバ、「ソレハ、彼ノ日記ニ示サレテイル所ノ木戸
 ガ知ツテオルコトノ説明ニハナラナイデアラウト云ツテオリマス。
 檢察側ハ、彼ガ待機武官カラ「ハワイ」ノコトヲ聞イタト云フ木戸
 ノ證言ヲ看過シテオルノデアリマス。檢察側ハコノ尋ニツイテ辯駁
 側ガ確證的證人ヲ喚問シナカッタコトヲ非難シテオリマス。ソレハ
 反對尋問ノ際ニハ檢察側カラ挑駁モ論争モサレナカッタナラバ、
 若シモ木戸ノ供述ガ正シクナカッタナラバ、檢察側ハ疑モナク

裏面白紙

ソレヲ否認スル爲メニ反駁致階ノ際ニ證人ヲ喚問シタデアリマセウ。
檢察側ハソノヤウナコトヲシナカツタシ、又ソノヤウナ反駁的證據
ノ無イコトニツキ説明モシマセンデシタ。從ツテ此ノ證言ハ依然ト
シテ彈劾サレズニ存在スルノデアリマス。

三一六、尙ホ、檢察側ハ、何ノ支持スル證據ハナイケレドモ、木戸ガ
眞珠灣攻撃ノコトヲ擧前ニ知ツテイタトイフ様ナ印象ヲ與ヘヤウト
努メテオリマス。然シ、檢察側ハ、此ノ攻撃ハ極メテ秘密デアツテ、
眼ラレタル取高取官ダケニ知ラサレタニ過ギズ、又コレハ統帥擧項
デアツテ内閣ニ漏スル擧項デハナイトイフ大ナ證據ニツキ本裁判
所ガ起スル濫ニ仕向ケナカツタノデアリマス。(955)證據ニツキ本裁判
派ト見ラレ、彼ノ報告方同攻撃ノ少シ以前ニ強化サレタ擧實ニ鑑ミ
テ、統帥部ガコノ提案サレタ攻撃ニツイテ人ニ知ラシタトスルナラ
バ、木戸ハ恐ラク敢後ニ知ラサレタデアウトイフ擧ハ十分證據シ
得ルノデアリマス。若シモ檢察側ガ之ニツイテノ木戸ノ證據ニツイ

(955) 記録三四七九六頁

裏面白紙

371

140

(958) (957) (956)
 記 録 三 六 三 九 〇 一 三 六 三 九 一
 記 録 三 四 七 九 六
 記 録 三 四 八 一 八

テ何カ疑念ガアツタナラバ、何故彼ニ對シテ反對尋問シナカッタ
 デスカ。イツレノ場合ニ於テモ、彼等ノ申立ハ根拠ガ薄弱デアリマ
 ス。例ヘバ、眞珠再攻撃ニ就テハ、文官ハ誰モ知ラナカッタ云ノ
 ハ島田ノ証言ノ通りデ、確實ナル証言ノ明示スル所デアリマス。前
 又島田ハ反對証言ニ於テ、眞珠再攻撃ニ關シテハ、ソノ實施以前ニ
 木戸侯ガ之ヲ知ル機曾ハナカッタデアラウト證言シテ、東條リマス。木
 戸ハ日本政府ノ高官デハナカッタノデアリマス。他ノ關係ハ眞
 珠再攻撃ニ關シテハ、自分ハ種秘ニ之ヲ聞イタノデアリマス。他ノ
 之ニ就イテハ、知らナカッタト述ベテ居リマス。

三一七、檢察使ハ、若シ天皇ガ東條首相ニ對シ太平洋戦争開始ヲ命ジナカ
 ツタナラバ、太平洋戦争ハ起ラナカッタラウ。然ラバ、本戸トシテ
 ハ、天皇ガ東條ニ對シカ、ル命令ヲ與ヘルコトニ就イテ進言ツツナカ
 タト言フ責任ヲ負フベキデアアル、ト主張スルノデアリマスガ、本戸ハ、
 屢々太平洋戦争ヲ避クベキコトヲ天皇ニ進言シタト云フ頃カナ證據ガア
 リマス。若シ、本戸ハ天皇ニ對シ太平洋戦争ヲ避ケルヤウニ進言スベキ
 デアリ、天皇ハ亦本戸ノ進言ニ從フベキデアッタト（コレハ檢察使ノイ
 フ望マシイ款項ナノデアリマスガ）主張スルナラバ日本政府ノ存在スル
 理由ハ一掃何處ニアルノデアリマセウカ。又一體本戸ハ總理大臣、親
 部及内閣ニ命令ヲ下ス能ハシテ持ツテキタノデアリマセウカ。檢察使ハ本
 戸ガ日本ノ支配者デアツテ實際上天皇、内閣及比統帥部ヨリ以上ノ能
 ヲ持ツテキタト主張スルノデアリマセウカ。將又、本戸ガ今日無罪トナ
 ルニハ、カ、ル能ハシテ持ツタ日本ノ支配者デナクテハナラナカッタト言
 フノデアリマセウカ。

三一八、本戸ハ少クトモ一ツノ不幸ナ立場ニ置カレテキルノデアリマス。
 コレヲ利用シテ本戸ヲ責メルノハ公平ト云ヘルデアリマセウカ。即本戸

裏面白紙

ハ本戸日記其他ノ證據以外ノ、明瞭ニシテ極メテ有力且決定的ナ證據ヲ
 示スルコトガ出来ナイト云フ不審ナ立場ニ在リマス。即チ天皇ヲ證人
 トシテ出廷ヲ求メ、本戸ガ軍使ト受領シテ、陸軍ノ立場ヲ有利ヲラシム
 ル爲ニ第二次近衛内閣ヲ奏屬シ、或ハ復讐戦争ニ對スル共同謀議ヲ計畫
 ニ參與シ、或ハ獨斷專行ノ責任者トナリ、或ハ復讐戦争ニ對シテ以テ後内閣
 首班ニ東條ヲ推シ、天皇ニ太平洋戦争開始ヲ認可セシメタト云フ證據
 ノ主張ノ根據ヲ推シ、天皇ニ立憲スル天皇ト本戸トノ會談ニ就イテ本戸ニ對
 スル確證ヲ得ルコトガ出来ナイノデアリマス。イヤシクモ人一人ノ命
 ニ拘ハルコトデアリマスカラ、公平ヲ期ス可キハ固ヨリ待テマセン。

一九、日本ノ天皇ハ純ソ英口々王ニ操リ立憲君主國ノ主權者トシテ政府
 ニ對スルソノ權力ハ自ラ限界ヲ定メテ其ノ限界内ニ於テ之ヲ行使スルニ
 止メテ居リマシタ。日本憲法ノ保障ニ依レバ天皇ハ國ヲ統治シマスケレ
 ドモ國務ハ掌リマセヌ。政府既ハ統帥部ガ何ラカノ決定シスル場合決定
 ニ先立ツテ、天皇ハ總理大臣ニ自己ノ希望ヲ傳ヘ、又昭和十六年九月六
 日ノ御前會議ノ場合ノ如ク統帥部ニ注意ヲ與ヘルノデアリマスガ、決定
 ノ御前會議ノ場合ノ判斷ニ依ツテ之ヲ行フノデアツテ、東條ノ證言ノ

裏面白紙

(960)(959)

記

線

三六三

八一

如クアル[○]場合ニハ必ズシモ天皇ノ希望道リニ決定セラレルモノデハアリ
マセヌ[○]。政府ガ決定ヲ行ヒ、天皇ニ裁可ヲ乞フ場合、天皇ハ個人
ニハ之ヲ認メテナクテモ、之ヲ拒谷スルコトハアリマセン。コノコトハ、
京條ガ証言⁽⁹⁵⁹⁾シテ居リマス。コノ慣行ハ、法廷⁽⁹⁶⁰⁾ニ以テ來何レノ天皇モ之
ヲ堅ク守ツテ來テ居リマス。微察⁽⁹⁶⁰⁾ハ、執拗ニ本戸ヲ攻撃シ、日本ノ法
不文⁽⁹⁶⁰⁾及政治的實情ヲ無視シ、本戸ガ内大臣トシテ在任中、消極的責任
アリト稱シテ本戸ヲ有罪タラシメヨウトシテキマス

375

196

裏面白紙

Def Doc #3117

第
三
一
九
a
項
—
三
六
三
項

第
八
卷
(B)

裏
面
白
紙

(962) 供述書二四七 記録三二〇五三一三二〇五
 (961) 供述書二四六 記録三二〇五二一三二〇五

三二〇、此際ニ於ケル木戸ト天皇トノ談話ヲ全部留ンテ見ルト、木戸ガ天

三一九、木戸ハ次ノコトヲ證言シテ居リマス。
 最初ノ六ヶ月間ニ於テ、日本軍ガ數多ノ前線テ矢速ノ勝利ヲ得テ、日本
 ハ陶醉状態ニ陥リマシタ。愛國心アル日本人トシテ木戸ガ愛國ノ精神ニ
 燃エテ居タノハ當然デアリマシタ。併シ日本ガ最後マデ勝利者ニナリ得
 ルト思フコトハ出來ナカッタノデアリマシタ。彼ハ自分トシテ米英ト論
 和スルヨウニ凡ユル努力ヲシナケレバナラナイト考ヘマシタ。昭和十七
 年二月五日天皇ニ拜謁ノ際、話ハ講和ノコトニ及ビマシタ。木戸ハ此ノ
 機會ニ自分ノ見解ヲ意見ヲ天皇ニ申上ゲ、平和ヘノ早道ハ最後マデ戦フ
 コトデアリマスガ、尙時ニ又戦争ノ惨害ヲ最少限ニスルタメ、西來ル
 ダケ早ク平和恢復ノ機會ヲ捕ヘルコトガ必要デアルト申上ゲマシタ。

XII (日) 平和ヘノ努力

(961)

戦争ニナツテカラノ

裏面白紙

ト談話ヲナシテ、首相ニ次ノコトヲ申サレタコトヲ木戸ニ話シテ居リマ
ス。

「戦争ノ終結ニツキテハ機會ヲ失セザル様充分考慮シ居ルコト、ハ恩フ
ガ、人頼平和ノタメニモ徒ニ戦争ノ長引キテ慘害ノ擴大シ行クハ好マ
シカラズ」
(966)

三二一、前記東條ニ對スル天皇ノ御言葉ヲ、何故木戸が東郷ニ傳ヘナカツ
タカトイフノデ、東郷ガ怒ツタノハ當ヲ得テイマセン。
(967) 天皇ガ東條ニ

御話シニナツタコトナノデ、東條ガ閣僚ト議スベキ問題デアリ、木戸ガ
閣員ト論ジルコトハナカツタノデアリマス。

更ニ木戸ハ日本ガ勝利ノ波ニ乘ツテ調子ノヨカツタソノ當時ハ、和平
論ズル相手ガ誰カト云フコトニ非常ニ氣ヲ配ラネバナリマセンデシタ
東郷デサヘモ木戸ガ細心ノ注意ヲ拂ハネバナラナカツタコトヲ認メマシ
(968)

(966)

供進書二四九項 記録三一〇五六

(968)

供進書二四六項 記録三一〇五三

(967)

記録三二七二〇 三二八〇七一三二八〇八一三二八〇九

裏面白紙

(970)(969)
同 記録三 共八一六
右

タ。 木戸ニ對スル東郷ノ憤慨ハ、木戸ガ早期和平ヲ東條ニ語ツタトイ
フ。 彼ノ間違ツタ推測ニ基クモノデアルコトガ明カデアリマスガ、コノコ
トハ東郷ノ反對訊問ノ際理解ガ出来(970)又木戸ガ天皇ニ申上ゲ、天皇カ
ラ東條ヘオ話ガアツタコトガ明カニナリマシタ。斯様ニ木戸ガ天皇ニ早
期和平ノコトヲ話サナカッタトイフ。木戸ノ証言ト日記ノ記事トガ東郷ニヨツテ確證
ニ就イテ申上ゲタトイフ。木戸ノ証言ト日記ノ記事トガ東郷ニヨツテ確證
サレタコトガ分リマス。

裏面白紙

(972)(971) 記録三三八〇九頁
記録三五八一〇頁

(973) JJ一八三項 記録四二二二二二二

三二二、東郷ハ天皇ガ和平ヲ望ンテオイデニナルヲ知ラセテ呉レル責
任者ハ、首相テアツタ事ヲ認メテハ居リマスガ、内大臣ガ自分ニ話シ
テ呉レテモヨカツタノ。ダト思ツテキマス。然シ彼ハ木戸ガ東郷
ヤソノ他ノ關係ニ對スル助言役テハナカツタ事ヲ認メマシタ。東郷
東郷ハ一般的陳述トシテ内閣ノ各大臣ハ何ヲ天皇ニ申上ゲタカラ内大
臣ニ話スノガ常デアリ、内大臣ハ天皇ノ御意志ヲ關係ニ傳フベキデア
ツタト申シテ居マス。

併シ乍ラ東郷ハルーズヴエルト大統領ノ「メツセー」ニ對スル天皇
ノ回答草案ニ就キ、昭和十六年十二月八日ノ朝、東郷ガ天皇ニ拜謁シテ
イ前キ、或ハ拜謁後モ木戸ニ報告シナカッタノデアリマス。

昭和十七年二月六日ノ木戸日記ハ彼ガ早期平和解決ニツキ天皇ト話
ツタトイフ彼ノ主張ヲ支持シナイトイフ。彼等ノ主張ハ同一ノモノデア
年二月六日及ビ二月十二日ノ兩日記ノ主題ガ實際ニハ同一ノモノデア

裏面白紙

(974) 供述書ニ五〇項、記録ニ一〇五八

ルトイフ事ヲ明ラカニ示シテイルトイフ事實ニ儘ミ根據ノナイモノデアリマス。

三二三、昭和十七年二月十六日「シンガポール」陥落後、木戸ハ軍ノ作戦ガ矢張り早ニ成功シタトイフ報告ヲ受ケタト述ベテ居リマス。

ハ又戦争準備ハ用意周到ニ整ヘラレテアツタトイフ陸海軍ノ登壇ヲ述ベテ居リマス。即チ例ヘバ真珠灣ノ奇襲取撃ハ、ソレ迄真珠灣ニヨク似タ湾ヘ對シテ疑似取撃ヲ行ハシタ事、又「ジャングル戦」ノ敵シイ訓練ガ實行サレタ事ナドデアリマス。

此等ノ發表ハ國民ノ幻想ト想像トヲ支配シタ。ソシテソノ結果トシテ、彼等ハ戦斗行為ニ對シテヨリ大キナ信頼ヲ直キマシタ。

三二四、此ノ豫行演習ニツイテ知ラナカッタ所ノ木戸ハ、懐疑的テ若シ此等ノ事ガ真實デアツタトシテモ日本ハ今後長期ニ亘ツテソノ勝利ヲ維持スル事ハ出來ナイト信ジテ居リマシタ。彼ハ交戦國ノ資源ノ相違

裏面白紙

裏面白紙

一日モ早ク戦争終結ニ努力スル根本ノ考ヘニハ勿論異存ノアロウ答ハ
 ナイト答フト言ヒマシタ。
 三二六、其ノ後戦争ノ見違シハ日本ニトツテ不利ニナリマシタ。木戸ハ
 ソノ日記及ビ証言ACニ示サレマシタ通り平和ヘノ努力ヲ續ケマシタ。
 彼ハ一九四三年二月四日ニ松平侯及ビ近衛公ト講和ノ可能性ヲ協議シ、
 同三月二十日ニ同伴ニ同シ、陛下ニ御相談申上ゲマシタ。同五月
 十三日ニ發ハ(982)皇族ヲ懐ヘシテ陸軍ニ御ヘテ利カシテ結ブ講和計畫
 ヲ草光外務大臣ト協議致シマシタ。翌日即チ一九四三年五月十四日ニ
 ハ、彼ノ日記ニ出テイル様ニ、高松宮ニ向テ彼ハ軍部ノ要求ト講和條
 件トニ折合ヒラツケルノハ困難テアリ、カ、ル場合ニハ(983)要求ト講和條
 決スルノニ皇族ノ特別ノ御助力ニ俟タネバナリマセンデシヨウト申上
 ゲマシタ。

- (982) 法廷證一ニ七四、供進書第二六一項、記録三二〇六九一三二〇七〇
- (981) 供進書二五九項 記録二二〇六八
- (980) 供進書第二五九項 記録三二〇六八號
- (983) 供進書二六一項 記録三二〇七一

供送書第一三三九項 記録三ヨロチ一ヨロチニ 法廷證一三三九

レハコノ日記中ニ、ソヴエツト露西亞ヲ仲介者トシテ講和手段ヲ講
 ズル様ニ述ベマシタ。當時ソ聯ハ日本ニ對シ中立ヲ採ツテ居リマシ
 テ、戦局ノ進展カラ判断シテ、何時モ議論ニ成リマス様ニ、ソ聯ヲ
 太平洋ノ平和機構カラ除外シヨウトシテ得ナイ事ハ益ク明カテア
 リマス。ソヴエツトガコノ提唱サレタ委員會ニ参加シマスト、人種
 的見地カラスラ均勢ノ取レタ決定計畫ガ遂ゲヨウトスレバ遂ゲ得ラ
 レルノデアリマス。

(1) 次ノ五點ヲ述ベテ居リマス。即チ
 (1) 太平洋問題ハ之ニ面スル國家間テ處置スベシ。
 (2) 太平洋問題ハ日本、ソヴエツト露西亞、中國、亞米利加合衆國、
 英國ノ共同委員會ガ設フ可キモノトス。
 (3) 日本占領地ニハ武裝ヲ解除セザル可カラズ。
 (4) 太平洋上ノ小國家ハ永久中立トスベシ。
 (5) 是等地方ノ經濟政策ハ自由、互恵主義及ビ機會均等ヲ基礎トスベ
 シ。

裏面白紙

(988) 法廷證 一ニ七ス 記録 一ノ三七一

三二八、木戸ハ更ニ重光外相ト論議ヲ行ヒマシタ。一例ヘバ一九四四

油資源ニ惠マレタ合衆國及ビソ聯トノ間ニ挿マレテ、日本ハ獨立國トシテソノ威信ヲ維持スルコトハ非常ニ困難デアリマセウシ、日本ニ獨サレタ道ハ獨立防護ノ爲メニ外交ニ頼ル以外ニ何等ノ道モ殘サレテイナイデアリマセウ。亦木戸ガ供進書中ニ於テ述ベテオリマスコトハ、日本ハ來ルベキ世紀ニハ國內ニ於テ國家資源ノ培養ニ力ヲ盡スベキデアリ、ソノ期間中日本ハソ聯及ビ支那ト協力スベキデアルトイフコトデアリマシテ、彼ハ日記ニ次ノ如ク認メテオリマス。「×××孤立状態ヲ避ケ、有色人種トシテ世界ノ諸國民カラ突然攻撃サレルコトヲ避ケル×××」換言致シマスレバ日本ハ凡ユル情勢ノ變化ニ對處シタ防禦態勢ヲ掃ヘ實力ヲ貯ヘルベキナノデアリマス。コノ計畫ニツイテ重光外相ト論議シタ時、彼ノ考ヘハ木戸ノソレヨリモ一層悲觀的デアリマシタシ、ソノ結果木戸ハコノ計畫ニツイテハ官途筋ニ對シテハ沈黙ヲ保ツタノデアリマシタ。

386

裏面白紙

(990) (989) 供述書ニニニ項 記 三三〇七四一三二〇七五

年六月二十六日デアリマス。ソノ結果明ラカトナツタコトハ、
政府ハ當時平和措置ヲ採ラウトイフ意志ヲ持ツテイナカツタコトハ、
アリ、又モシ彼等ガ平和ヲ確保セント努力シテイルトイフ秘密方漏
レタトシタナラバ陸海軍ハソノ態度ヲ硬化シ、斯クノ如キ方向ニ平
和運動ヲ行フコトハ極度ニ困難トナルデアラウコトアリマシタ。重光ノ
ヲ強引サセルコトニナルデアラウコトイフコトメニ重臣達ヲ天皇側
近者タラシメヤウトイフコトデアリマシタ。木戸ガ云ヒマスニハ、
提案致シマシタコトハ、官廷ノ勢力ヲ強メラズ、ソレハ民衆ヲ刺戟
彼等ガ提供シ得ル助力ハ疑問デアルノミナラズ、ソレハ民衆ヲ刺戟
シテ重臣ヲ日本ノ「バドリオ」考ヘサセルデアラウトイフコトハ、
シタ。コレハ勿論、伊太利王国ガ「バドリオ」ヲ避ケヨウト主張シテイタ、
シ、木戸ハ日本ガ同様ノ運命ニ陥ルノヲ及ビ重光ガ信ジテイマシ
トイフコトヲ勸語ツテイマシタ。(990) 木戸及ビ重光ガ信ジテイマシ
タコトハ、唯一ツノ強サレタ道ハ、檢會ガ到來シタラ、重光ハ政府ヲ代表シテ事ヲ處
動ヲ採リ、木戸ハ官廷ノ責任ヲトリ、重光ハ政府ヲ代表シテ事ヲ處

裏面白紙

(994)(993)(992)(991)

	供	日記、一九四四年六月二十九日、供	記録
ニ	ニ	ニ	ニ
六	六	六	六
六	三	項	項
項	項	項	項
、	、	、	、
三	三	三	三
一	一	一	一
〇	〇	〇	〇
七	七	七	七
七	七	七	七
一	一	一	一
三	三	三	三
一	一	一	一
〇	〇	〇	〇
七	七	七	七
八	八	八	八

三二九、戦局ハ急激ニ悪化シマシタ。重臣達ガ益々活躍スル一方、他
 方陸軍將軍ハ一層定期的ニ會合ヲ催シテイマシタ。一九四四
 年七月ニハ辰々重光、近衛公、岸國壽大臣、安藤内務大臣ガ本戸ヲ
 訪問致シマシタ。(993)重臣ノ非公式ノ決定ハ一九四四年七月十七日
 ノ本戸日記ニ示サレテイマス。(994)

スル、トイフコトデアリマシタ。本戸ハ亦如何様ナ措置ヲ取ルベキ
 カニツイテ官内大臣松平恒雄ト商議シマシタ。(991)

裏面白紙

(997)(998)(995)

供述書ニ六八項 記録三ノ八〇

供述書ニ七〇一ニ七一項 記録三ノ一〇三ノ一〇四ノ一〇五

法廷證第一二八七號 一二頁 言語訂正記録第一六

三三〇、東條内閣案内閣更迭ノ責任ヲ重臣ニ任セ、一九四四年七月十八日總辭職シマシタ。翌日重臣ハ後任總理大臣ヲ選ブ爲ニ會合シ、東條ニ巨ル論議ヲ盡シ、木戸⁽⁹⁹⁵⁾ガソノ結果ヲ上奏致シマシタ。最後ノ決定トシテ小磯ガ次期總理大臣ニ任命サレマシタ。陛下ヨリ米内海軍大將ニ對シ、海軍大臣兼副總理ニ任命スル上⁽⁹⁹⁶⁾賜フヤウ木戸ガ努力シタ事ハ彼ノ宣誓供述書中ニ述ベラレテ居リマス。同内閣ハ小磯、米内聯立内閣トシテ知ラレテ居リマシタ。木戸日記ニモ述ベラレテキル如ク、陛下ガ木戸ニ對シ親任式ノ願ヲヨリ判斷シテ東條ガ陸軍大臣ノ地位ニ再ビ就イタ方ニ對シ思フカ就カナイ方ガ好イト思フカトオ尋ネニナツタ時⁽⁹⁹⁷⁾木戸ハ「私ハ、東條ガ陸軍大臣トナレバ政局ニ好マシカラザル結果ヲ齎ラスデアラハト心配シテキルト奉答シタ。」ト日記ニ誌シテオリマス。

裏面白紙

(1000) (999) (998)

一九五〇年八月八日 記録第一一〇八七
 供述書ニスル項 記録三〇八七
 供述書ニスル項 記録三〇八七

三三、一、檢察側ハコノ會議ニ於テ木戸ガ「終戦」ト云フ事ハ「國內
 防備強化、國內兵力増強及ヒ憲兵ノ増強」ノ爲ニ軍人ヲ選ブト云フ意味デ
 アルト説明シタ。998)ト述ベテ居リマス。木戸ハソノ様ナ説明ハシマセンデ
 シタ。檢察側ハ、ソノ會議ニ於テ木戸ガ全然違ツタ時ニ用ヒタニツノ關係
 ノナイ言葉ヲトツテ一ツノ觀念ニ結合サセタノデアリマス。會議ノ最初ニ
 軍人ハ軍略及ビ軍ノ指揮部面ニ限リ文官ハ政治問題ヲ取扱フ事ノ當否ニ就
 キ問題ガ生ジマシタ。日本ニ於ケル長年ノ慣行上重臣ノ一部ハ日本ニ於テ
 ハ「一足踏ビニコノ點ニ」到達スル事ハ困難デアルト信ジテ居リマシタ。999)テ
 此ノ方針ヲ討議シテラリマシタ時木戸ガ「要スルニ現實ノ問題ナリ戦争完遂ガ第
 一目的ナリ同時ニ政治ノ建直シ迄ヤラントシテモ實行ハ不可能ナルベシ此
 ノ際ニ面的ニ考フレバ目的ヲ混迷ナラシムル虞アリト云ツタノザアリマス
 論議ハソレカ次期總理大臣ニハ陸軍軍人ガナルベシカ海軍軍人ガナルベシ

裏面白紙

(1003)(1002)(1001)

供述書ニ六九項 記録ニ一〇三ニ
 供述書第二七四項
 記録第一一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九
 供述書ニ七六項
 記録第一一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九

(1004)
 供述書ニ七六項
 記録第一一一一

キカニ就イテノ問題ニ移リマシタ。木戸ガ「國土防衛體勢ノ強化、陸軍ノ内地ニ於ケル配備増強憲兵ノ強化ヨリ見テ此際陸軍ヨリ出スヨリ外ナシト考フ」ト云ツタノハコノ後ノ討議ノ間デアリマシタ。(1001)コレニヨリ檢査側ノ論點ガ幼稚デアル事ハ全ク明ラカチアリマス。

三三二、重光ガ新内閣ノ外務大臣ニ留任シ彼ト木戸トガ一九四四年七月カラ十一月終マデ種々ノ機會ニ平和ノ可能性ヲ論議シタ事ハ木戸ノ宣誓書中ニ述ベラレタ木戸日記ヨリ取萃ニ示サレテキル通りデアリマス。(1002)

日記中ニ記載セラレタル如ク一九四五年一月六日木戸ハ天皇ト此ノ問題ニ關シテ意見ヲ交換シマシタ。(1003)説明ノ通り日記中ニ引用サレタ「最高方針ハ和平ノ爲ノ決定デアリマシタ。(1004)軍部ノ疑惑ヲ蒙ラズニ和平ヲ達成スルコトニ關シテ天皇ト重臣ガ相互ニ談話キルヨウニ、木戸ハ重臣達ガ各欄ニ日ヲ違ヘテ伺候ノ形式テ天皇ニ拜謁スル案ヲ上奏シマシタ。此ノ案木戸

裏面白紙

讀ンデ見ルト、木戸ガハツキリ平和成就ノ目的ノ爲ニ鈴木ヲ支持シテキタ
 コトハ明瞭デアリマス。木戸ハ「大衆ハ必シモ政府ノ施策ニ心カラ協力ハ
 シマセン」ト述べ又種々ナ問題ヲ論ジテ後「××新内閣ハ國民ニ信頼ヲ
 置ク内閣デナクテハナラナイ」ト述べ、更ニ木戸ハ次ノ如ク言キマシタ。
 「日本ノ國土ハ將ニ戰場ト化サントシテキルノチアルカラ、政府ノ鞏化ハ
 一層必要トナリ、又ソレ故ニ國民ノ信頼ムルドツシリトシタ力強イ内閣ガ
 組織サレネバナラナイ」ト。彼ハ鈴木ガ此ノ際奮起一番センコトヲ希望ス
 ル旨ヲ述べマシタ。木戸ト東條ガ自熱シタ際奮起一番センコトヲ希望ス
 リマシタ。東條ハ陸軍々人以外ノ人間ニハ反對シタ。木戸ハ陸軍々人ガ任
 ニ進ンデソノ事ニナレバ陸軍ハソツボヲ向クダラウトシタ。木戸ハ陸軍々人ガ任
 ハ陸軍ニヨルク「事」ヲ意味スルモノデシタ。木戸ハ陸軍々人ガ任
 命サレタナラバ國民ガソツボヲ向クダラウトシタ。木戸ハ陸軍々人ガ任
 出席者ノ何人モハツキリトハ和平工作ニ觸レナカッタ。明瞭ナ證據ハ
 條大將ガ會議ニ出席シテイタノテウツカシタコトヲ言ヘバ、陸軍ヲ刺戟
 シドナ非法ナ對抗手段ニ軍ガ訴ヘルカセシレナカッタ。言ヘバ、陸軍ヲ刺戟
 條大將ヲ除ク出席者全員ガ此ノ點ニ關シテ暗黙ノ了解ヲシテイタノデアリ
 マス。ソノコトハ近衛及ビ平沼ガ述べタ通り「過去ニ何等引懸リノナイ人

裏面白紙

(1010) (1009) (1008)
記 供 記 供 記 供
録 述 録 述 録 述
三 三 三 三 三 三
一 一 一 一 一 一
四 四 四 四 四 四
五 五 五 五 五 五

(1013) (1012) (1011)
記 記 記 供
録 述 録 述
三 三 三 三
一 一 一 一
五 五 五 五

(1015) (1014)
記 供 記 供
録 述 録 述
三 三 三 三
一 一 一 一
五 五 五 五

間一ヲト言フ彼等ノ希望ノ中ニ表ハレテイマス。
三五、鈴木男爵ニ首相ノ地位ヲ受諾サセヨウトシテ(1008)
トハ木戸ノ供述書中ニ含まレテイマス。(1009) 木戸ハ東郷始メ南原教授、高木
教授等種々人物「下平和ニ關スル會談ヲ續行シマシタ。一九四五年六月
八日木戸ハ、隣和ノ試案ヲ起草シマシタガ之ハ同日(1010)メ日記中ニ記サレテ
イマス。(1011) 木戸ハ秘書官長松平、外務省ノ加瀬氏及ビ松谷大佐トモ隣和
ニ關スル會談ヲ續イテ行ヒマシタ。(1013) 木戸ハ更ニ鈴木首相、米内海相、東
郷及阿南ト七一、九四五年六月二〇日木戸ハ、特ニ東郷外相ガ御前會議ノ最近ノ決
定ニ關シテ憂慮シテキタノチ戦争ニ關シテ會議スルタメニ最高會議ノ議
員ヲ召集サレヨウ天皇ニ拜謁シマシタ。ソノ后ノ日付ノ日記中ニ見受ケラレルヨウ
モウ一度天皇ニ拜謁シマシタ。一九四五年六月二十一日、二十二日本戸ハ

裏面白紙

(1016) 日記一九四五年六月二十一日、二十二日
供流書ニル七一ニ九八項
記録ニハ一六一一三一六一六一六一

ニ戦争終結ニ關スル天皇
ヘラレタノデアリマス。
(1016)ノ御希望ハ天皇カラ最高戦争指導會議ノ議員ニ傳

395

165

裏面白紙

裏面白紙

一九四五年六月二十五日平沼男爵ハ木戸ノ和平試案ニ賛成シマシタ。コレヨリ先、政府ハ東郷外相ノ主唱ニヨリ秘密裡ニ廣田氏ヲ通ジ東京駐劄「ソヴイェト」大使ト交渉ヲ開始シマシタガ、何等進捗ヲ見マセンテシタ。戦争最高指導會議テハ何等意見ノ一致ヲ見ズ、ソノ間ニモ時間ハ空費サレテ行キマシタ。木戸ハ交渉ヲ急グヨウニ促シマシタ。ソノ結果、陛下ハ一九四五年七月七日鈴木首相ヲ宮城ニ御召シニナリ、即時和平交渉ヲ始メルヨウ命ゼラレマシタ。⁽¹⁰¹⁷⁾陛下ハソ連ニ對シ、仲裁方ヲ卒直ニ依頼シ、特使ヲ陛下ノ親書ヲ持ツテ兵處ニ派遣スルコトヲ提案サレマシタ。近衛ハ「ソ」連ヘ行クベシトノ勅命ヲ受ケマシタガ、「ソ」連ノ回答ニ先立チ、連合軍側ハ「ボツダム」宣言ヲ發表シタノテアリマス。⁽¹⁰¹⁸⁾高木諒言ニモアル如ク、此時木戸ハ中立國ノ立場ニアル「ソ」連ヲ通ジテノ和平努力ニ賛成シ、又和平ニ二ツノ道ヲ開イテオクコトヲ希望シマシタ。木戸

(1018)(1017)
日記一九四五年七月七日供進書ニ九九項、記録三二二四一―二二五
日記一九四五年七月十二日供進書三〇〇―三〇二項、記録三二二六六―二七一

裏面白紙

ハソノ時彼ニ和平ノ好機ハ熟シタト語リマシタ。(1019) 一九四五年八月六日ニ廣島ニ原子爆弾ガ投下サレ、同年八月九日ニハ、「ソ」連
 三三七、一九四五年八月九日ノ朝木戸ハ陛下ニ拜謁シ、「ボツダム」
 宣言ノ受諾ト終駁トヲ勸告申シ上ゲマシタ。(1020) 戦争最高指導會議
 ハ四ツノ條件ニ基イテ「ボツダム」宣言受諾ヲ討議シマシタガ、何
 等決定ヲ見ナカツタノテアリマス。同九日遅クナツテ内閣ハ「ボツ
 ダム」宣言受諾ニ對シ、意見ノ一致ヲ見ナカツタノテ、コノ問題ヲ
 陛下ニ提出シテ、決斷ヲ仰イダノテアリマス。(1021) 其夜、御前會議
 ガ開カレ、陛下ノ統治權ト皇室トヲ再確認スルトイフ文(1022)ノ條件附
 キテ「ボツダム」宣言ヲ受諾スルコトニ決定サレマシタ

(1022)(1021)(1020)(1019)
 日記 一九四五年八月九日、供述書三〇ニ項、記録三二一七七一七七
 日記 一九四五年八月九日、供述書三〇ニ項、記録三二一七七一七七
 日記 一九四五年八月九日、供述書三二〇項、記録三二一七四一七七
 記録三二六四二一三二六四三

裏面白紙

三三八、一九四五年八月十日、又モ長崎ニ原子爆弾ガ投下サレ、ソノ結果、和戦派ト主戦派トノモツレアヒガ起リマシタ。木戸ハ打開スベキ今後ノ困難ヲ早クモ予知シ、陛下ガ終戦ノ御詔勅ヲ全國民ニ對シ御放送ナサル外ハナイト思ツタノデアリマス。

彼ハ石渡官内大臣ト協議シマシタガ、石渡ハ、彼ノ提案ニ賛成シ、又コレハ、後刻、陛下モ御賛成ニナリマシタ。

三三九、一九四五年八月十二日、連合國側ノ回答ヲ入手、コレハ、東郷外相ニヨリ陛下ニ提出サレタノデアリマス。連合國側回答ノ第四項ニ對シ、多少異論モアリマシタガ、木戸ハ日本ノ勳キトイフモノハ、個々ノ人々ニヨツテ左右サレテハナラナイガ、責任アル當局ノ解釋ニ從フベキデアルトノ意見ヲ持ツテオリマシタ。

答ガ入手セラシテ、(1024) 戦争最高指導官談ハ戦争問題討

(1024)(1023) 日記一九四五年八月十一日、供進書三〇四一三〇五項、記録三二一八〇一三二一八五
 供進書三〇八項、記録三一八七

裏面白紙

議ノ爲メ會議開催ニアタリ、困難ガアリマシタ。⁽¹⁰²⁵⁾
 一九四五年八月十二日、木戸ハ、陛下ヲ輔弼申上ラレヨウニ、
 自宅ニ歸ラズ、事務所ニ泊リ込モウト決心シマシタ。⁽¹⁰²⁶⁾ 阿南ハ遅台國
 同答ノ第四項ハ受諾スベキテナイト論ジテオリマシタ。⁽¹⁰²⁷⁾
 三〇、鈴木首相ハ非常ナ努力ヲシタケレドモ、戦争最高指導會議ハ
 八月十三日ニハ開催サレマセンテシタ。⁽¹⁰²⁸⁾ 一九四五年八月十四日
 朝ニ「ピラ」ガ全國ニバラ撒ガレタメニ、憤激ト混亂トヲ惹起シ、
 又事態ハドワニモ手ニ負ヘナクナルカモシレスト木戸ハ思ヒマシタ。
 彼ハコレ以上時間ヲ空費スルコトナク終戦ヘノ諸手續ヲ終ヘルヤウ
 天皇ガ政府ニ命ゼラレン事ヲオ勸メ申ス彼ノ意見ヲ天皇ニ言上シタ
 ノデアリマス。⁽¹⁰²⁹⁾ 統帥部ハ最高戦争指導會議ノ召集ヲ肯ジナカツ

供述書三〇六項、記録三二一八六
 日記一九四五年八月十二日供述書三〇八項記録三二一八七
 供述書三〇九項、記録三二一八八
 供述書三一〇項、記録三二一九〇
 供述書三一〇項、記録三二一九〇
 供述書三一〇項、記録三二一九〇

裏面白紙

タクテ、木戸ト鈴木首相ハ御前會議ノ召集ヲ天皇ニ奏請シマシテ容レラ
レ、一九四五年（昭和二十年）八月十四日午前十一時ニ終戦ガ遂ニ
決定サレタノデアリマス。⁽¹⁰³³⁾ 天皇ハソノ詔勅ヲ録音盤ニ御收メニナツ
タノデアリマス。⁽¹⁰³³⁾

三 四一、木戸ハ近衛師團ガ反亂シテ居リ、其夜官内省ノ通信施設ヲ占
據シ、切斷シタト報告サレタノデアリマス。⁽¹⁰³³⁾ 天皇ノ御文庫ハ包
圍セラレ、木戸ハ特醫結所ニ避難シ、彼ノ全テノ秘密重要書類ヲ破
毀シ、後程官内大臣石渡ト一詣ニ地下壕ニ行ツタノデアリマス。官
内省ハ完全ニ外界ヨリ孤立サセラレタノデアリマス。其朝暹ク局面
ハ田中靜壹大將ニヨリマシテ統御サレテ居リマシタ。其夜中反亂軍
ハ少クトモ六度ニ亙リ、木戸ヲ搜索シマシタ。⁽¹⁰³³⁾ 彼等ハ亦録音盤
ヲ探シテ居タノデアリマシタガ、其日ノ正午天皇ハ詔書ヲ御放送
ソバサレタノデアリマス。同ジ日ノ朝、木戸ノ私邸ハ彼ヲ暗殺セン

(1033)(1032)(1031)(1030)
供述書三一ニ項 記録三一ニ一
日記一九四五年（昭和二十年）八月十四日 供述書三一三項及三一四項
供述書三一五項 記録三一ニ一九五
供述書三一六項 記録三一ニ一九六
記録三一ニ一九一―三一ニ一九四

裏面白紙

トスル憲兵ニ襲ワレタノデアリマス。八月十六日ノ朝其遅中ハ
木戸ガ當時奇異シテ后タ和田邸ニ彼ヲ暗殺セントシテ行ツタノデア
リマス。コノ遅中ハ後程手榴弾ヲ以テ愛宕山上デ自殺シタノデアリ
マス。⁽¹⁰³⁵⁾
三四二、檢察側ハ若シ木戸ガ天皇ニ最高戦争指導會議ヲ召集シ、戦争
ヲ終結スルヤウ御命ジニナルヤウニト勸告シタノガ本當ナラバ、然
ラバ天皇ハ斯カル權力ヲ有ツテ后ラレタノデアリ、戦争ノ開始ヲ防
グベキ同様ノ命令ヲ發シ待タ答ダト主張シテ后リマス。

(1034) 日記一九四五年（昭和二十年）八月十五日、供述書三一五項及三一八項、
記録三一八九一三六一九七

(1035) 供述書三一九項 記録三一〇一

(1036) 前掲 一頁一三〇頁
 (1037) 供述卷 二九五項 記録 三二一五七一三二一五八
 (1038) 供述卷 二九八項 記録 三二一六二頁

三四三 大平洋戦争開始時ニオキマシテ
 前ニ茲ニ充分取扱ワレテ居リマス。⁽¹⁰³⁶⁾ 木戸ガ天皇ニナシマシタル助力ハ
 十八日木戸ガ天皇ニソノ提議ヲナシタ時ニハ陸軍大臣及參謀總長軍令部
 總長ハ双方共ニ數百万ノ生命ヲ失ツタデアラウ本土ニオケル死物狂ヒノ
 玉碎戰ヲ期シテ居ツタノデアリマス。⁽¹⁰³⁷⁾ 云フ迄モナク木戸ノ提案ニオ
 キマシテハ其要柄ガ彼ガ天皇ニ召喚ヲ願シタ會議ニオキマシテ充分論
 議サレルトガ考慮サレテ居タノデアリマス。⁽¹⁰³⁸⁾ ソレハコノ通りニ行ハレタノ
 デアリマス。一九四五年六月二十二日ノ御召ヲオ傳ヘニ「ナリマシタ
 召集セラレ陛下ハ「終戦ニ關スル陛下ノ意見ヲ表明シマシタ
 日記ニアル様ニ種々ノ者ガソノ意見ヲ表明シマシタ」

裏面白紙

(1040)(1039)

記録 三三七八九頁

供述書 三〇三項 記録 三七一セハ一三一セホ一三一セハ一八〇頁

三四五、「バーンズ」國務長官ノ回答ハ一九四五年八月十二日ニ届キマシタ。ソノ第一項ニハ天皇ノ主權ハ降伏條件ノ實行上必要ト認メラル

セラレル事ヲ希望シマシタ。⁽¹⁰⁴⁰⁾此諒解ノ正シイ事ガ速合圖ニヨツテ確認
權ノ如何ナル變更ニ對スル要求モ含マレテ居ナイトイフ諒解ノ下ニ同
宜旨ヲ受諾スベキ旨ヲ通達シ此諒解ノ正シイ事ガ速合圖ニヨツテ確認
セラレル事ヲ希望シマシタ。⁽¹⁰⁴⁰⁾此諒解ノ正シイ事ガ速合圖ニヨツテ確認
蘇及ビ中國ニ對シ日本ハ「ボツダム」宣言ニアル條件中ニハ天皇ノ主
執り行フヨウ御命令ニナリマシタ。御指圖ニ從ヒ東郷外相ハ米、英、
言ヲ受諾スル事ガ決定セラレマシタ。陛下ノ御決斷ハソノ日ノ木戸日
記ニ出テ居リマス。陛下ハ外務大臣ニ「ボツダム」宣言受諾ノ手續ヲ
ノ席上天皇ノ主權ト皇室トノ存続ヲ唯一ノ條件トシテ「ボツダム」宣
合圖ノ回答ヲ受諾スルトイフ思召ヲ明ラカニセラレマシタ。御前會議
三四四、木戸日記 ⁽¹⁰³⁹⁾ニアルヨウニ一九四五年八月十日早朝、陛下ガ遊

裏面白紙

(1042)(1041)

記録 三六〇九頁

法廷證 四 記録 一〇九頁

三四六、一九四五年八月十三日木戸ハ日本ガ連合國ノ同答ヲ受諾スル事ヲ拒否シタトスレバ何等有效ナ理由ナク拒否シタコトナリ、ソノ結果連合國ハ日本ガ何故ソノ態度ヲ變更シタカラ諒解スルコトガ出來ナクナルト思ヒマシタ。ソノ結果陸下ハ連合國カラダケデナク全世界ノ非難ノ的トナラレルデアリマス。

ル手段ヲ執ルベキ權限ヲ與ヘラレル連合國最高指揮官ノ制限下ニ置カ
ルベキ旨ヲ記シテ居マシタ。(1042) 同日午前十一時外相ハ拜謁ノ上同答
ノ内容ヲ申上ゲマシタ。陸下ハ「バーンズ」國務長官ノ同答ヲ受諾シ
得ルモノデアルカラ、ソノ旨ヲ鈴木首相ニ傳ヘルヨウ御下命ガアリマ
シタ。然シ二、三ノ懸念ハコノ同答ニ異議ヲ唱エ鈴木首相自身モ「ボ
ツダム」宣言ノ受諾ヲ躊躇シテ居マシタ。(1042)

裏面白紙

木戸ガ述ベマシタヨウニ、ソノ日木戸ハ陛下ガドウシテモ御自分ノ御決
意ニ従ツタ何等カノ行動ガ取ラレナクテハナラヌ、トイフ思召デ聖断ヲ
下サレタノダトイフ事ヲ悟リマシタ。

(1043)

三四七、一九四五年八月十四日、木戸ハ拜謁ノ際「⁽¹⁰⁴⁴⁾」時ヲ移サズ終戦
ノ手續ヲ行フヨウ政府ニ御下命「アルヨウニ切ニ申上ゲマシタ。⁽¹⁰⁴⁴⁾」ツ
マリコレハ一九四五年八月十日ノ御前會議ニ於テ到達シタ決論ヲ實行ニ
移サントシタニスギナイノデアリマス。
木戸ガ天皇ノ命ニ依ツテ戦争ヲ中止セシメル様陛下ニ助言シナカッタ事
ハ注目スベキ點デアリマス。木戸ハタダ陛下ノ御意嚮ニヨツテ關係ガ召
集サレ、ソノ時ニ戦争終結ノ手續ガ決定サレルヨウ必要ナ措置ヲトル事
ヲ天皇ガ政府ニ御命ジニナル様オススメシテキタノデアリマス。

405

(1044)(1043)
供進書 三一一項 記録 三一一八九一三一一九〇頁
記録 三一一八八頁

裏面白紙

(1049)(1048)(1047)

記録 三二七七八九一三二七九〇

記録 三二七七八九一三二七九〇

供進書 三〇九項 記録 三二一八八

モソノ前日ニトツタト同様反翁ノ立場ヲ維持シタノデアリマス。⁽¹⁰⁴⁷⁾
 相當審議サレタ後、結局意見ノ一致ヲ見ルコトガ出来ナイ事ガ分ツタノ
 デ首相ハ天皇ニソノ採決ヲ御願ヒシタノデアリマス。⁽¹⁰⁴⁸⁾ 天皇ハ「ボツ
 ダム」宣言受諾支持ニ決定ノ意ヲ表明サレタノデ政府ハソノ御意ニ從
 ツタノデアリマス。⁽¹⁰⁴⁹⁾ 右ニ示シマシタ如ク、天皇ガ政府ニ戰爭中止ヲ
 御命ジニナツタノハコノ問題ガソノ會議ニテ充分檢前サレタ後ノ事デア
 リマス。天皇ニ對シテコノ會議デ論議サレテキタ二ツノ見解ノ何レカ一
 ツヲ御採擇ニナルヨウ政府カラテ願ヒシタノデアリマス。

裏面白紙

三四九、平時ニ於テハ意見ガ岐レタ時ニハ總辭職トイフ事ガ起ルノデアリ
 マスガ、コノ場合ハ日本ノ憲法史上至ク例外的ノ事デアリマシテ内閣ハ
 ソノ決定ヲミルニ至ラズ、遂ニ天皇ニ、政府ニ代ツテ政策ノ決定方ヲ示
 願ヒシダノデアリマス。時ニ最モ必要ナコトデアリマシタ。ソノ情勢
 ダルヤ全ク危殆ニ頻シテキタカラデアリマス。内閣更迭ニ伴ツテ一刻デ
 モ猶豫スレバ國民ノ生命ハ奪ハレタコトデアリマセウ。日本ノ國民ハ原
 子爆彈ト敵軍侵襲ノ脅威ノ爲ニ過度ノ興奮状態ニ置カレテキタノデアリ
 マスガ、天皇ハ我國民意ヲ傳統ヲ固ク守ラレテ戦争中止ノ命ヲ發セラレ
 ナカツタノデアリマス。

B 通念上ノ戦争犯罪ト人道ニ對スル罪

三五〇、我々ハ當事件又ハ法律ニ於テ通念上ノ戦争犯罪及人道ニ對スル罪
 ニ關シ本戸ニ責任アリトスル事實ハ何一ツ知ラナイノデアリマス。彼ガ
 起訴狀中ニ擧ゲラレタヤウナ犯罪ヲ遂行スルコトヲ命令シ、惹キ起サシ
 ノ乃至ハ許可シタ證據ハ何モナイノデアリマス。第一次近衛内閣ノ文相

裏面白紙

三五一、木戸が内大臣トシテ太平洋洋軍ニ反對ノ勸告ヲシタコトハ協定ニ
實證サレテオリマス。彼ハ政府ノ官吏デモ軍人デモナカツタノデアリマ
ス。コノ點ニ關スル證據(1050)ニヨレバ、彼ニハ責任モ支配力モナカツタ
コトガ分ルノデアリマス。(1051)一九四二年三月十三日ノ日記ニモアル如
ク、木戸ハ香港ノ強暴事件ニ關シテノ英國ノ「イーデン」外相ノ演説ニ
參照相トシテ又平沼内相ノ内相トシテ、彼ガ強暴行為ニ關シテ責任ヲ持
チ、取ハソレニ關スル行為ヲナシタコト、乃至ハ彼ガ斯カル強暴行為ヲ
犯スコトヲ敏察スル政府ヲ作成シタトイフ證據ハ何モナイデアリマス
此等ノミハ彼ガ極限モ軍力ニ有セザル至クノ軍事上ノ事項デアリマス
タ。木戸ハ文官デアツテ、軍人デハナカツタノデアリマス。假令木戸ガ
過去ノ強暴行為ヲ知ツテキタトシテモ、ソレハ、彼ガ斯ル強暴行為ニ參加シ
又斯ル行為ノ容認ヲ認メ、乃至ハ將來ニ於テソレガ起ラナイヤウニスル
立場ニアツタコトヲ示ス證據デハナイデアリマス。

(1051) (1050)
法廷證 前 一 一六 一三〇頁
一九八五 記 録 一四六〇六

裏面白紙

木戸ハ自分ノ夜所カラ獄マイル以内ノトコロニ、又各候場テ起ツテキル
暴行ニツイテ陛下ニ御報告乃至勅告ヲ申上ゲタコトハナイトイフ後察備
ノ申立トハ反詰ニ、後察備自身ノ證據ハ「ドウリツトル」飛行士ノ
處置ニ關シ彼ハ、東條カラ陛下ニ報告スルヤウニ要求サレタ際陛下ニ御
報告申上ゲタ旨示シテオリマス。其際東條ハ飛行士ニ對スル處置ニ關シ
アリソノ處置即死刑ハマサニ彼等ニ加ヘラレントシテキタガ、其多クノモノハ陛下ノ御旨ニヨ
リ減刑セシメラレタト木戸ニ語ツタノデアリマス。參謀總長ノ報告前不
戸ガコノ旨ヲ陛下ニ言上シタコトガ又日記ニ出テオリマス。參謀總長ハ
カ、ル事件ノ唯一ノ責任者デアリマシタ。

(1057)

三五二、後察備ハ、木戸ガ暴行爲ニ對シ何等責任ガナカツタコトヲ知リ
乍ラ、後察備ハ最後ノアガキトシテ此等ヲ其最終報告ニ引バリ出シ、何
カシラ彼ヲ有罪ニシヨウトシテ必死トナツタノデアリマス。後察備ハ、何
十一月四日頃被方憲兵隊長デアツタト立證セントマデシタ。

(1058)

記	供	法
(1058)	(1057)	(1056)
記	述	廷
三二四一五	二五八項	一九八七
		記
		一四六〇八
		三二〇六七

裏面白紙

(1060)(1059)

同 記

右 録

三六五一一

マス。檢察備ハ何等法律的ニ得心出來ルヤウナ證據ハ提出シテ居リマセ
 シ。又如何ニ想像力ヲタクマシウシテモ木戸ガ通例ノ戰爭犯罪乃至ハ人
 道ニ對スル罪ニ責任ノアルコトヲ示シ得ルヤウナ法律、規則乃至ハ法裁
 フ指摘シテキナイノデアリマス。斯クノ如キ事情ヲ天皇ニ報告スルコト
 ハ全ク彼ノ責任ヲナクテ⁽¹⁰⁵⁹⁾ソレハ統帥部ノ義務並ニ責任デアリ⁽¹⁰⁶⁰⁾ルコト
 シテ檢察備ハ此ノ事ヲ其ハ⁽¹⁰⁵⁹⁾全般的最終報告ノ中ニ容易ニ見ラ⁽¹⁰⁶⁰⁾ルコトヲ
 熟知シテキル、ト證據ハ示シテキルノデアリマス。我々ハ、檢察備ハ昔
 ニ木戸ノ有罪ヲ立證シナカツタバカリデナク又、證據ハ木戸ノ無罪ヲ示
 シテキルト存ズルノデアリマス。

裏面白紙

C. 犯罪ノ輕減

三五三、裁判所ノ規定ニ依レバ、犯罪輕減ノタメノ證據ハ、總ベテノ證據提出ガ完了シ、最終論告又ハ最終辯論ノ前ニ提出スルコトニナツテキマス。我々ハ本戸ノ無罪ヲ確信シテキマス。本裁判所ノ規定ノ見解ニ依レバ我々ハ犯罪輕減ノ證據ヲ提出スベキカ或ハ其ノ貴重ナル權利ヲ永久ニ喪失スベキカヲ決意スルコトヲ餘儀ナクサレマシタ。斯クノ如キ犯罪輕減ノ證據ガ裁決以前ニ提出サレルノハ、有罪ニハ何ノ關係モ無イトイフ裁判所ノ保證ノモトニ、澤山ノ證人ノ證言ガ本戸ノタメニ提供サレタノデアリマス。(1061)

米國及英國ニ於テハ、被告ガ有罪ノ宣告ヲ受ケタ後及ビ判決ノ前ニ、被告ノタメニ、犯罪輕減ノ事情ヲ具申スル事ヲ被告及(1062)其ノ辯護士ニ許ストイフ最大ノ寛容ヲ以ツテ居ルノデアリマスガ(1062)當檢察側ハ、犯罪ノ輕減ノタメニ提出スル證據ニ反對スルトイフ苛酷ナ未曾有ナソシテ殆ト下慘酷ナ方針ヲ採ツタノデアリマス。

(1061) 記録 三八九一五 三八九一六

(1062) 記録 三八九二三

裏面白紙

(1064)(1063)
ノ 記録

三
八
九
一
八

(1066)(1065)

前掲五九項 四九頁
記録 三
八
九
一
八

(1067)

記録 三
八
九
一
九

木戸ノ證據ハ主トシテ、彼ハ一貫シテ太平洋戦争開始ニ反對シ、ソシテ
 其ノ開始直後、其ノ急速ナル終結ヲ招致スルタメソノ努力ニ没頭シタコ
 トヲ示シテ居リマス。之ニ反シ、檢察側ハ、木戸ノ平和ヘノ努力ハ、戦
 局ガ日本ニトツテ不利ニ展開サレ始メタ迄ハ開始サレナカッタト主張シ
 テキルノデアリマス。我々ガ證據トシテ提出シタ山崎(1063)ノ供述書ハ、
 木戸ハ一九四〇年(昭和十五年)六月一日内大臣トナツタ一月後役所ニ
 滞在シテ、自分ノ生命ノ危険ヲモ顧ズ軍閥ニ對抗シテ執務シタコトヲ示
 シテ居リマス。(1064)内大臣其ノ人マテモ冷血的ニ暗殺シ、其ノ官廳ヲ包圍
 シテキル暗殺(1064)嫌疑長入、殺人ノ過去ノ歴史ヲ有スル内大臣ノ地位ヲ安
 諾スルノハ容易ナラザル勇氣ガ必要デアリマシタ。(1065)檢察側ハ山崎ノ
 供述書ハ、木戸ヲ含ム人々ヲ殺害セントシタ陰謀ノ嫌疑デ一九四〇年(昭
 和十五年)ニ多数ノ人々ヲ逮捕シタ警察官ノ供述デアルトノ理由ニ據
 ツテ反對シタノデアリマス。(1066)此ノ反對ハ是認サレタノデアリマス。
 (1067)

裏面白紙

(1070)(1069)

記録 三八九二〇
記録 三八九二〇
三八九一九一三八九二〇

三五五、岡田啓介海軍大將ハ、檢察側ノ異議ニ對シテ、大体次ノヨウニ證
 カツタトイフ事トモ、比バテ頂キタイト思ヒマス。
 告訴、即チニシテハ、受領サレタノ既ニ有リマス。コレノ(1070)ト
 レマシタ。コレニツイテハ、多クノ証源ガ既ニ有リマス。コレノ(1070)ト
 アリ、コレニツイテハ、多クノ証源ガ既ニ有リマス。コレノ(1070)ト
 上ノ反對ヲ用テ、(1069)ノ稅部ニ對シテハ、「殘リハ初ノ部分ニツイテ、
 示シテ居リマス。稅部ニ對シテハ、「殘リハ初ノ部分ニツイテ、
 ニ真向ウカラシム。稅部ニ對シテハ、「殘リハ初ノ部分ニツイテ、
 レハ、後ニ取手ノ方法ニツイテノ計畫ガ提案サレタ時、木戸ハコレ
 ケ早クコレヲ提出スル方法ヲ考ヘシテモ、トイフ證據ニナリマス。又コ
 語ルコトハ出來ナイ時代デアリ、コレハ木戸ガコレヲ提出スル時、
 事ヲ示サンガ爲ニ提出サレタノデアリマス。又當時ハ平和回復ヲ公然ト
 日本入ガ取勝ニ懸ツテキタ時、既ニ平和回復ノ提案ニツイテ語ツテキタ
 三五四、辯護側文書第三〇七四號、米内光正ノ供述書ハ木戸ガ「開戦直後

415

裏面白紙

言致シマシタ。即チ、東條内閣ガ一九四四年（昭和十九年）七月辭職ス
 ル前ニ、彼ハ若槻男爵、近衛公爵、平沼男爵及木戸侯爵ト會談シ、彼等
 ハ戦争ヲ中止シテ平和回復ヲ唱ヘル人ヲ國務大臣トシテ入閣サセル事ガ
 必要デアアル、トイフ彼ノ考ヘニ賛成シタトイフノデアリマス。米内海軍
 大將ヲ復歸サセテ海相ニ就任セシメヨウトシテ肯ヲ打ツタノデアリマス
 ガ成功シマセンデシタ。シカシナガラ一九四四年（昭和十九年）七月、
 東條内閣ガ倒レテ後、小磯内閣成立ノ時ニ米内ヲ海相トシテ加ヘルコト
 ニ成功シタノデアリマス。
 彼ハ更ニ一九四四年（昭和十九年）四月、彼ト木戸ハ戦争中止ニツイテ密
 秘ニ會談シテツタト監言シマシタ。コノ監言ノ性質カライツテ、彼ト
 シテハ非密ナ重サヲ必要トシタノデアリマス。出來ルダケ早く戦争ヲ
 中止スルタメニ努力セネバナラヌトイフ點ニオイテ、木戸ト岡田ノ考ヘ
 ハ一致シテ居リマシタ。シカシコノ事ハ力ゾクテ強制シ得ル問題デハナ
 カツタノデアリマス。彼ハコレニ先立チ、コノ問題ニツイテ松平ト相談
 シ松平ニ彼ノ考ヲ木戸ニ傳ヘテ呉レルヨウニ頼ンダ後、木戸ト何度モ會
 談シタノデアリマシタ。岡田ハ彼ノ供述書ノ最後ノ項デ木戸ニ對シ「彼
 ノ英雄的努力ノ成功」ニ對シテ祝詞ヲ述ベテ居ルノデアリマス。

裏面白紙

三五六、⁽¹⁰⁷⁴⁾ 彼ハ小磯内閣ヲ繼ク無任所大臣ノ地位ニアリ、又一九四五年(昭和二十年)八月ニハ東京都長官デアッタ事、及彼ハ一九三八年(昭和十三年)以來木戸ヲ親シク知ツテキタ事ヲ証言致シマシタ。彼ハ又木戸ガ改イ同終極ノ機會ヲネラヒ、其目的ノ爲ニ非常ニ精力シタト證言シ、木戸ガ一九四四年七月米内ヲ小磯内閣ノ副總理ニシヨウト奔走シタ事、木戸ガ一九四五年(昭和二十年)四月平和實現ノタメニ鈴木海軍大將ヲ任命セントシタ努力、及鈴木内閣中ノ主ナ平和論者タル米内ト木戸ノ協力等ヲ説明シテ居リマス。廣瀬ハ和平問題ニ關シテ米内ト木戸トノ會見ヲ詳細ニシマシタ。彼ハ終極ニ當リ米内海相ガ「結局誰ヨリモ木戸侯爵ガ終極ニ關シテノ功績ガアル」ト云ツタト證言シマシタ。⁽¹⁰⁷⁵⁾

三五七、⁽¹⁰⁷⁴⁾ 彼ハ近衛公ガ彼ニ向ツテ「木戸侯爵ノ終極ニ對シテ爾努力ハ全く素晴シイモノデアツタ。」ト語ツタト述ベテ居リマス。⁽¹⁰⁷⁶⁾

コノ證人ハ近衛公ノ女婿デアリ一時近衛ノ秘書トシテ働イタ人デアリマ

(1075) (1074)
 法廷證三九三三記録三八九二七
 記録三八九二九

(1077) (1076)
 法廷證三九三三記録三八九三〇
 記録三八九三〇

裏面白紙

裏面白紙

三五八、石渡莊太郎ハ檢察働ノ具證ニモ不拘、次ノ據ニ證言シマシタレ
 即チ彼ハ一九四五年（昭和二十年）六月四日カラ一九四六年（昭和二十
 一年）一月十六日マテ、宮内大臣デアツタガ、彼ガ就任シタ時、木
 戸ハ平和交渉ノ機曾ラ出來ルダケ早ク掴ム事ガ必要デアルト強詞シタ
 ノデアリマス。彼ハ軟弱中、少クトモ一過ニ二回カ三回ハ木戸ト曾見
 シ、木戸ハ「還ニ八月十五日終戦トナルマテ勇敢ニ、忍耐強ク、且ツ
 苦心ニ苦心シテ反逆者ト歎ツタ。彼ハ降伏ノ速カナル實況ニ最モ貢獻
 シタ人々ノ中ノ一人デアアル」ト證言シタノデアリマス。⁽¹⁰⁷⁹⁾

一九四五年七月二十日頃石渡ハ木戸ト會談シマシタガ、コノ時木戸ハ
 「國軍ガ自分ヲ暗殺スルトイフヤウナ、暴動ノ可能否ガアルガ、ドウ
 カ戦争ガ終ルマテハ任命ヲ永ラヘタイモノダガ」、トイフ希望ヲ述ベ
 テオリマス。木戸ハ石渡ト、「若シ自分ガ殺サルル様ナ事ガアレバ内

(1079)
 記録ニ八九三二一ニ八九三三

大臣ノ被給者トシテハ、菅原身當ガイ、ダラウ。ト計ジ合ツタノテア
 リマス。八月ノ始メ頃、二人ハ天皇ノ「ラチオ」放送ガ内ノ混雑ヲ
 察知スルノニハ、最モ良イ方法デアルトノ考ヘカラ、天皇ニ「ラチオ」
 放送ヲ願ヒスルコトニツイテ會談シテオリマス。一九四五年八月十
 一日不戸ハ石渡ニ百分方放送ノコトニツイテ既ニ天皇ニ御話ヲシタコ
 トヲ告グマシタガ、石渡ハソノ許登ニ同意シタノデアリマス。石渡ハ
 不戸カラ天皇ガ喜ンデ「ラチオ」放送ヲナサルト旨フ話ヲ聞イテソノ
 タメニ必要ナ用意ヲ致シマシタ。石渡ハ更ニ、一九四五年八月十四日
 近衛副官ノ一部隊ガ官内省ノ建物ヲ占領シタト證言致シマシタ。彼等
 ハ「ピラ」ヲ撤キマシタガ、ソノ一ツニハ木戸ヲ非難スル文句ガ書カ
 レテアリマシタ。森島耳ハ木戸ト石渡ノ二人ヲ察シテ殺マウツタノ
 テ、二人ハソノ夜窮下室ニカクレテオリマシタ。檢察使ハ右ノ證言ガ
 真ルコトハ致サナカツタノデアリマス。イヅレノ證人ニモ反復訊問
 三
 三九、町村金五ノ宣誓供通書ハ刑ノ輕減ノためノ證據トシテ提出サレ
 タノデアリマスガ、檢察使ハ次ノヤウナ理由カラコノ六頁カラナル宣
 告供通書ニ異議ヲ申立テタノデアリマス。同チ、コレハ一九四五年八

裏面白紙

裏面白紙

十六日ニ或ル人越方木戸ヲ探シテ彼ヲ暗殺シヨウトシタコト、彼等
ガ不戸ヲ見ツケナイマ、ニ結局警察ガ彼等ヲ或ル公園テ包圍シテ結局
ヲ遠捕シタリ、候シタリシタコトノ次第ヲ述ベテキルモノデアアルカ
ラト言フデアリマス。
警察側ノ言ヒ分ハ「既ニ木戸ガソノ供進番ノ中テ自分ノ暗殺計畫ノ
ヲ述ベテキルガ、コノコトハ係争サレテキナイ。」トイフノテ
アリマス。コ、ニオイテコノ供進番ニハ木戸ヲ殺サウトシタ人々ガ取
引ト關係シテキタモノデアアルコトガ特ニ明ラカニサレテキルト指摘
タノデアリマスガ、二被察側ノコノ異議ハ支持サレタノデアリマス。
(1082)ノ

記録三八九三六

記録三八九三六

(1083)
JJ
一八

項 記 録 四 一 一 二 四

(1084)

記 録 三 八 九 二 〇

六、木戸ノ努力ヲケナシテ「辯護側ノ申立テ、イル木戸ノ平和ノためノ
 努力ハ大シテ重要ナモノデナイ」ト檢察側ハ人ヲシテ愕然々ラシメル
 ルニ足ルソノ申立ノ中テ言ツテ居リマス。ソノヨウナ見解ヲ正當ナモノト
 シテ受スルタメニハ、證據ノ中ニアル係争サレテイナイ事實、刑ノ
 輕減ノメニ提出サレタ證據、及ビ「コレニツイテハ既に多クノ證據ガ
 存在シ、イル」ト和平ノ申入ニ關シテ辯護側ニ先立ち檢察側自
 身ガ行「タ申立、更ニハ「返」ノ忠告ガ容レラレテイタナラバ、今日コノ

三六〇、若シ本廷ニシテ、我々ノ提出致シマシタ木戸ノ無罪ヲ決定のニ
 立證シテイル。倒的ナ證據ヲ無視シテ、ソレトハ反對ニ有罪ノ判決ニ到
 達サレルヨウノコトガアリマシテモ、木戸ガ自分ノ生命ヲカケテ何十萬
 トイフ人命ヲ救フハウト努力シ、ソレニ成功シタコトハ、人ヲシテ彼ガ蒙
 ツタ恩惠ト恥トガ正當ヲ缺クモノデアルカドウカヨ、ツクヅクト考ヘ
 サセルニ足ル。ノデアリマス。

421

裏面白紙

(1086) (1085)

記録録

三八九二〇

檢察側文書

〇〇〇三

記録

一六八五三

ヤウ十裁判ハ疑ヒモナクヤラナイデスンダデアラウ
 ノ思慮深イ評價モスベテ全然無視サレナケレバナ
 平和ノタメニ努力シ平和ノ達成ノタメニ與ツテ力
 テ愚弄ト非難ノ的トナルベキモノデアリマセウカ
 シテ重要トコレニヨツテ人々ノ生命ヲ救フトイフ
 リマセウカ、イギリスノ大政治家ウインストン・チ
 ハ異ツタ機曾ニデハアリマシタガ其ノ時言ツタ思
 岸ニ陸上ニ或ヒハ原野ニ、市街ニ、丘陵ニ於テ戦
 爲ニ如何ナル犠牲ヲ拂ツテモ聯合軍ガ日本々土ニ
 誰カガ望ムモノデアラフタデアリマセウカ。コノ
 トニヨツテ木戸ノ自分ノ生命ヲカケタ努力ハ何十
 タノデアリマス。木戸ノ平和ノタメノ努力ヲ「大シ
 トイフ人命ニ救ツ

裏面白紙

テ重要ナモノデナイナドト言ツテ片附ケテキルノハ、確カニ唯彼ヲ有罪
 ト立証シヨツトスル氣狂ヒジミタ骨折ノ擧句、正邪善惡ノ尺度ヲスベテ
 進ンテ棄テシマハウトスル者ノ仕業ニ相違ナイノデアリマス。コノヤ
 ウナ立場ハ「ニユールンベルグ」法廷ニ於イテ一九四五年十一月廿一日
 合衆國代表主席檢事「ジャンクソン」氏ノ次ノ如キ冒頭陳述ト兩立スル
 モノデモ或ヒハ「強スルモノデモナイ」デアリマス。即チ「四大國ガ勝
 利ノ證據ニ際リ又大キナ損害ノ苦惱ヲ苦シミナガラモ、ヨク復讐ノ手ヲ
 ヒカハテ、自ラ進ンデ今ヤ彼等ノ辯護トナツタ敵ヲ法ノ鏡ニ任セルト
 イフコトハ「力」ヲ嘗テ「理性」ニ獻ゲタトコロノ最モ意味深イ發見ス
 ベキ事柄ノ一ツト言フベキデアリマス。

裏面白紙

D 結 論

三六二、論シテ木戸被告ノ無罪放免ヲ乞ヒ、私達ハスベテノ審理中及ビ
 一以最終論ニ於テ辯護側ニヨツテ提出サレタ法律ヲ決定的ナモノ
 デアルトイウ見解ヲ採リ當裁判所ガソノヨウ考慮サレルコトヲ懇願致
 シマス。又提出サレタ事實ニ基イテ私達ハ此ノ様ナ判決ガ充分ニ立證
 サレル事ヲ主張イタシマス。

三六三、最後ニ法廷ノオ許シヲ得テ私ハモシ私ノ個人的意見ヲ二、三附
 加スル事ガ出来ナケレバ辯護人トシテノ私ノ職務ヲ怠ルモノト感ジマ
 ス。當裁判ニ於テ私ノ努力ヲ導キマシタ所ノ國際水準ニ基ヅイタ
 法ノ執行ニ於テ協力スル機會ヲ持チマシタ事ニ對シテハ深甚ナル感
 謝ヲ拂ツテ來マシタ。多分此ラノ努力ハ國家ヨリ構成スル國際社會ノ
 仰ニ不可缺ナ國際道德ノ高イ水準へ向上セシメルカノ偉大ナ正義ノ
 尊リモ尙重要デアリマス。世人ハ民主々義ニツイテノ無數ノ陳腐ナ
 謬ヲ傾聽シ得ルデアリマセウ。併シ私ノトルニ足ラヌ提出文書中ニ
 於テ私達ガ曾テノ敵ノ訴訟事件ヲ此處デ辯護シテイルトイウ事實ダ

ケデモ生キテキル民主々義ヲ象徴スルモノデア
ルモノデアリマス。

謹ミテ以上申述ベマス。

穂 積 重 威

ウイリヤム・ローガン

木戸幸一被告ノ辯護人

425

195

裏面白紙